

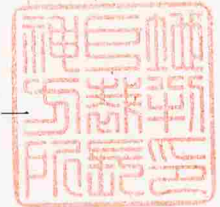


神戸地裁総第776号

令和2年10月16日

山中理司様

神戸地方裁判所長 宮崎英一



司法行政文書開示通知書

平成30年12月6日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称及び開示しないこととした部分とその理由
別表のとおり

2 開示の実施方法等

(1) 実施の方法

1の各文書については閲覧及び謄写ができる。

(2) 閲覧の場所

神戸地方裁判所事務局総務課

(3) 開示の実施期間

令和2年10月16日（金）から11月16日（月）まで（土、日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

（担当）総務課 電話078（367）1019

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
1	報道対応案(平成30. 11. 5神戸地裁総務課)	片面 で 6枚	個人識別情報(事件番号, 事件名, 当事者名, 代理人名等)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
2	対応案(H30. 11. 8神戸地)	片面 で 7枚	個人識別情報(事件名, 前提事実等)及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(対応スタンス, 対応内容等)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
3	決裁文書(決裁日 H30. 11. 9)(決裁票を含む。)	片面 で 3枚	個人識別情報(内線番号, 裁判所職員の印影等)及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(内線番号)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
4	決裁文書(決裁日 H30. 11. 12)(決裁票を含む。)	片面 で 3枚	個人識別情報(内線番号, 裁判所職員の印影等)及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(内線番号)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
5	ご連絡(平成30年11月14日受付神戸地方裁判所長宛て)	片面 で 1枚	個人識別情報(特定の事件に関する文書の標題, 同事件の代理人の住所及び氏名等)及び公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(印影)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
6	平成30年11月14日受付神戸地方裁判所長宛て書面	片面 で 6枚	個人識別情報(特定の事件に関する文書の標題, 同事件の代理人の住所, 氏名, 当事者名, 事件番号, 事件名, 裁判官の氏名, 文書の内容全般等)及び公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(印影)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
7	平成30年11月14日受付 神戸地方裁判所長宛て書面控 1ページの写し	片面 で 1枚	個人識別情報（特定の事件に関する文書の標題、同事件の代理人の住所、氏名、当事者名、事件番号、事件名、裁判官の氏名、文書の内容全般等）及び公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
8	ご連絡（平成30年11月14日受付神戸地方裁判所姫路支部長宛て）	片面 で 1枚	個人識別情報（特定の事件に関する文書の標題、同事件の代理人の住所、氏名等）及び公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
9	平成30年11月14日受付 神戸地方裁判所姫路支部長宛て書面	片面 で 6枚	個人識別情報（裁判所職員の印影、特定の事件に関する文書の標題、同事件の代理人の住所、氏名、当事者名、事件番号、事件名、裁判官の氏名、文書の内容全般等）及び公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
10	2018年に神戸地方裁判所 事務局人事課課長補佐が受信 したメール1通（添付ファイルを含む。）	片面 で 2枚	個人識別情報（メールアドレス等）及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス等）並びに公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第6号柱書及び第6号ニに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
11	報道対応案について（決裁日 平成30年11月19日） （決裁票を含む。）	片面 で 9枚	個人識別情報（裁判所職員の印影、事件名、事件番号、当事者名、代理人名等）及び広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
12	対応案 (H30.11.19 神戸地)	片面 で 6枚	個人識別情報(事件名, 官職及び氏名等)及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(対応内容, 想定問答案等)が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
13	報道対応案 (平成30.11.19 神戸地裁総務課)	片面 で 8枚	個人識別情報(事件名, 事件番号, 当事者名, 代理人名等)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
14	電話聴取書 (日時 平成30年11月29日(木)午後4時15分)	片面 で 2枚	個人識別情報(記者の氏, 携帯電話番号), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
15	電話聴取書 (日時 平成30年11月30日(金)午前9時37分)	片面 で 1枚	個人識別情報(記者の氏, 携帯電話番号), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
16	電話聴取書 (日時 平成30年12月3日(月)午前8時55分)	片面 で 1枚	個人識別情報(事件名), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
17	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 16に対応するもの)	片面で 1枚	公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
18	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前8時58分)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
19	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 18に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(氏名等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
20	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前9時16分)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
21	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 20に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(事件名等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
22	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午前9時19分）	片面で 1枚	個人識別情報（事件名等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
23	対応案（平成30.12.3神戸地裁、22に対応するもの）	片面で 1枚	個人識別情報（事件名）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
24	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午前9時25分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
25	対応案（平成30.12.3神戸地裁、24に対応するもの）	片面で 1枚	個人識別情報（事件名等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
26	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午前9時34分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
27	対応案（平成30.12.3 神戸地裁，26に対応するもの）	片面 で 1枚	個人識別情報（事件名等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
28	電話聴取書（日時 平成30 年12月3日（月）午前9時 37分）	片面 で 1枚	個人識別情報（記者の氏等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
29	対応案（平成30.12.3 神戸地裁，28に対応するもの）	片面 で 1枚	公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
30	電話聴取書（日時 平成30 年12月3日（月）午前9時 46分）	片面 で 1枚	個人識別情報（記者の氏等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
31	対応案（平成30.12.3 神戸地裁，30に対応するもの）	片面 で 1枚	個人識別情報（氏名等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名等）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
32	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前9時53分)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
33	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 32に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(氏名等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
34	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前10時00分①)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
35	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 34に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(事件名等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名等)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
36	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前10時00分②)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
37	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 36に対応するもの)	片面で 2枚	個人識別情報(事件名), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
38	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午前11時30分)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
39	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 38に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(事件名), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
40	電話聴取書(日時 平成30年12月3日(月)午後1時41分)	片面で 1枚	個人識別情報(記者の氏, 携帯電話番号等), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名及び聴取要旨)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており, これらの情報は, 行政機関情報公開法第5条第1号, 第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから, これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
41	対応案(平成30.12.3神戸地裁, 40に対応するもの)	片面で 1枚	個人識別情報(事件名), 公にすると法人等の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法人名等)及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
42	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後2時35分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
43	対応案（平成30.12.3神戸地裁、42に対応するもの）	片面で 1枚	公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
44	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後3時51分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
45	対応案（平成30.12.3神戸地裁、44に対応するもの）	片面で 1枚	公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
46	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後4時15分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
			ある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
47	対応案（平成30.12.3神戸地裁，46に対応するもの）	片面で 1枚	公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
48	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後4時40分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
49	対応案（平成30.12.3神戸地裁，48に対応するもの）	片面で 1枚	公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
50	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後5時40分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等），公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
51	対応案（平成30.12.3神戸地裁，50に対応するもの）	片面で	公にすると法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

(別表)

項番	開示する司法行政文書の名称	枚数	開示しないこととした部分とその理由
		1枚	それがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
52	電話聴取書（日時 平成30年12月3日（月）午後6時15分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏等）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名及び聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
53	電話聴取書（日時 平成30年12月4日（火）午後4時40分）	片面で 1枚	個人識別情報（記者の氏）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人名、聴取要旨）及び公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

開示の実施方法等について

神戸地方裁判所事務局総務課

1 提出時期

開示の実施の方法等については、同封した「司法行政文書開示の実施方法等申出書」（以下「実施方法申出書」という。）により、申出を行ってください（持参していただいても、郵送いただいても結構です。）。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、実施方法申出書は、開示を受ける希望日の**3日前**には、当方に届くように御提出願います。

2 開示の実施の方法の選択等について

下記の記述を読んだ上、実施方法申出書のうち希望する実施の方法等を選択し、該当する事項の□にレ印を付してください。

(1) 閲覧を希望される場合

閲覧場所への来庁希望日時も記載してください。

なお、来庁の際には、同封した「司法行政文書開示通知書」（以下「開示通知書」という。）を持参してください。

(2) 謄写を希望される場合

① まず、カメラ等機器（カメラや乾電池、バッテリーで稼働するもの）を持参して来庁の上、自分で謄写する方法があります。

この場合は、来庁希望日時も記載してください。来庁の際には、開示通知書を持参してください。

② また、兵庫県弁護士協同組合のコピー機を使用して、自分で謄写する方法があります。この場合の謄写費用は白黒片面1枚20円です。

③ 次に、謄写業者に謄写の委託をする方法があります。この場合、兵庫県弁護士協同組合に委託していただくことになります。

兵庫県弁護士協同組合に委託する場合の謄写費用、送料等につきましては、

直接兵庫県弁護士協同組合（電話番号０７８－３４１－８９４１）にお問い合わせください。

ア 来庁して謄写の委託を申し込まれる場合

実施方法申出書に来庁希望日を記載してください。

来庁の際には、開示通知書及び印鑑（認め印で結構です）を持参してください。

なお、謄写には多少の時間を要するため、謄写の委託のために御来庁いただいても、必ずしも当日に謄写物を受け取ることができるとは限りませんので予め御了承ください。

イ 郵送により謄写の委託を申し込まれる場合

この場合に提出していただく委任状及び謄写依頼書を同封しました。これらの書類を当課文書係宛てに郵送してください。

なお、一つの文書のうちの一部のみの謄写を希望される場合には、文書のどの部分の謄写を希望されるかを詳しくお聞きするために、必ず御来庁いただくこととしております。郵送により謄写の委託を申し込まれる場合には、一文書の全体の謄写を申し込んでいただくこととなりますので御了承ください。

令和 年 月 日

司法行政文書開示の実施方法等申出書

神戸地方裁判所 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先・電話番号

司法行政文書開示通知書（令和 年 月 日付け）により通知のありました
司法行政文書開示について、下記のとおり申出をします。

記

- (1) 閲覧（希望日：令和 年 月 日 時）
- (2) 謄写
- ① 来庁して謄写手続をする
（希望日：令和 年 月 日 時）
- ア 持参するカメラ等機器で実施
- イ 謄写業者への委託
- ② 郵送で謄写委託を申し込む

※希望する実施の方法等を選択し、該当する事項の□にレ印を付してください。

※閲覧を希望される方及び来庁の上謄写手続等をとることを希望される方は、来庁
希望日時も記載してください。

謄写依頼書

兵庫県弁護士協同組合 御中

下記の文書の謄写を依頼します。

謄写部分

年 月 日付け司法行政文書開示通知書記載の開示文書のうち、
全てを謄写

お名前

電話

ご住所

委 任 状

私は、神戸市中央区橘通2丁目2番1号謄写室内兵庫県弁護士協同組合を代理人と定め、下記の司法行政文書の謄写に関する一切の件を委任します。

記

謄写を求める司法行政文書の名称

年 月 日付け神戸地方裁判所からの司法行政文書開示通知書記載
の開示文書（片面で 枚）全てを謄写

令和 年 月 日

住 所

委任者

(平成30.11.5神戸地裁総務課)

姫路支部 [redacted] 請求事件に係る報道対応案

1 事件情報

(1) 事件

[redacted] 請求事件

(2) 期日

平成30年11月5日(月)午後1時30分～午後4時

(3) 担当係

神戸地方裁判所姫路支部民事合議B係

(4) 当事者

ア 請求者 : [redacted]

同代理人 : [redacted]

イ 拘束者 : [redacted]

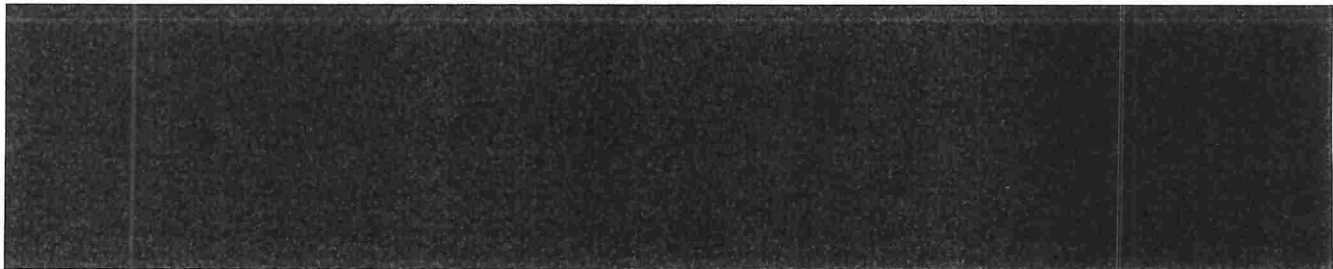
同代理人 : [redacted]

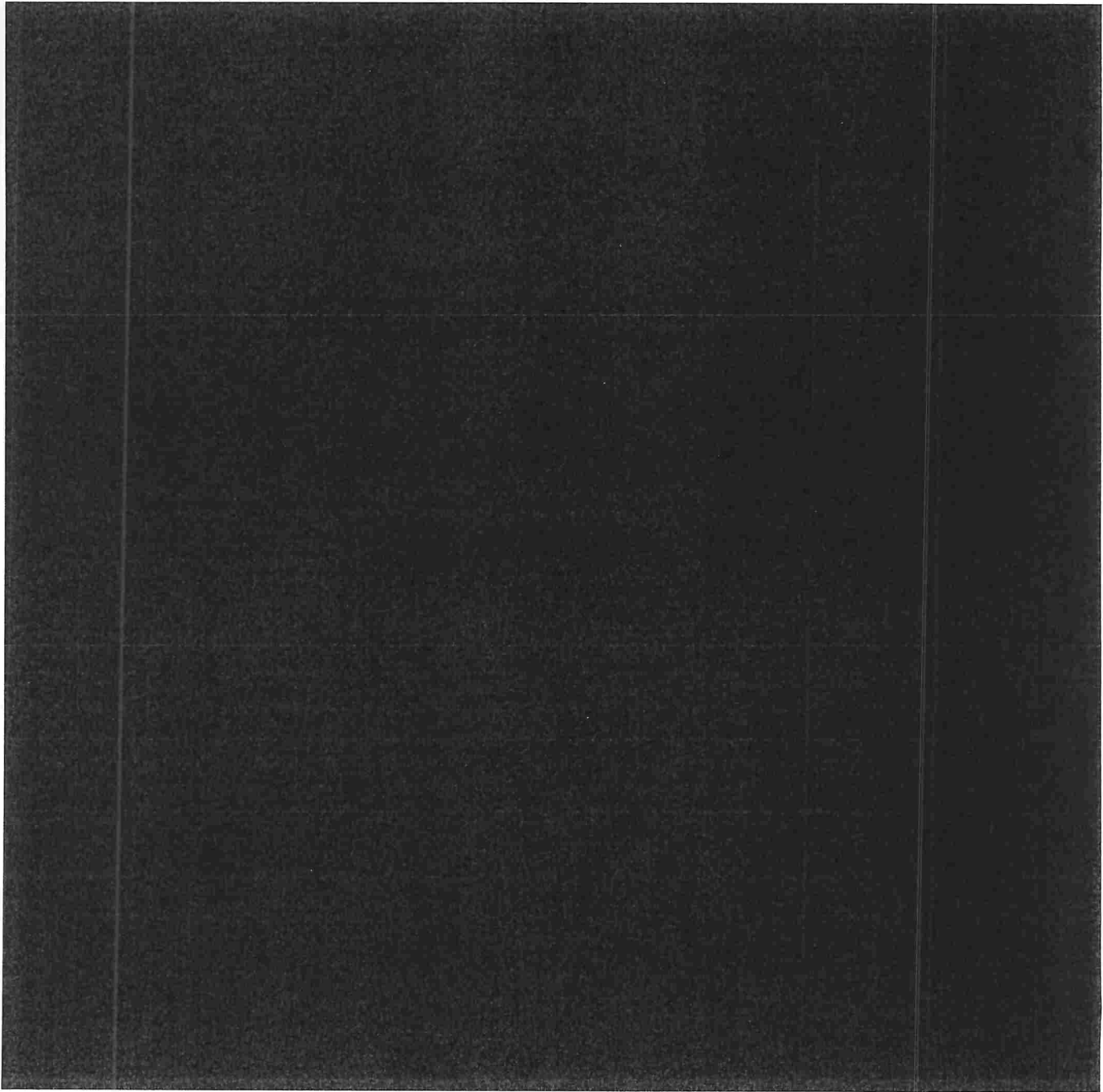
ウ 被拘束者 : [redacted]

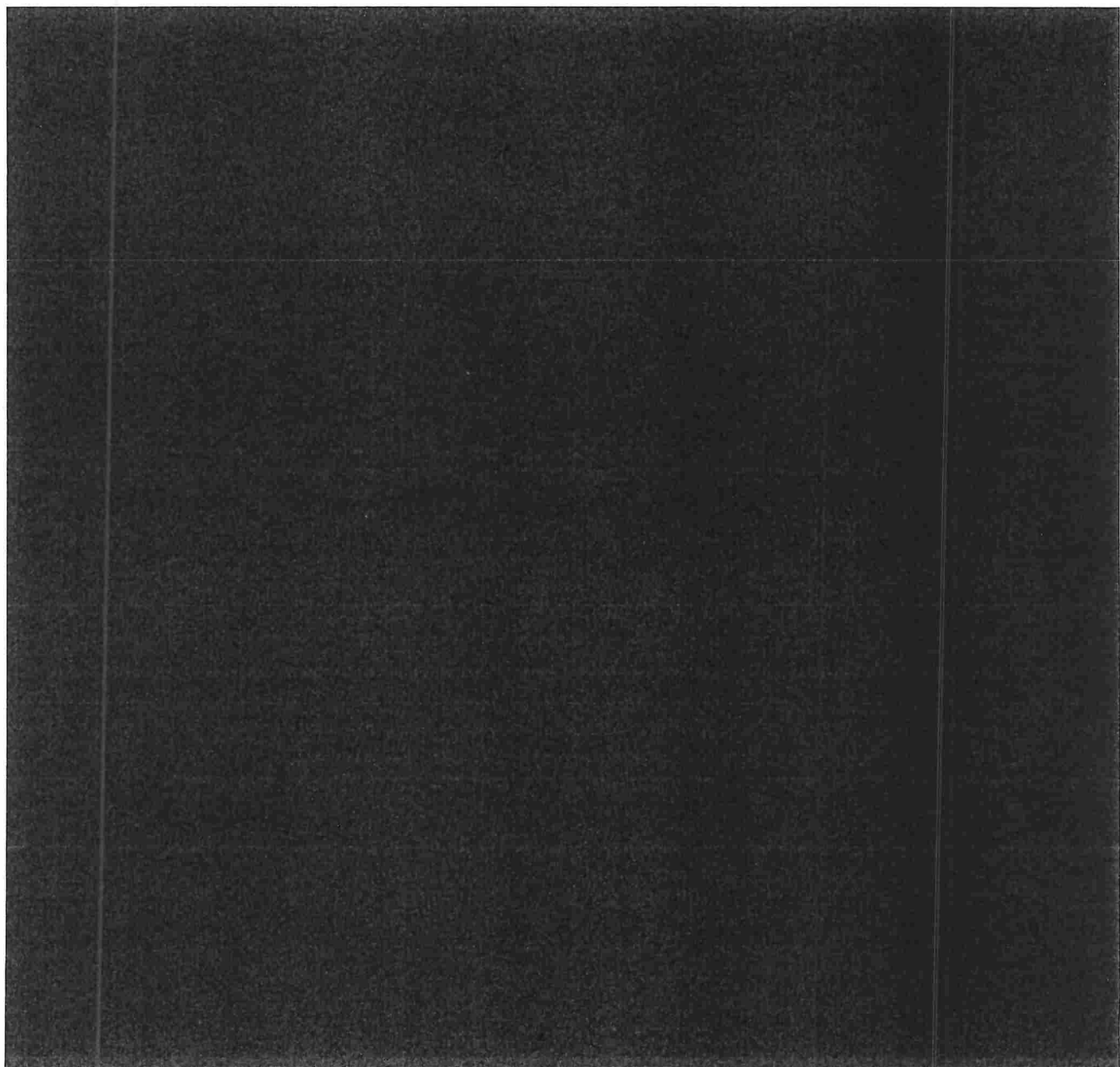
同国選代理人 : [redacted]

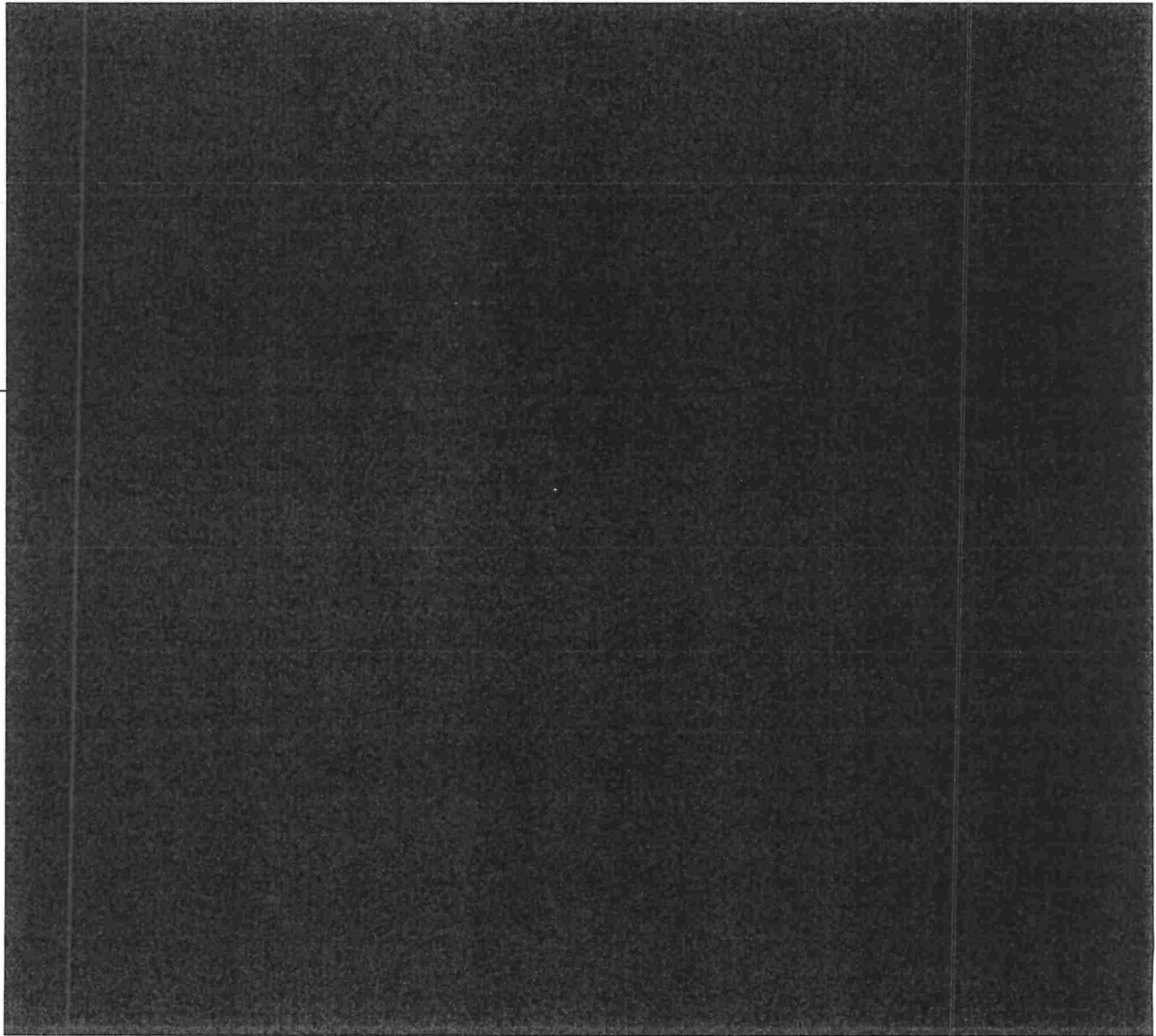
2 対応者

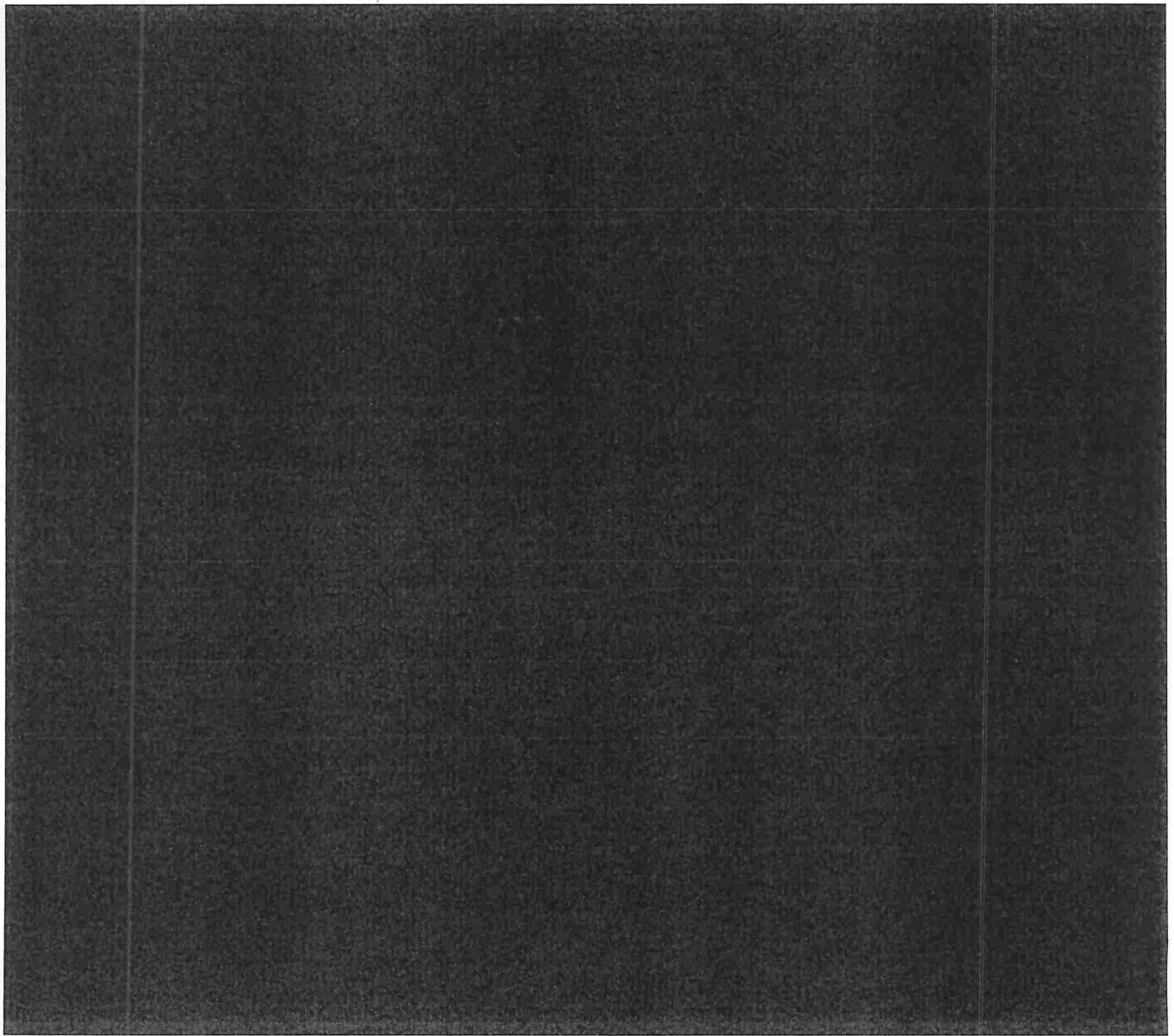
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

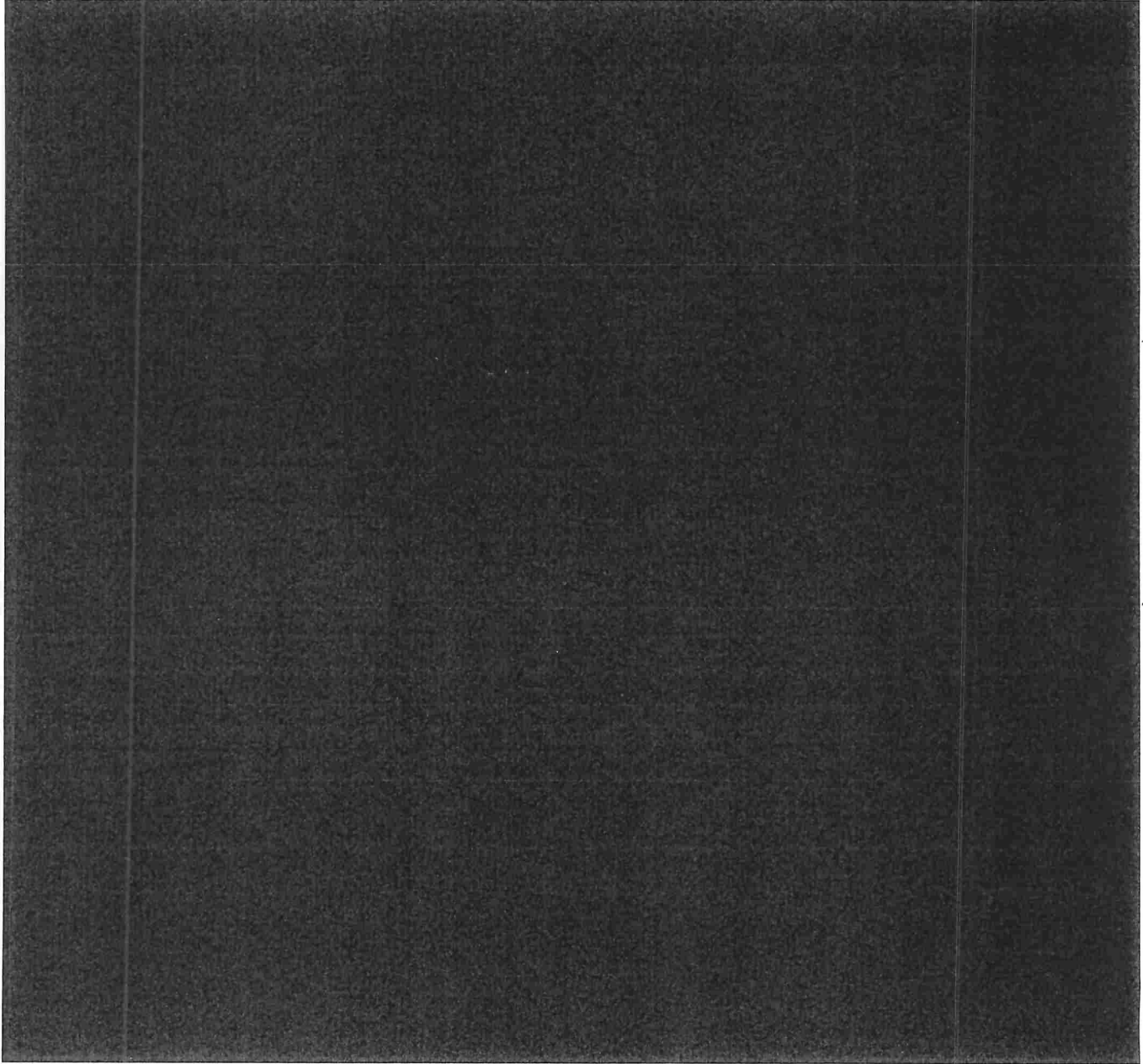












(H30.11.8神戸地)

請求事件のの関係者が負傷した件
に関する対応案

1 前提事実

(1)

[Redacted text block 1]

(2)

[Redacted text block 2]

(3)

[Redacted text block 3]

2 対応スタンス

(1)

[Redacted text block]

(2)

ア

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

(3) [Redacted]

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

[Redacted]

ウ

[Redacted]

3 対応案

(1) 対応時期

速やかに。

(2) 対応者（訪問時）

(3) 対応内容

ア 基本説明

(ア)

(イ)

[Redacted]

(7) [Redacted]

[Redacted]

イ 想定問答案

問 1 [Redacted]

答 [Redacted]

問 1-2 [Redacted]

答 [Redacted]

問 2-3 [Redacted]

答 [Redacted]

問 3-4 [Redacted]

答 [Redacted]

問 4-5 [Redacted]

答 [Redacted]

[Redacted]

問 6-6

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

問 6-7

[Redacted]

答

[Redacted]

問 7-8

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

問 8-9

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

問 9-10

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

問 10-11

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

問 11-12

[Redacted]

答

[Redacted]

問 12-13

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

問 13-14

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

決裁・供覧

件名	[Redacted]			文書番号		
	[Redacted]			神戸地裁人秘第683号		
伺い文	[Redacted]					
起案	起案日	平成30年11月9日		受付日		
	部署	最高裁判所 神戸地方裁判所 事務局 人事課		決裁 決裁処理期限日	平成30年11月9日	
				決裁 決裁日	H 30. 11. 9	
	起案者	大西 章雄		施行 施行処理期限日		
		連絡先		施行 施行日		
	分類名称	大分類	(人・管理) 職員人事 (事務)		施行 施行先	
		中分類	(入ろー11) 服務		施行 施行者	
		名称(小分類)	服務一般 (平成30年度)		取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分			格付け 機密性格付け	
		秘密期間終了日			取扱い 取扱制限	
指定事由				保存 行政文書保存期間	3年	
				保存 保存期間満了時期	平成34年3月31日	
決裁・供覧欄	<p>所長 ●</p> <p>事務局長 ●</p> <p>事務局次長01 ● 総務課長 ● 総務課 課長補佐01 ● 総務課 課長補佐02 ●</p> <p>事務局次長02 ● 人事課長 ● 人事課 課長補佐01 ● 人事課 課長補佐02 ●</p>					
備考欄						

平成30年11月9日

神戸地方裁判所長 殿

神戸地方裁判所姫路支部

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

平成30年11月9日

神戸地方裁判所長 本多 俊 雄

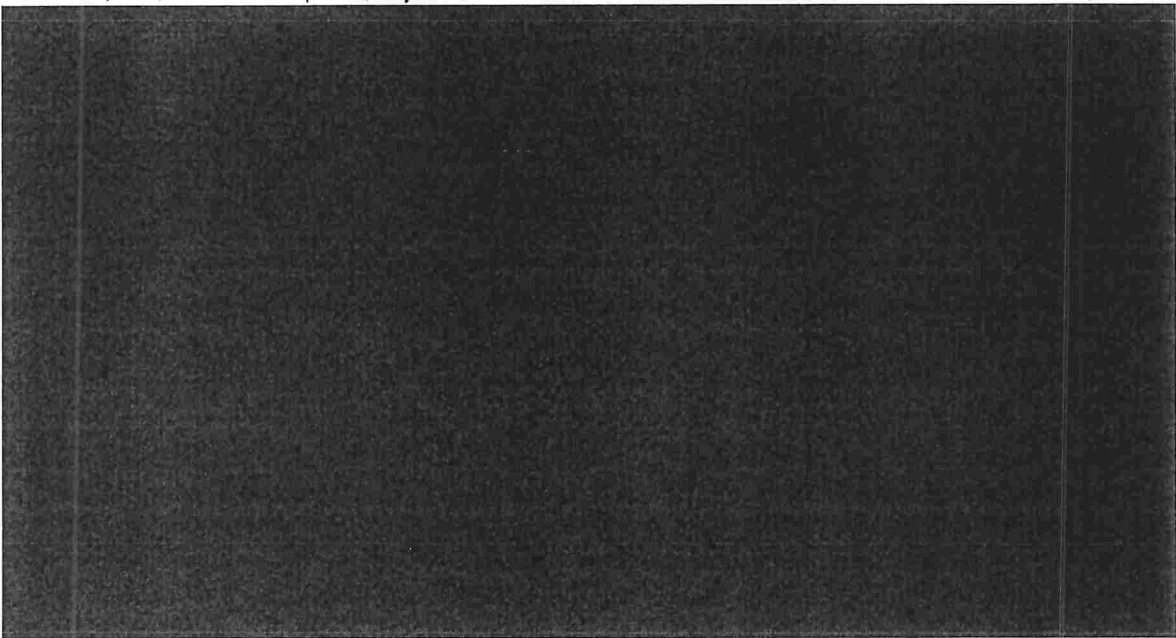
[Redacted]

H30.11.9 15:19 通知

平成30年11月9日

神戸地方裁判所長 殿

神戸地方裁判所姫路支部



平成30年11月 日

神戸地方裁判所長 本 多 俊 雄

(決裁) 供覧

件名				文書番号
				神戸地裁人秘第684号
伺い文				
起案	起案日	H30.11.12	受付日	
	起案部署	最高裁判所 神戸地方裁判所 事務局 人事課	決裁 決裁処理期限日	
			決裁 決裁日	H30.11.12
	起案者	大西 章雄	施行 施行処理期限日	
	連絡先		施行 施行日	
	大分類	(人・管理) 職員人事 (事務)	施行 施行先	
	中分類	(人ろ-11) 服務	施行 施行者	
	名称(小分類)	服務一般 (平成30年度)	施行 取扱上の注意	
	秘密区分		格付け 機密性格付け	
	秘密期間終了日 指定事由		格付け 取扱制限	
取扱区分		保存 行政文書保存期間	3年	
		保存 保存期間満了時期	平成34年3月31日	
決裁 供覧欄	所長			
	事務局長			
	事務局次長01		総務課長	総務課 課長補佐01
	事務局次長02		人事課長	人事課 課長補佐01
			総務課 課長補佐02	
			人事課 課長補佐02	
備考欄				

平成30年11月12日

神戸地方裁判所長 殿

(所属) 神戸地方裁判所姫路支部

(官職・氏名) [Redacted]

[Redacted]

平成30年11月12日

神戸地方裁判所長 本 多 俊 雄 [Redacted]

11/18 9:40 [Redacted]

平 30 年 11 月 12 日

神戸地方裁判所長 殿

(所属) 神戸地方裁判所姫路支部

(官職・氏名) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

平成 30 年 11 月 日

神戸地方裁判所長 本 多 俊 雄

ご連絡

神戸地方裁判所 所長
裁判官 本多 俊雄 殿

弁護士

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

下記書類をお送り致しますのでご査収ください。

記

（ ）付）正本及び控え 各1部

控えにつきましては、貴裁判所の受領印を押印のうえ、同封しました返信用封筒にてご返送いただけますと幸甚に存じます。

よろしく願いいたします。

なお、本書の同内容の書面を神戸地方裁判所姫路支部支部長宛てにも同時に送付しております。



〒

TEL :
FAX :

[Redacted]

神戸地方裁判所 所長
裁判官 本多 俊雄 殿

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 代理人 弁護士 [Redacted]

TEL [Redacted]

FAX [Redacted]

[Redacted]

神戸地裁姫路支部において平成30年11月5日に発生した重大問題について

(関係事件)

神戸地方裁判所姫路支部 [Redacted] 請求事件

[Redacted] 外名

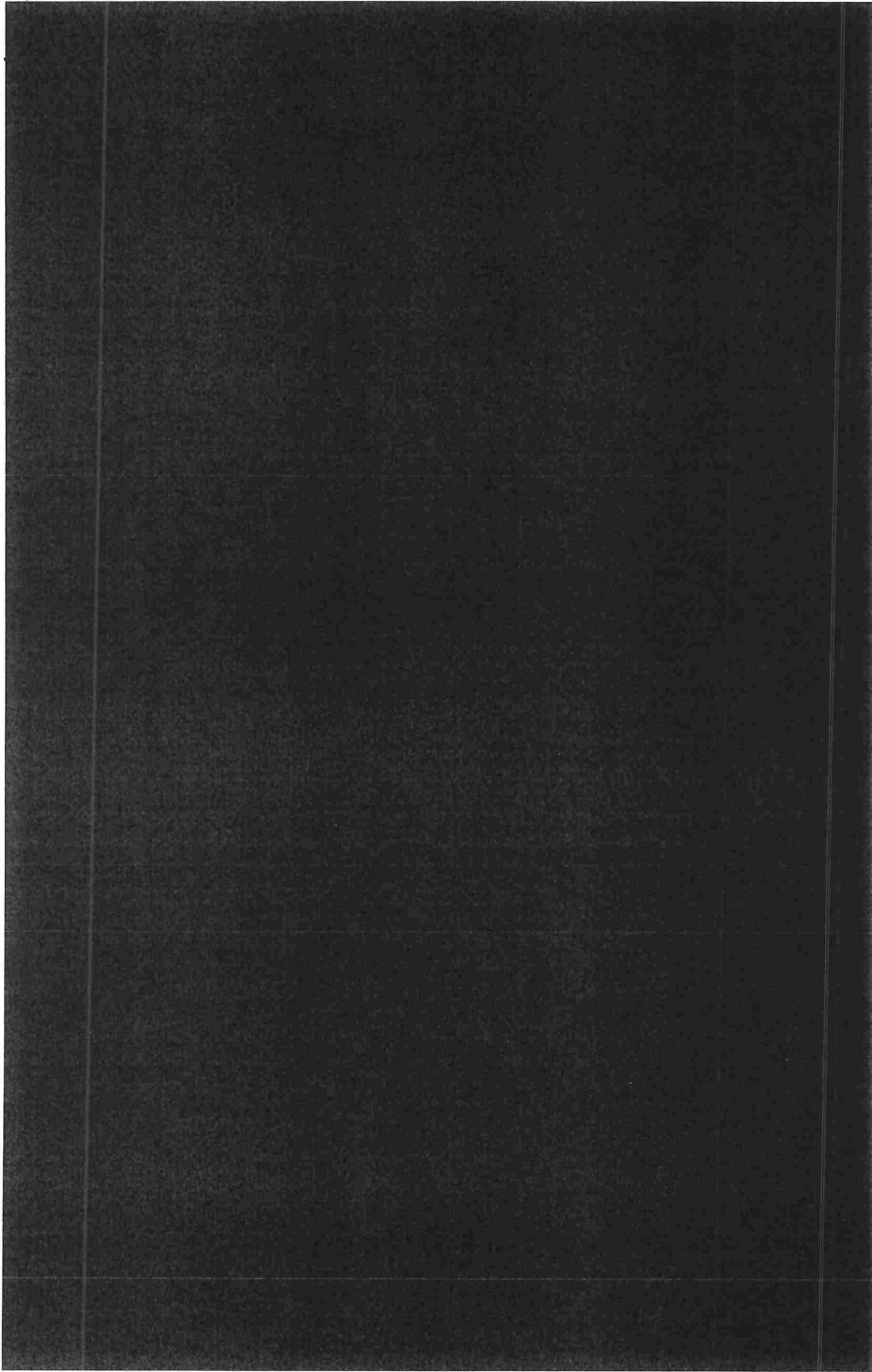
[Redacted] 外名

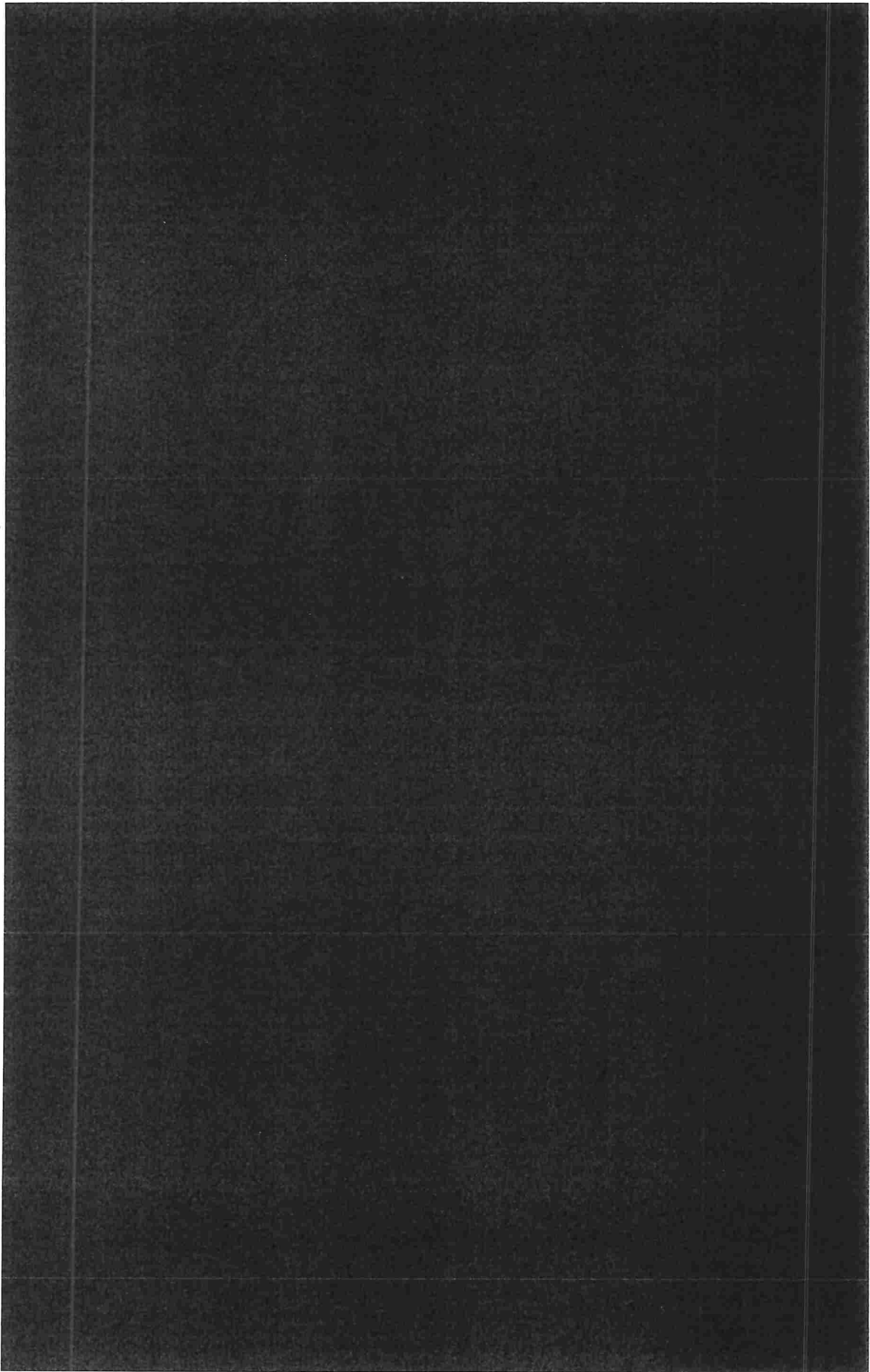
[Redacted]

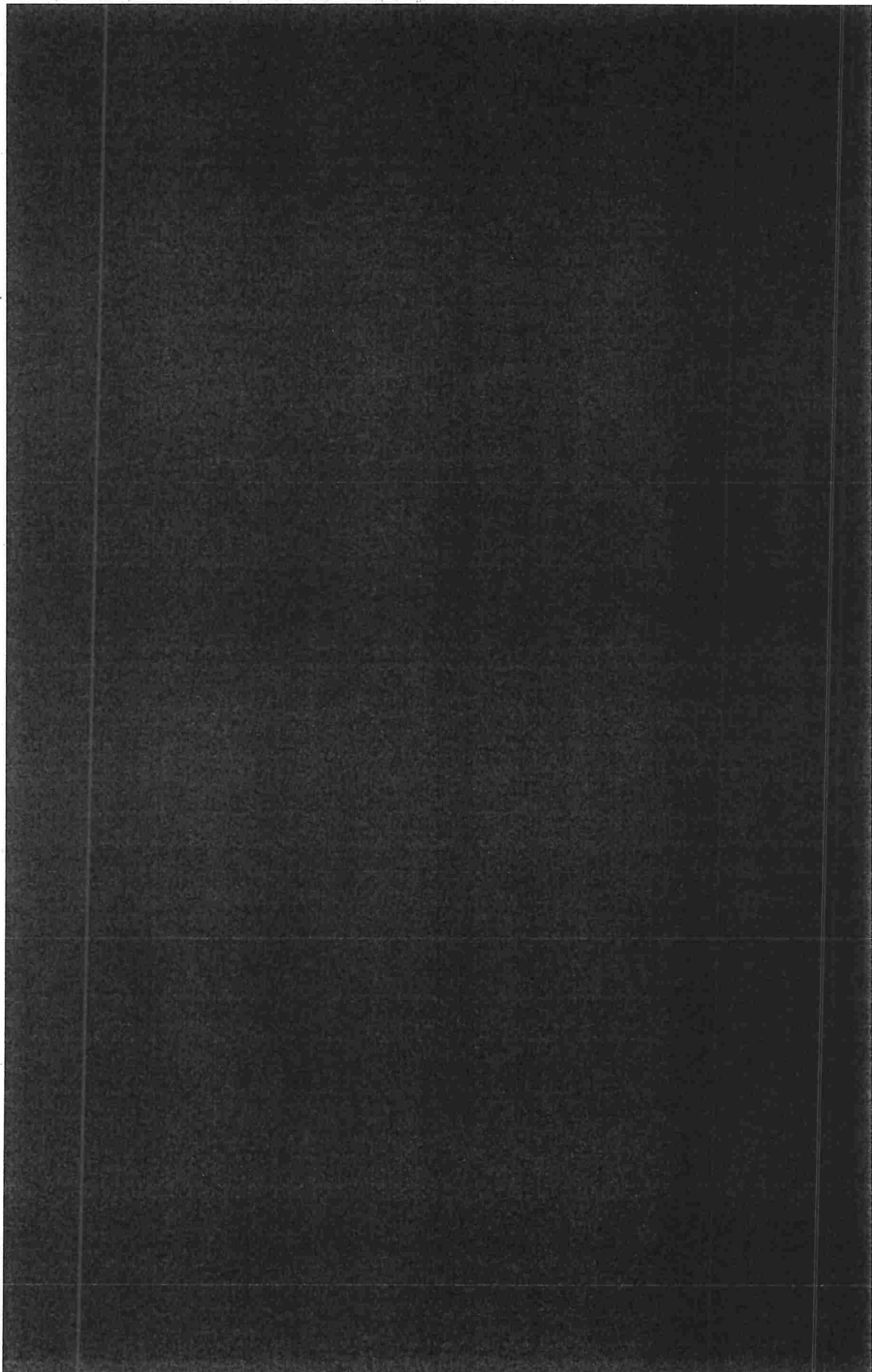
裁判長裁判官 [Redacted] 氏、裁判官 [Redacted] 氏、裁判官 [Redacted] 氏

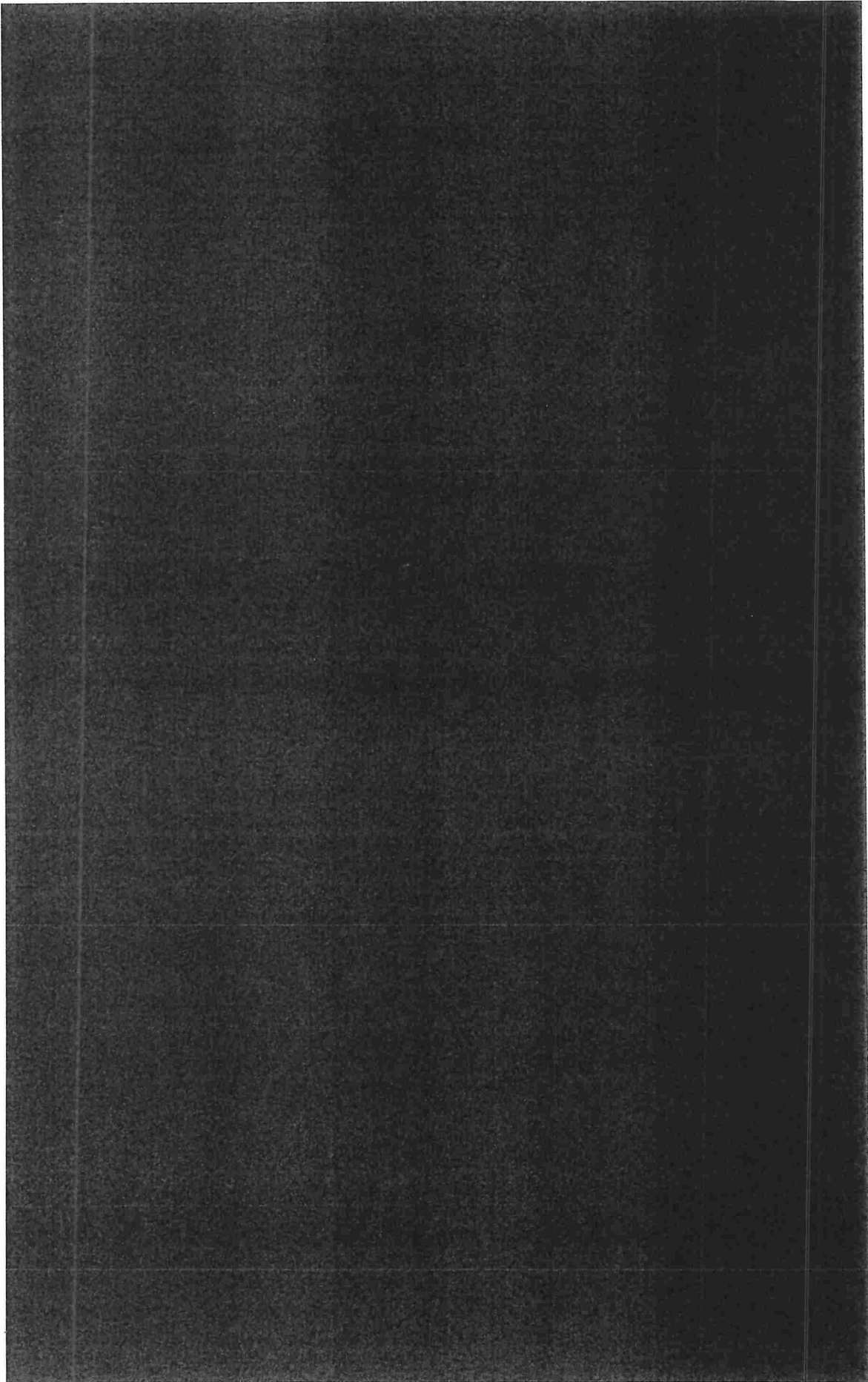
[Large Redacted Area]

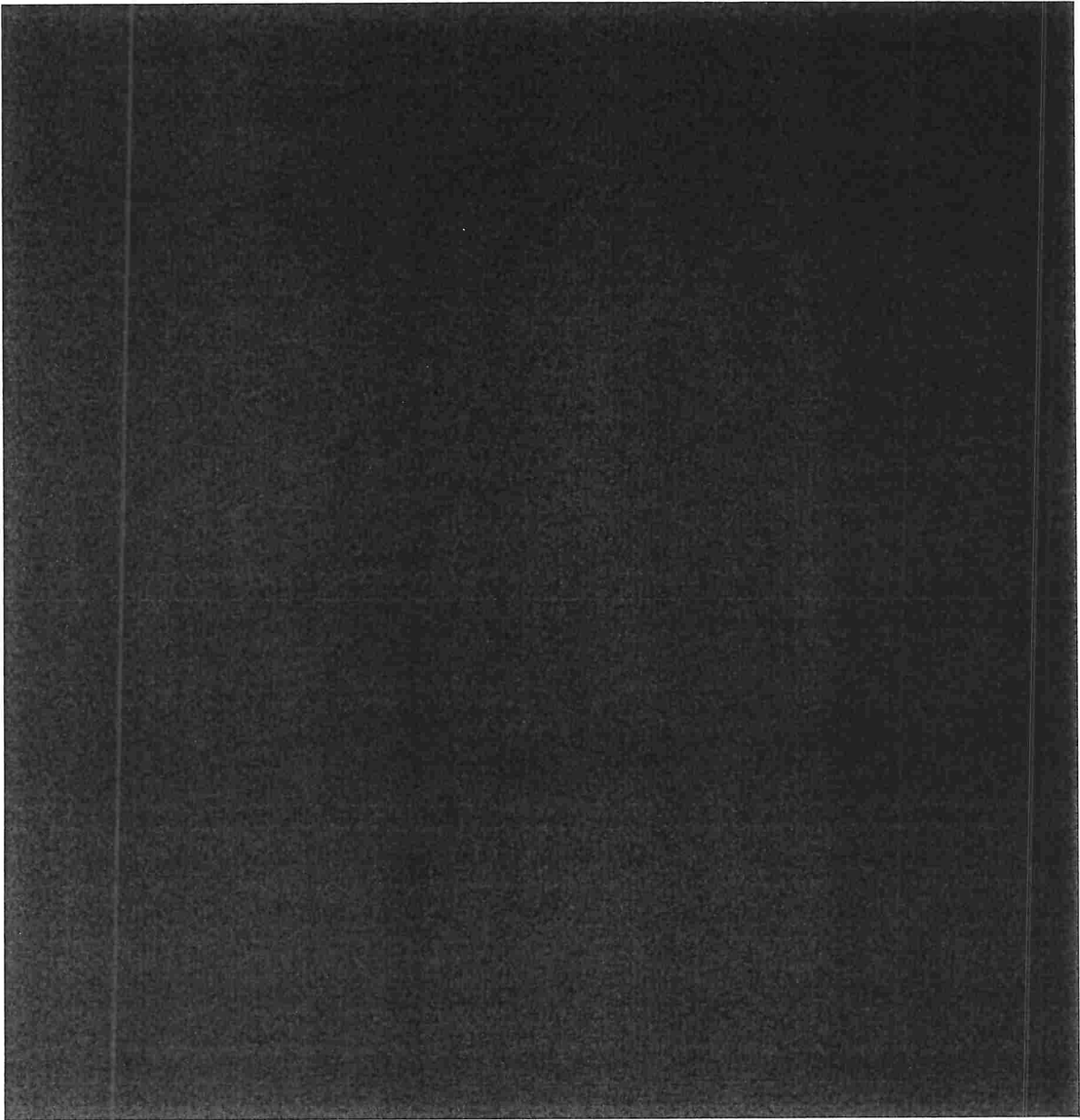














神戸地方裁判所 所長
裁判官 本多 俊雄 殿

TEL
FAX

代理人 弁護士

神戸地裁姫路支部において平成30年11月5日に発生した重大問題について

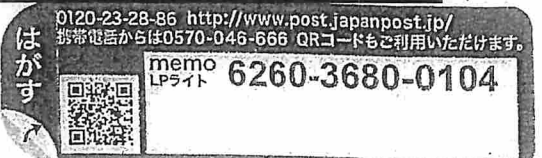
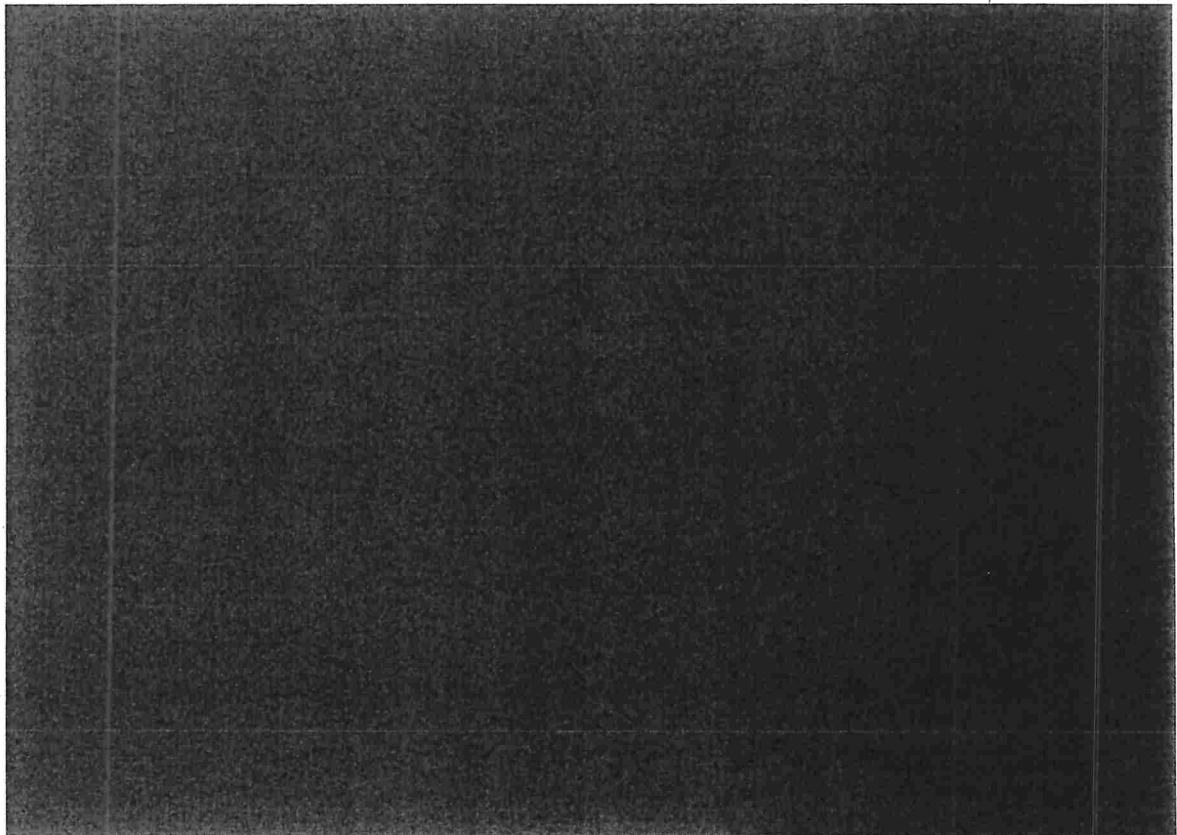
(関係事件)

神戸地方裁判所姫路支部 請求事件

外名

外名

裁判長裁判官 氏、裁判官 氏、裁判官 氏





ご連絡

神戸地方裁判所姫路支部 支部長
裁判官 徳岡 由美子 殿

弁護士 [REDACTED]

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

下記書類をお送り致しますのでご査収ください。

記

[REDACTED] ([REDACTED] 付) 正本及び控え 各1部

控えにつきましては、貴裁判所の受領印を押印のうえ、同封しました返信用封筒にてご返送いただけますと幸甚に存じます。

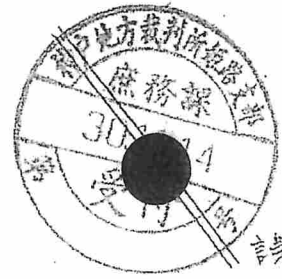
よろしく願いいたします。

なお、本書の同内容の書面を神戸地方裁判所所長宛てにも同時に送付しております。

〒 [REDACTED]

TEL : [REDACTED]

FAX : [REDACTED]



[Redacted]

神戸地方裁判所姫路支部 支部長
・ 裁判官 徳岡 由美子 殿

談孫井 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 代理人 弁護士 [Redacted]

TEL [Redacted]

FAX [Redacted]

[Redacted]

神戸地裁姫路支部において平成30年11月5日に発生した重大問題について

(関係事件)

神戸地方裁判所姫路支部 [Redacted] 請求事件

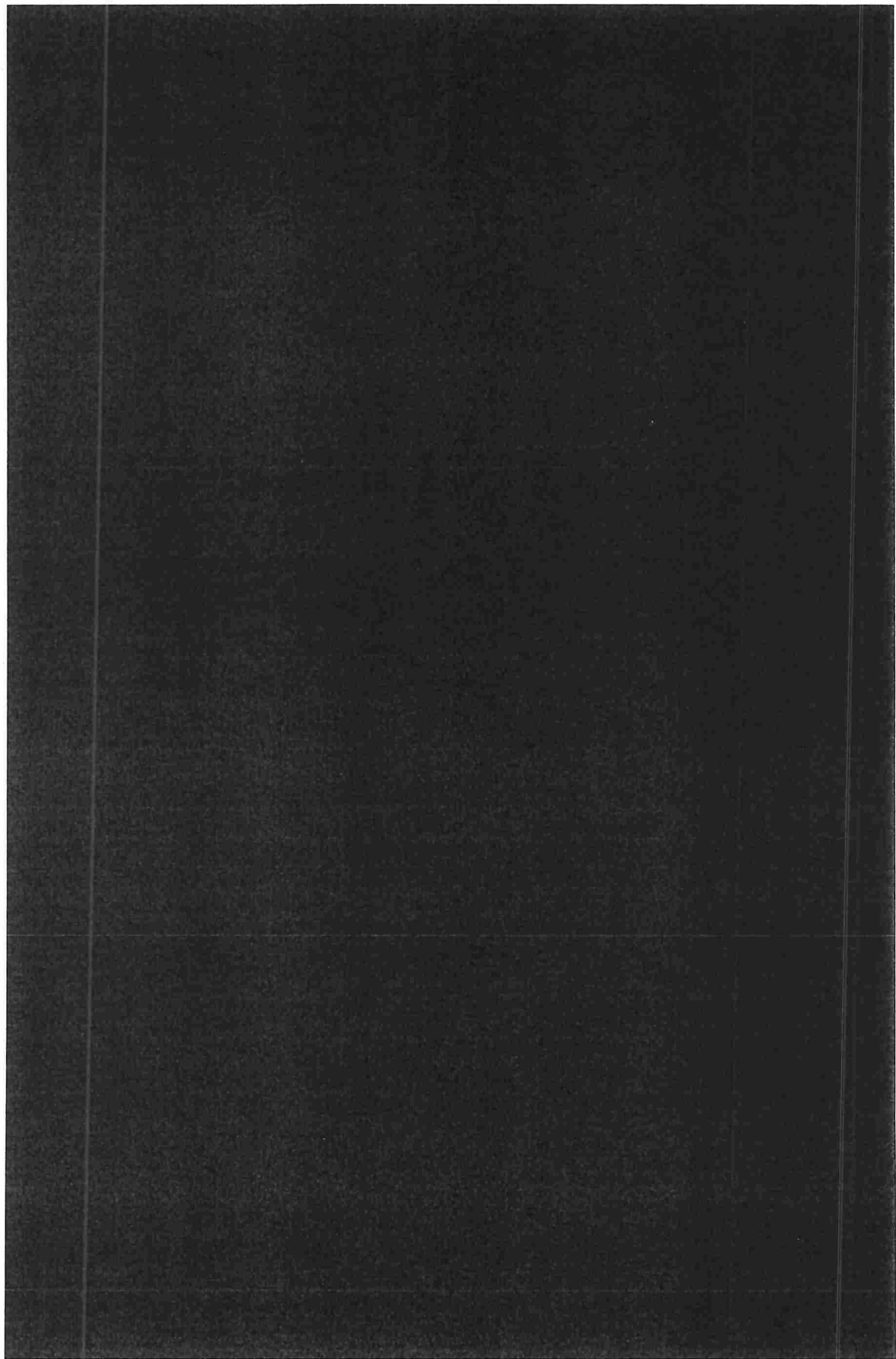
[Redacted] 外名

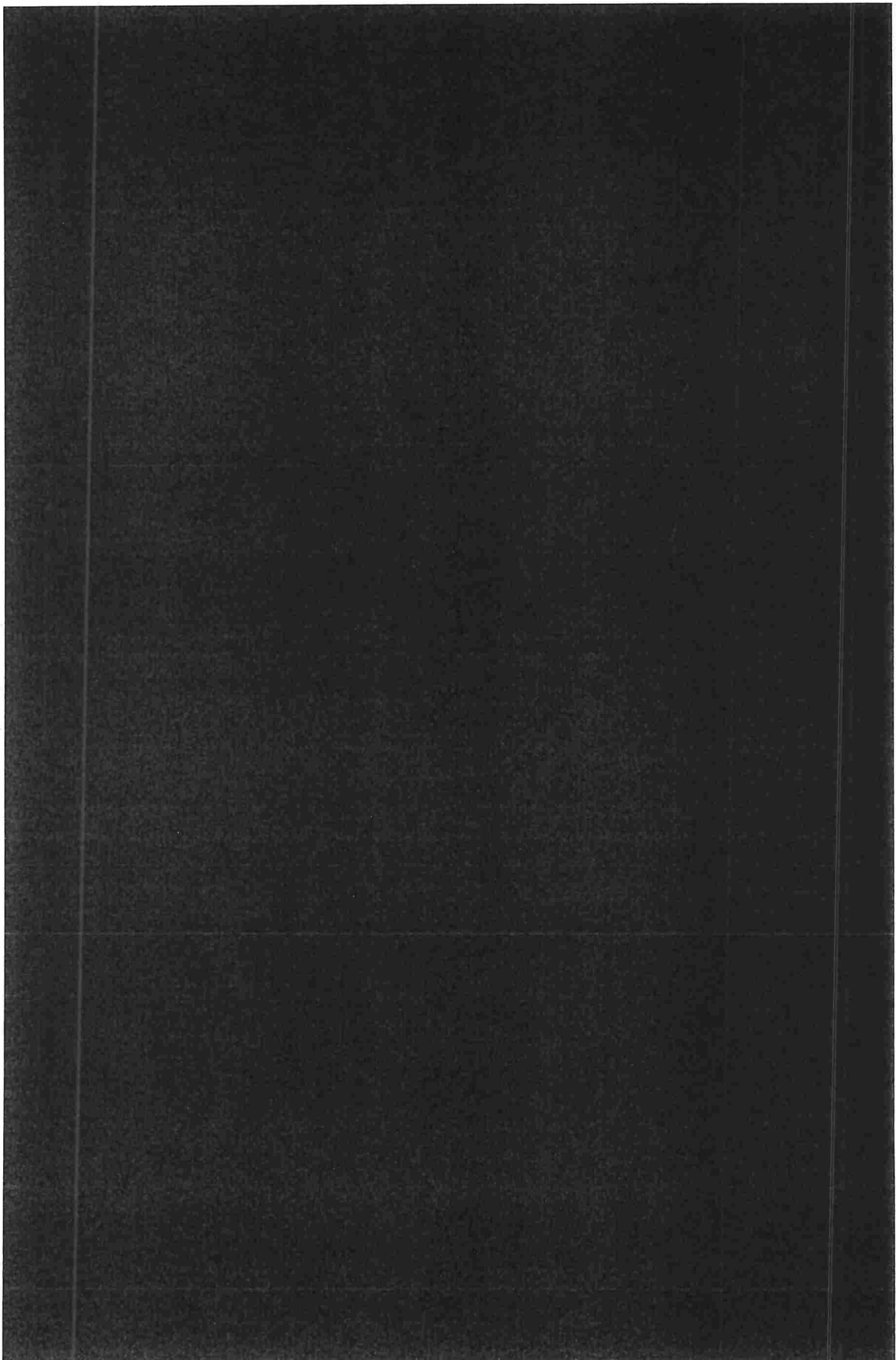
[Redacted] 外名

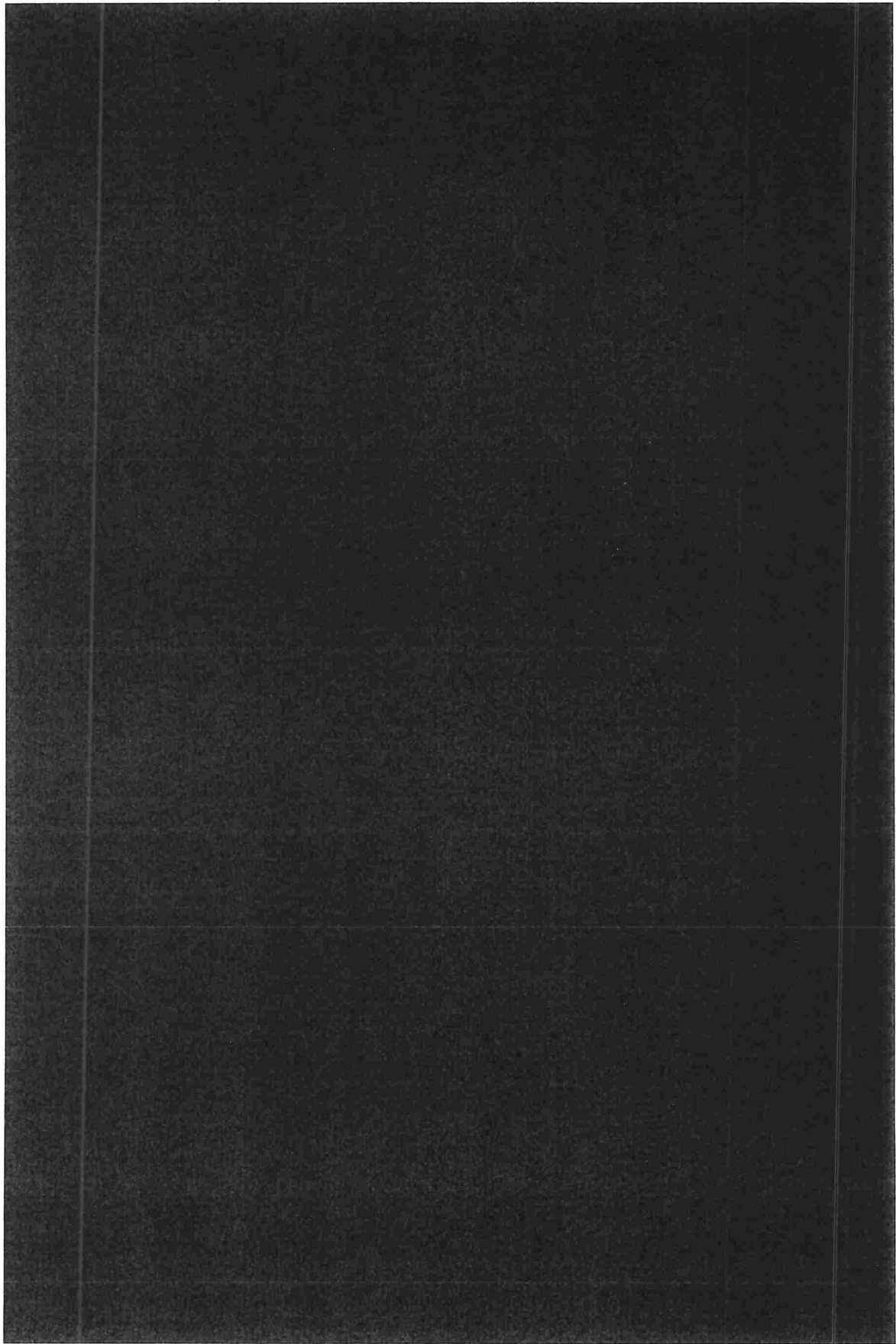
[Redacted]

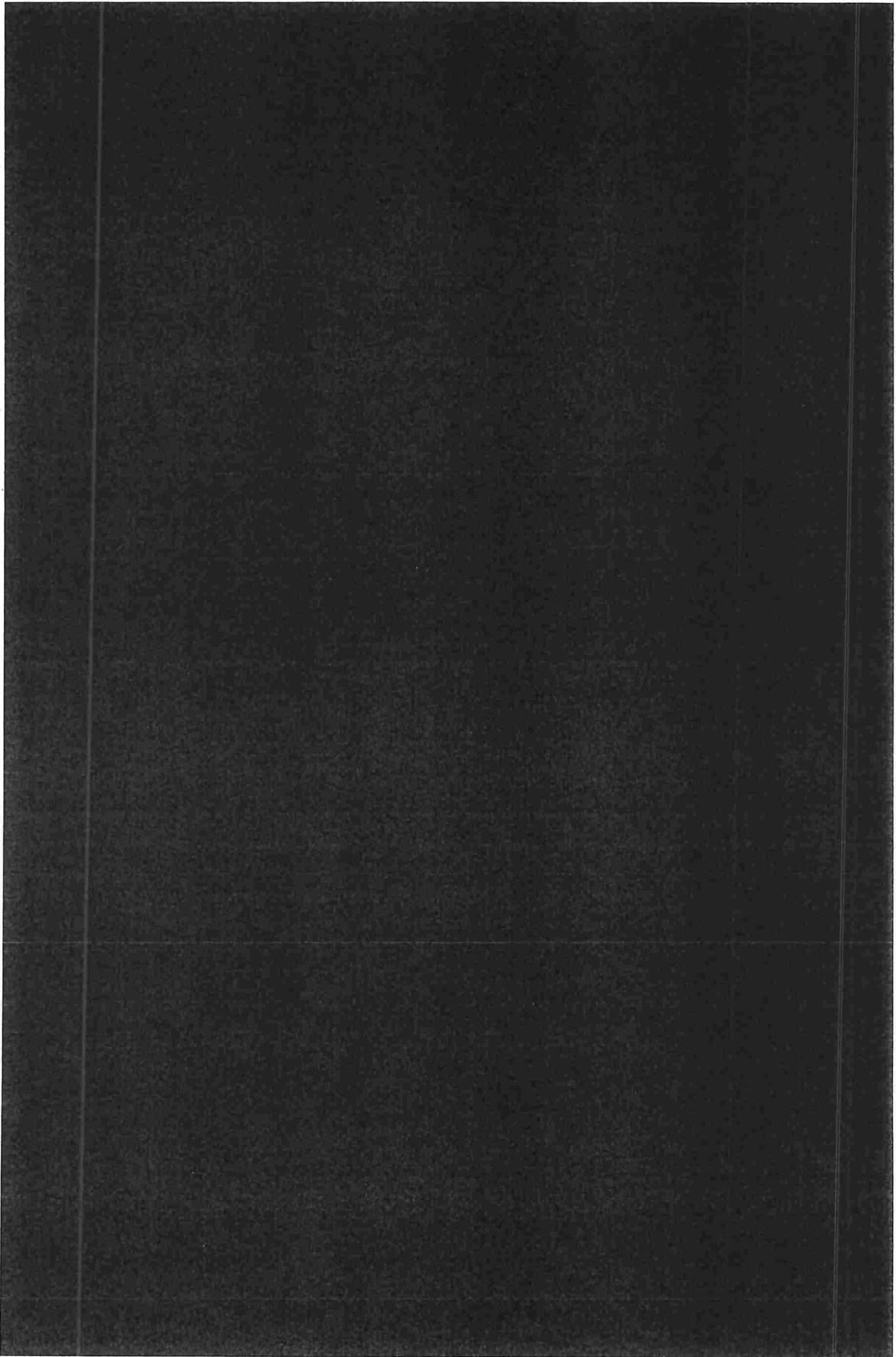
裁判長裁判官 [Redacted] 氏、裁判官 [Redacted] 氏、裁判官 [Redacted] 氏

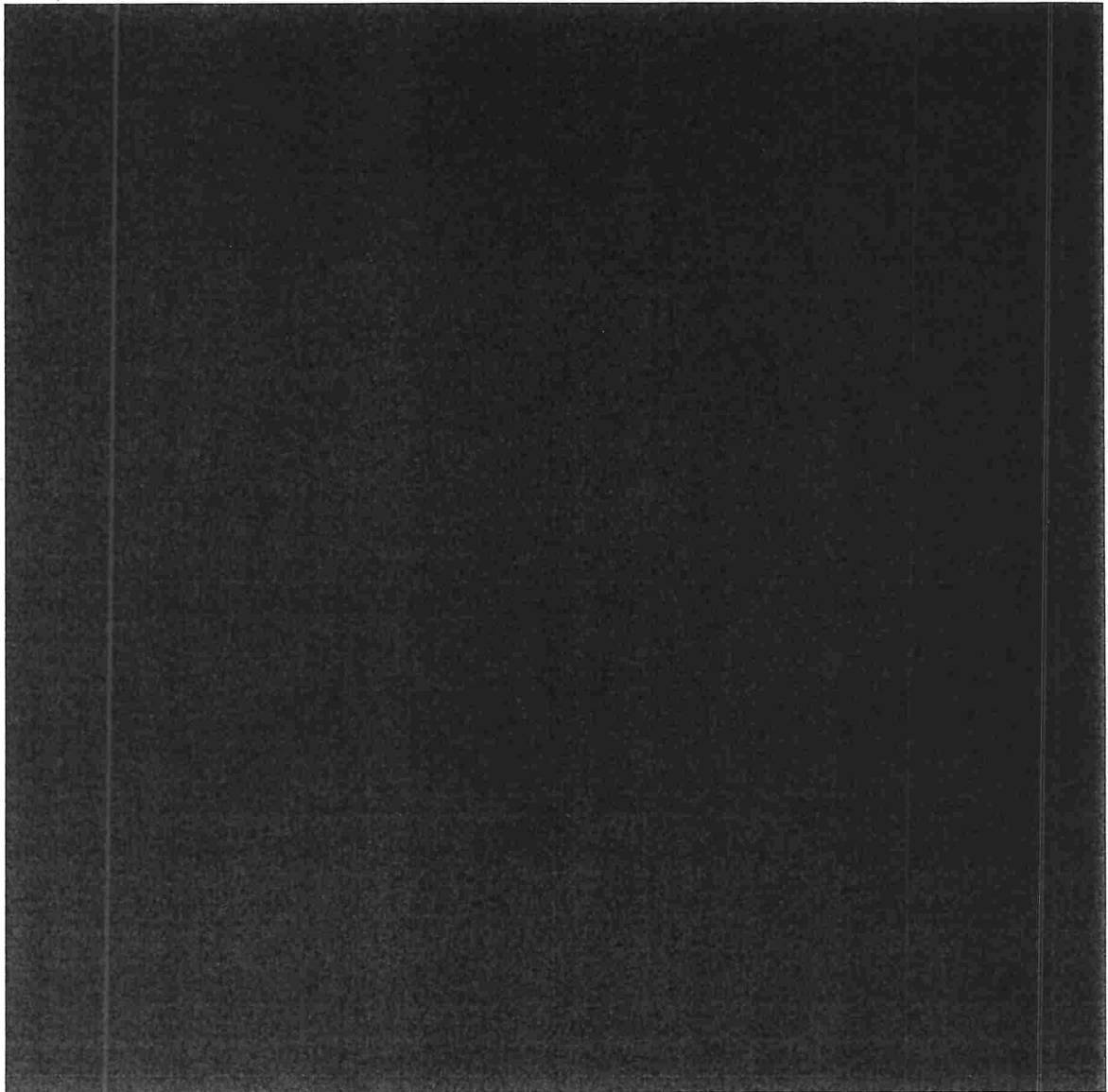
[Large Redacted Area]











大西 章雄 (神戸地人事課補佐)

差出人:

送信日時:

2018年

宛先:

CC:

件名:

添付ファイル:

いつもお世話になっております。

別添のとおり連絡します。

御多用のところ恐縮ですが、
よろしくお願ひします。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

決 裁

所 長	事務局長	事務局次長	文書の種類	短期保有文書						
●	●	● ●	類 型 <small>(管理通達記第4の3の4)</small>	工 ※						
			廃 棄 時 期	翌会計年度末に廃棄						
			決 裁 日	平成30年11月19日						
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 総務課長 ● </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 課長補佐 ● </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-top: 20px;"> (H30. 11. 総務課長) </td> </tr> </table>					総務課長 ●	課長補佐 ●		(H30. 11. 総務課長)		
総務課長 ●	課長補佐 ●									
(H30. 11. 総務課長)										
<p style="text-align: center;">報道対応案について</p> <p>(決裁事項) 姫路支部 ■■■■■ 請求事件に係る別添の報道対応案を大阪高裁に求意見してよろしいか。</p> <p>※ ■■■■■ の対応案</p> <p>(検討)</p>										

※ 工 所管する事務に関する事実関係の問合せへの応答に係る司法行政文書

姫路支部 [redacted] 請求事件に係る報道対応案

1 事件情報

(1) 事件

[redacted] 請求事件

(2) 期日

平成30年11月5日(月) 午後1時30分～午後4時

(3) 担当係

神戸地方裁判所姫路支部民事合議B係

(4) 当事者

ア 請求者 : [redacted]

同代理人 : [redacted]

イ 拘束者 : [redacted]

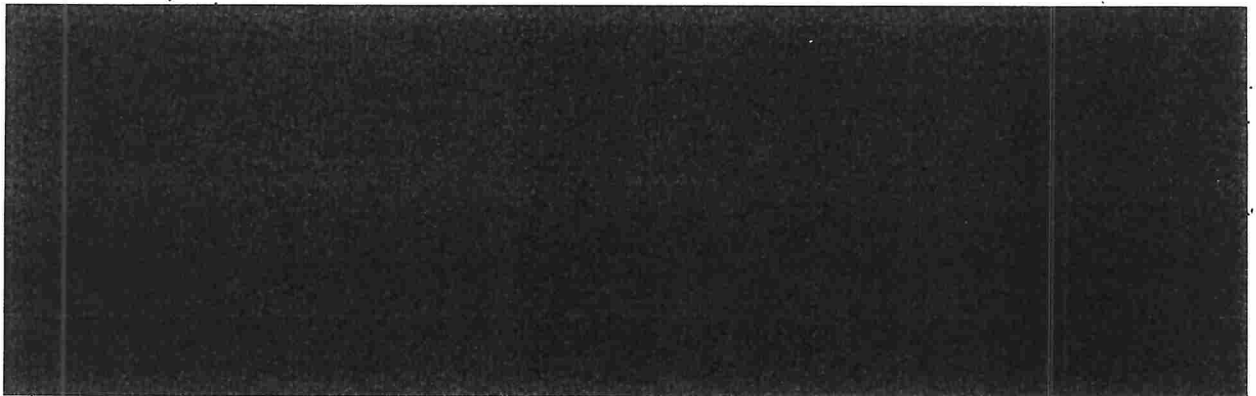
同代理人 : [redacted]

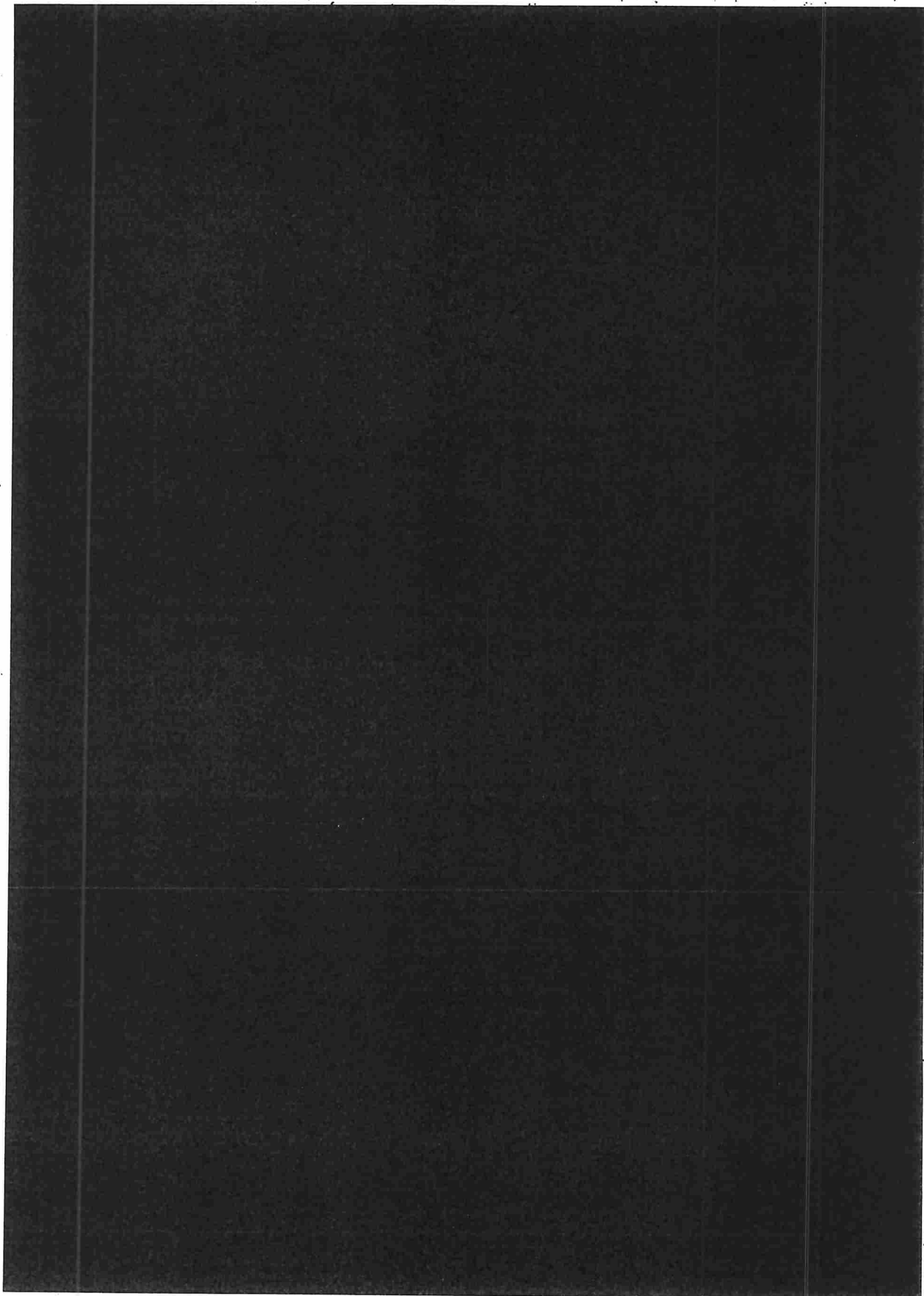
ウ 被拘束者 : [redacted]

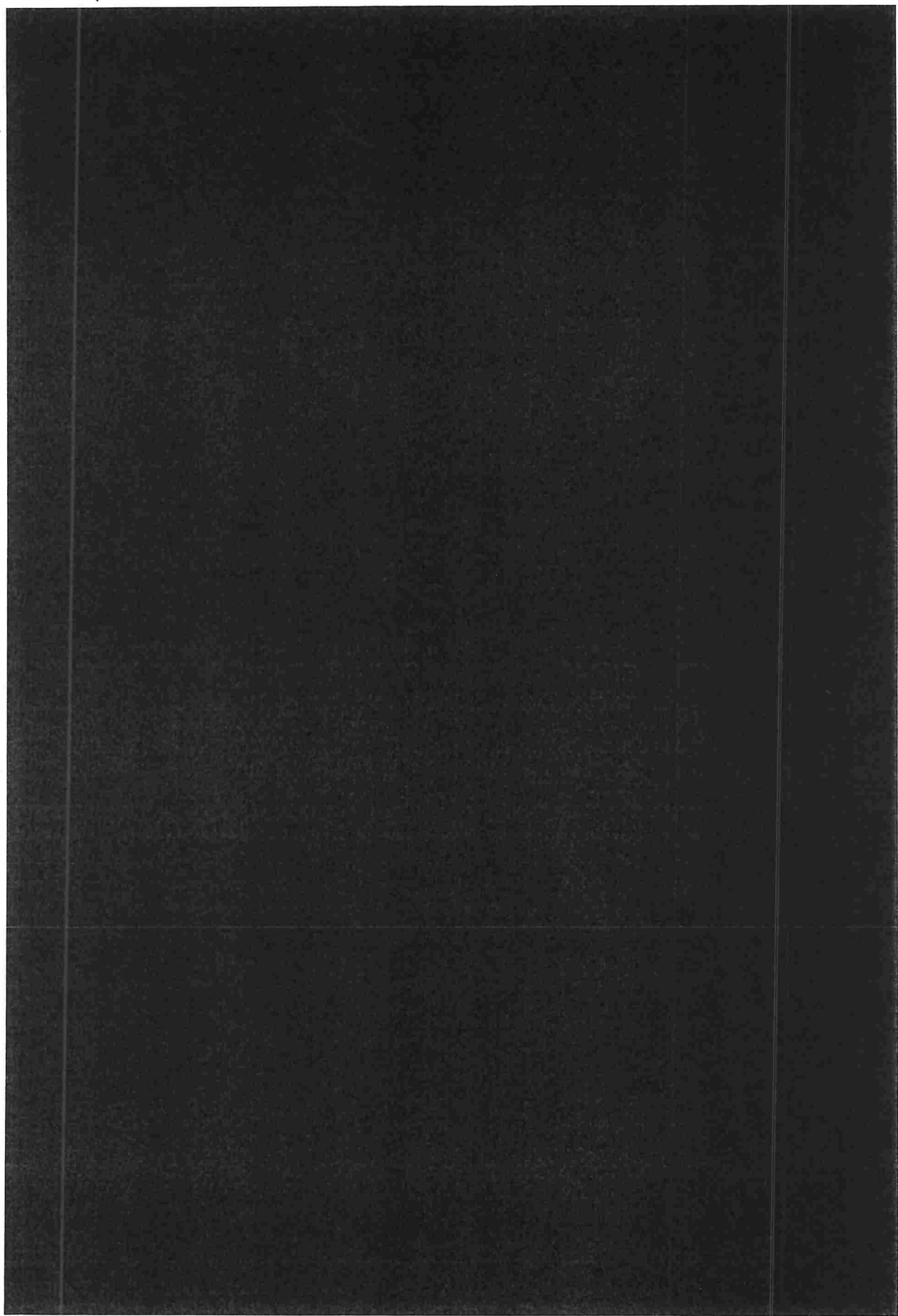
同国選代理人 : [redacted]

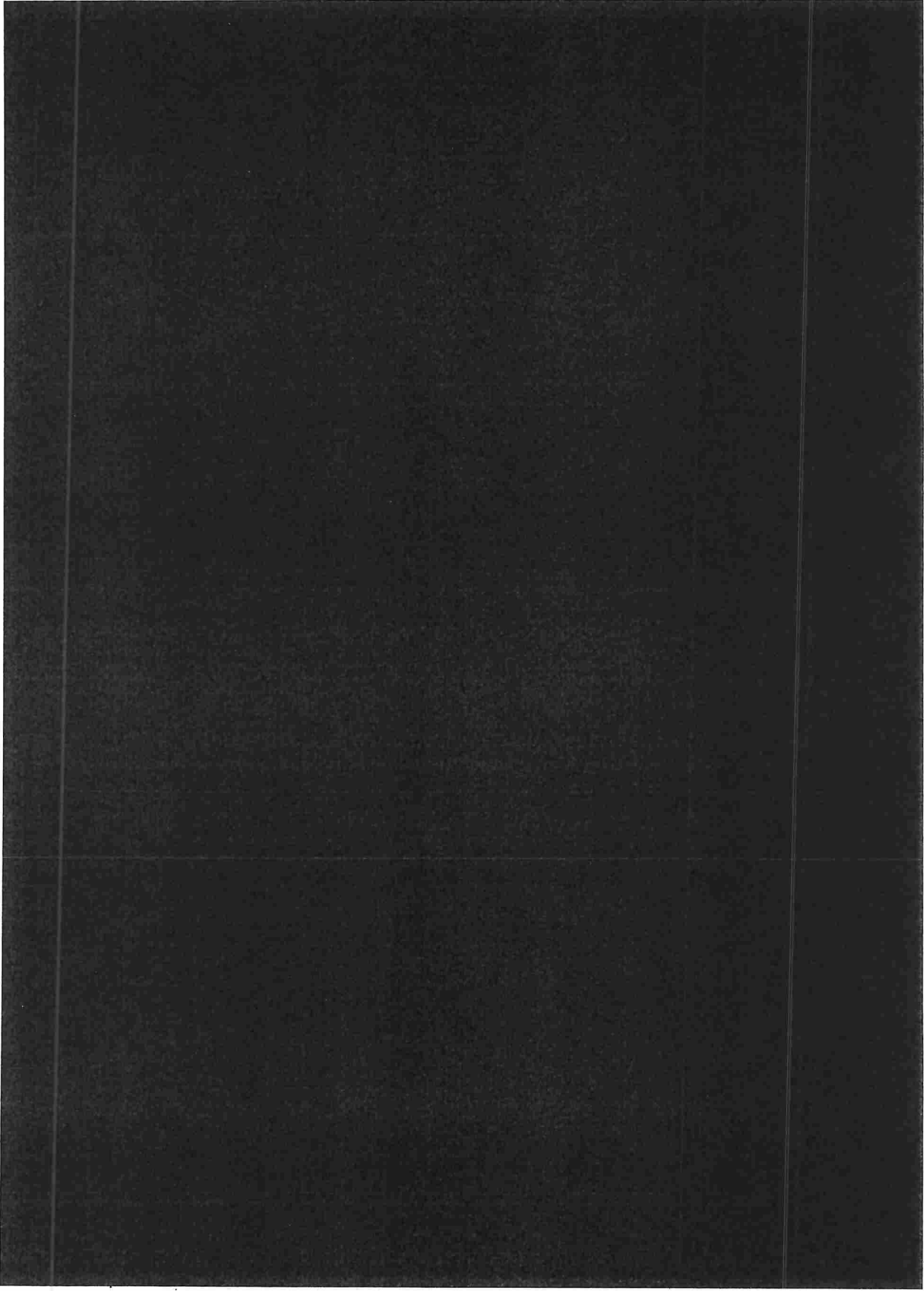
2 対応者

神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



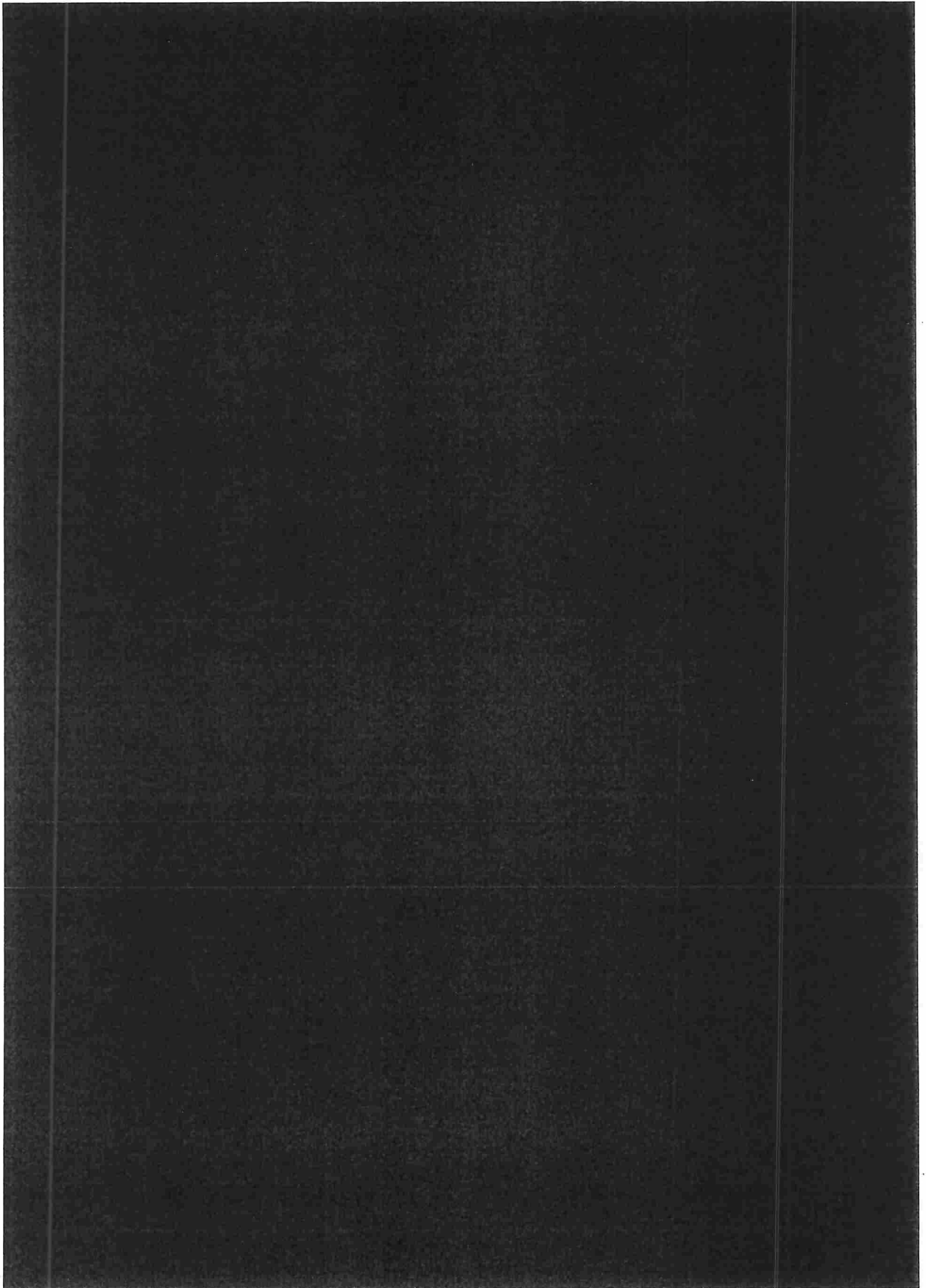


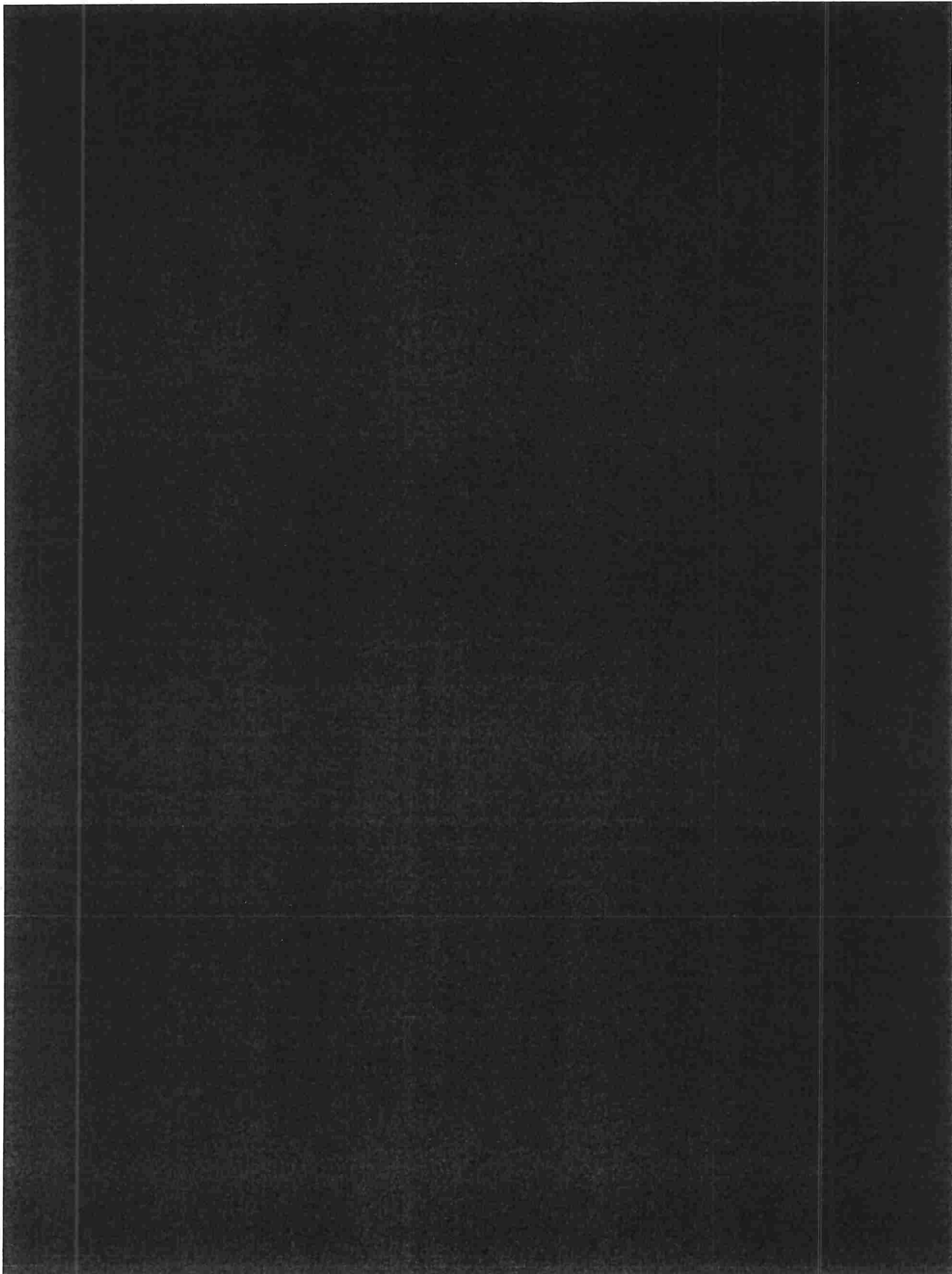




3

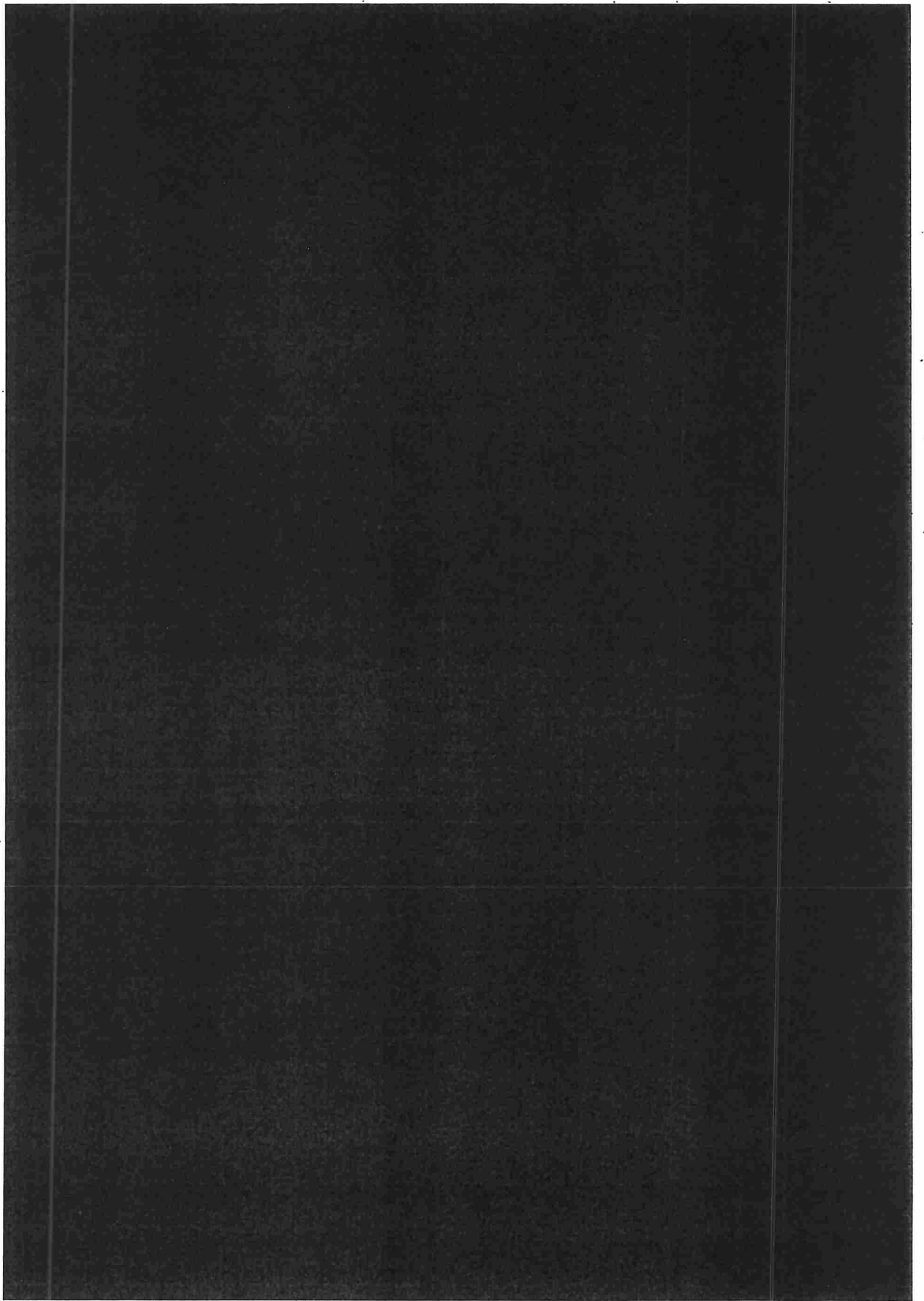
3





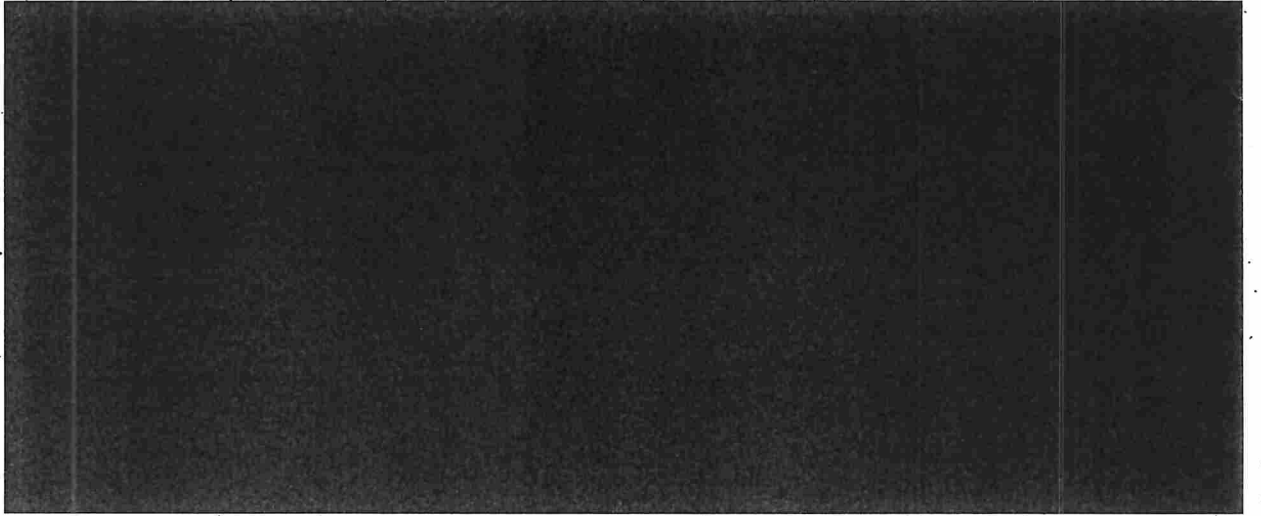
3

3



3

3



3

3

(H30.11.19神戸地)

請求事件のの関係者が負傷した件
に関する対応案

1 対応案

(1) 対応時期

速やかに。

(2) 対応者

ア

イ

(3) 対応内容

ア 基本説明

イ

[Redacted]

(1)

[Redacted]

(2)

[Redacted]

イ 想定問答案

問 1 [Redacted]

答 [Redacted]

答 [Redacted]

問 2 [Redacted]

答 [Redacted]

(更問 1) [Redacted]

答 [Redacted]

(更問 2) [Redacted]

答 [Redacted]

問 3 [Redacted]

答 [Redacted]

答 [Redacted]

問 4 [Redacted]

答 [Redacted]

問 5 [Redacted]

[Redacted]

答 [Redacted]

問 6 [Redacted]

答 [Redacted]

問 7 [Redacted]

答 [Redacted]

(更問) [Redacted]

[Redacted]

答 [Redacted]

問 8 [Redacted]

答 [Redacted]

[Redacted]

問 9 [Redacted]

答 [Redacted]

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

問 1 5 6-

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

問 1 6 7-

[Redacted]

答

[Redacted]

問 1 7 8-

[Redacted]

[Redacted]

答

[Redacted]

問 1 8 9-

[Redacted]

答

[Redacted]

[Redacted]

姫路支部 [REDACTED] 請求事件に係る報道対応案

1 事件情報

(1) 事件

[REDACTED] [REDACTED] 請求事件

(2) [REDACTED] 期日

平成30年11月5日(月) 午後1時30分～午後4時

(3) 担当係

神戸地方裁判所姫路支部民事合議B係

(4) 当事者

ア 請求者 : [REDACTED]

同代理人 : [REDACTED]

イ 拘束者 : [REDACTED]

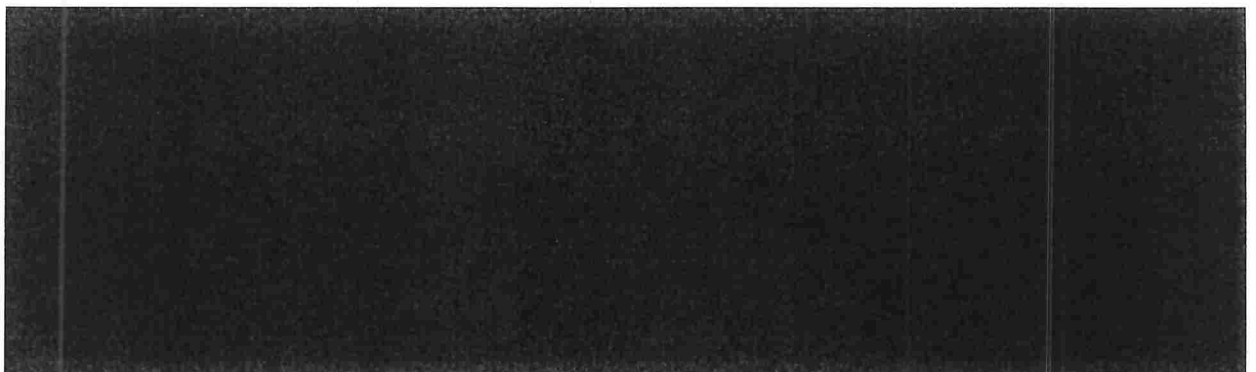
同代理人 : [REDACTED]

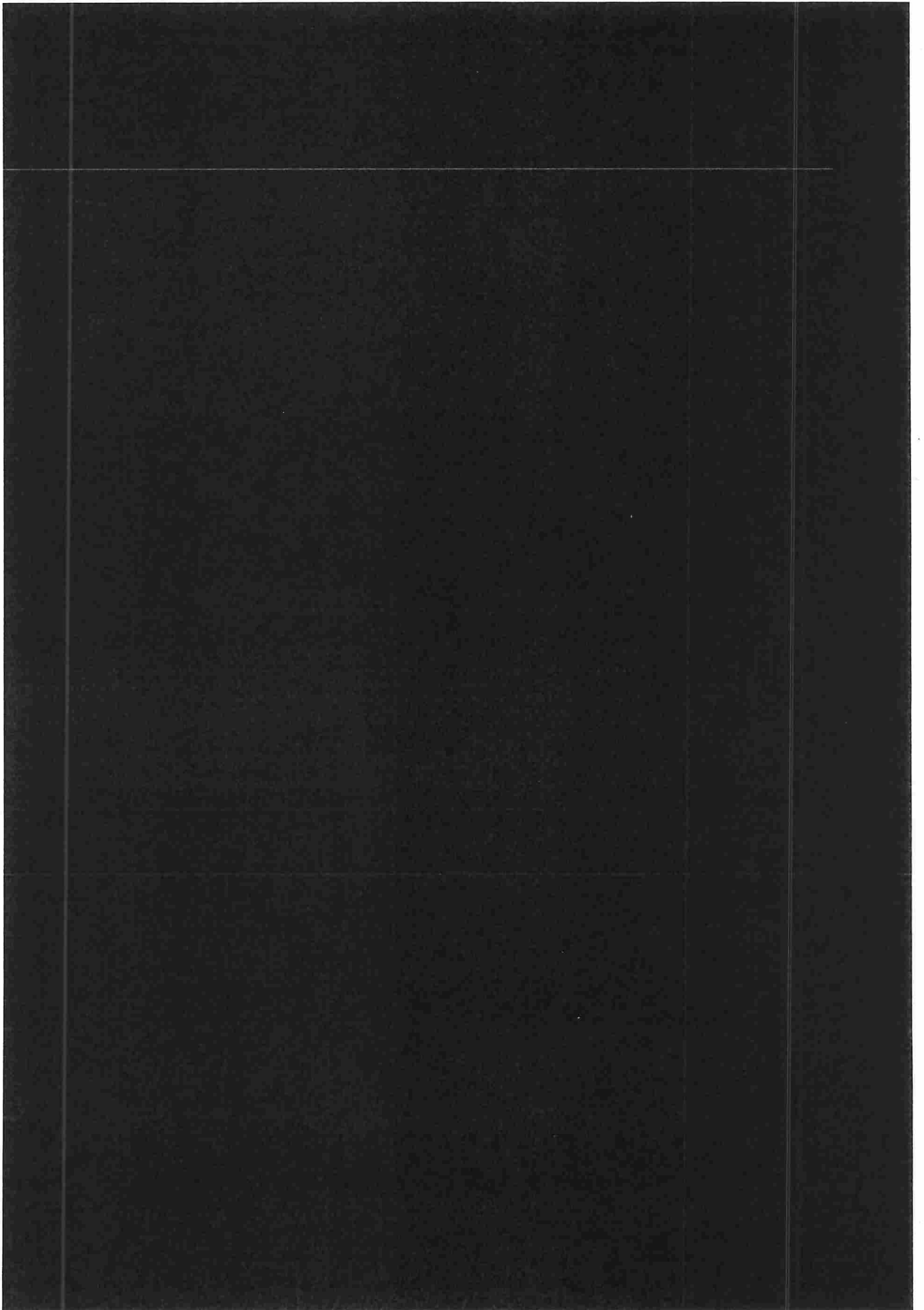
ウ 被拘束者 : [REDACTED]

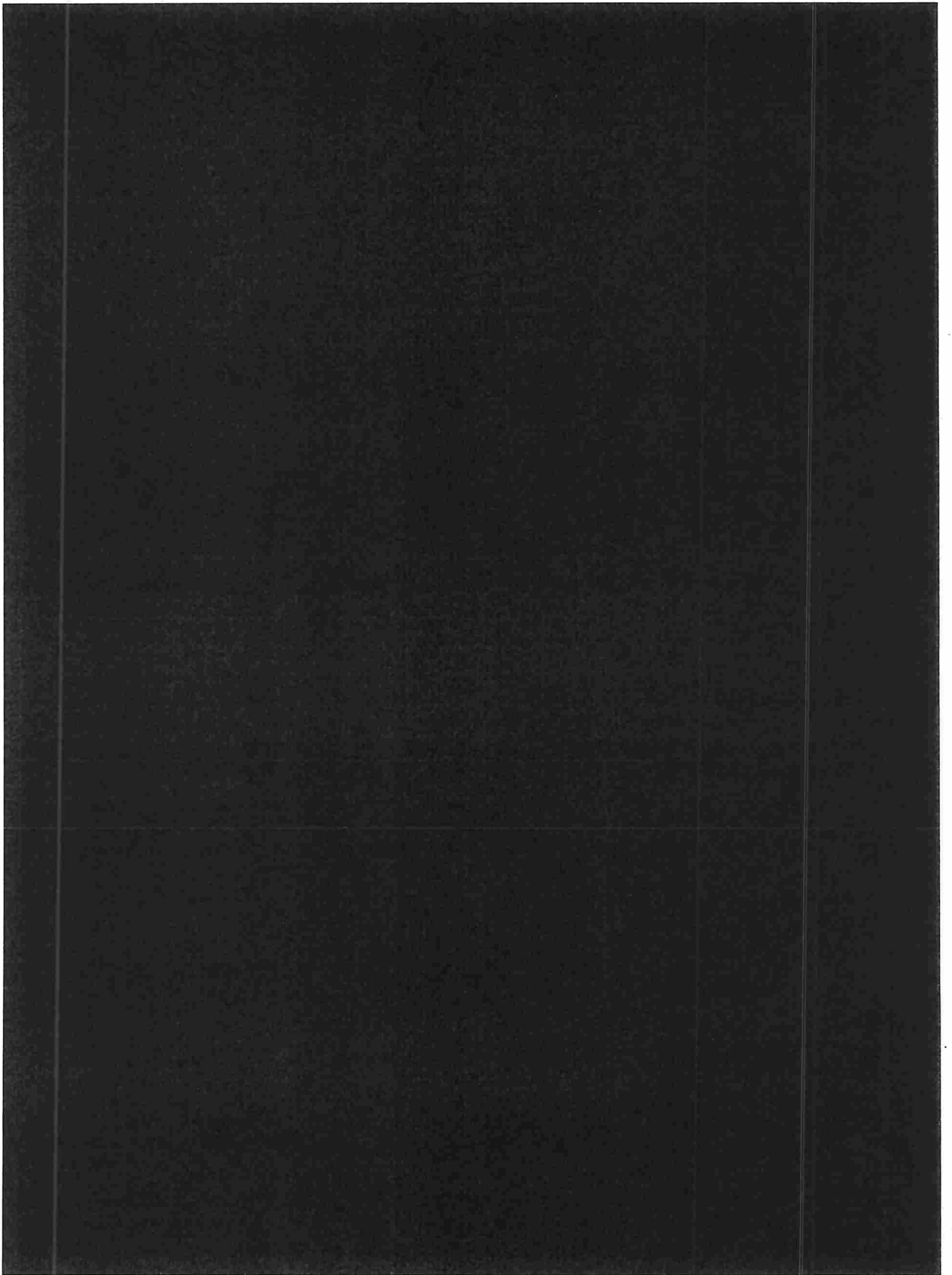
同国選代理人 : [REDACTED]

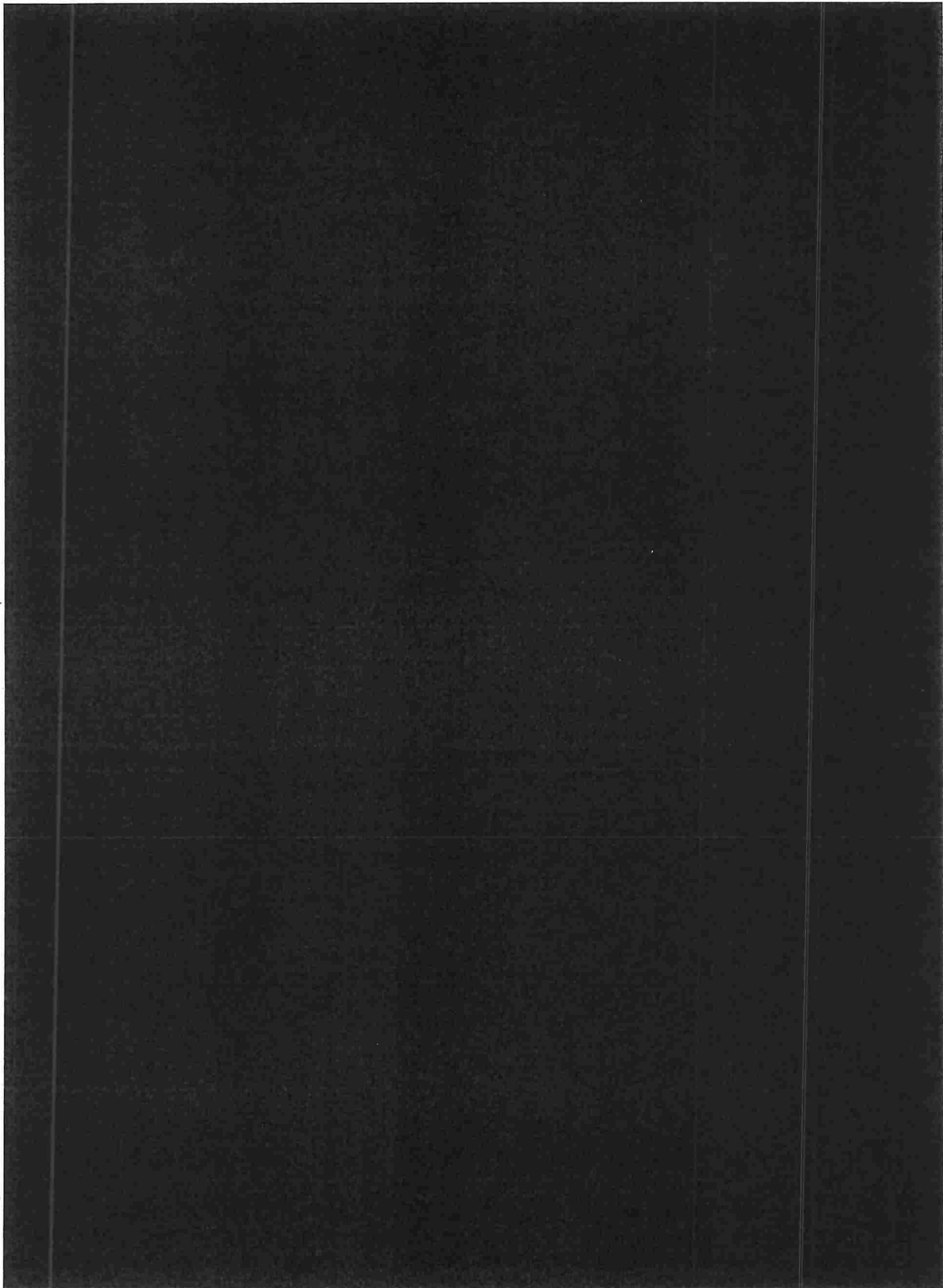
2 対応者

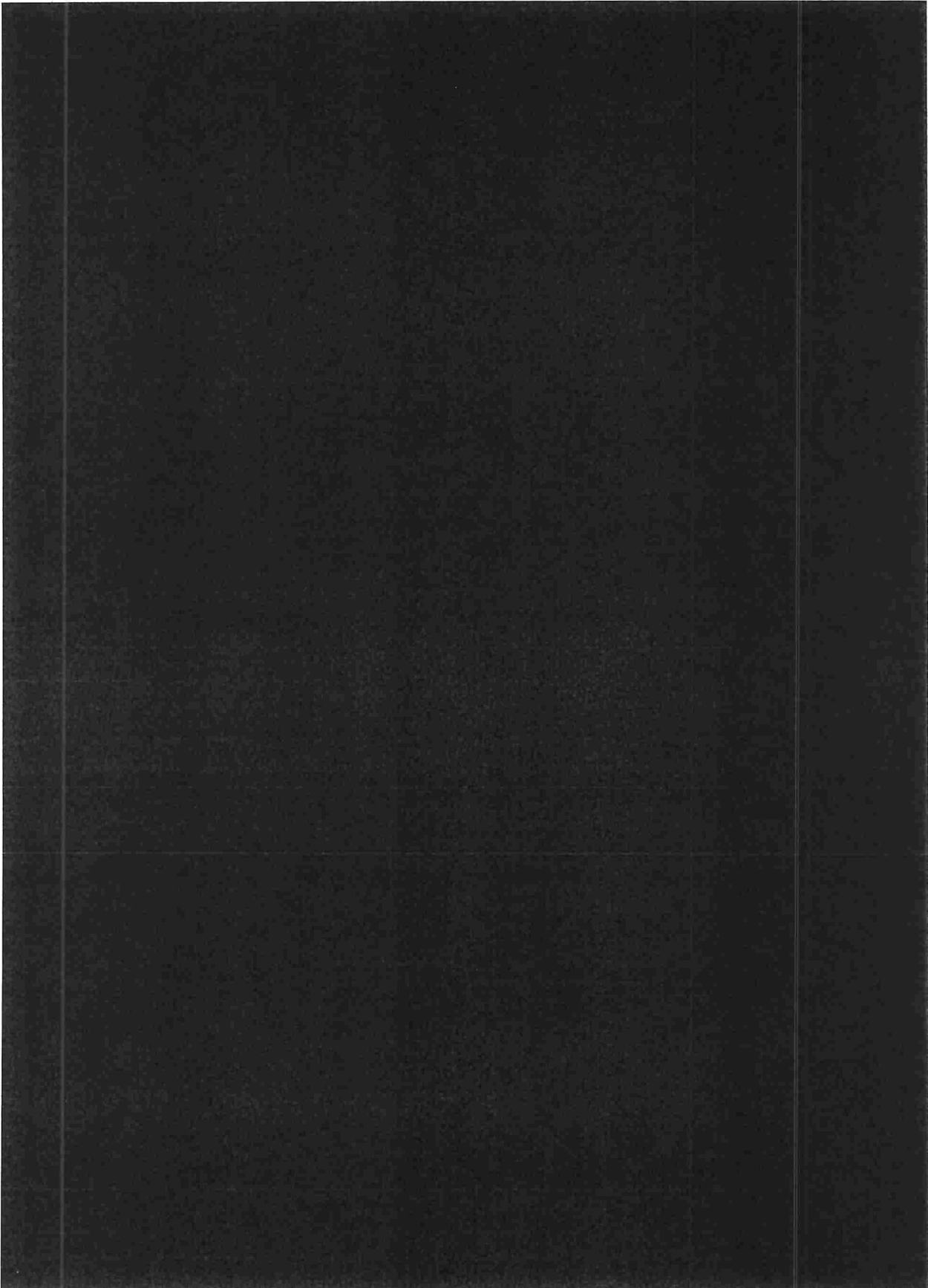
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当) 又は同広報係長





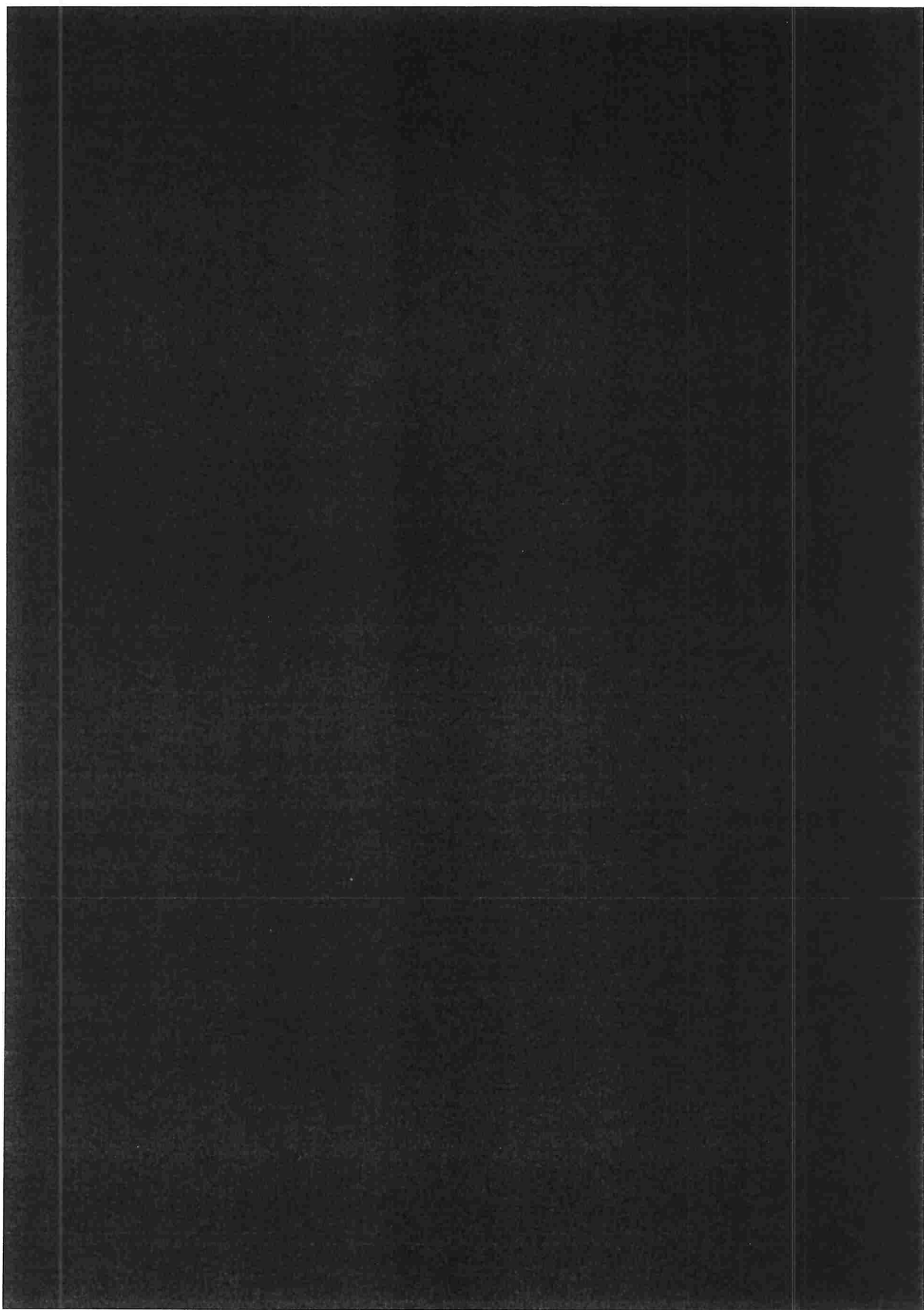


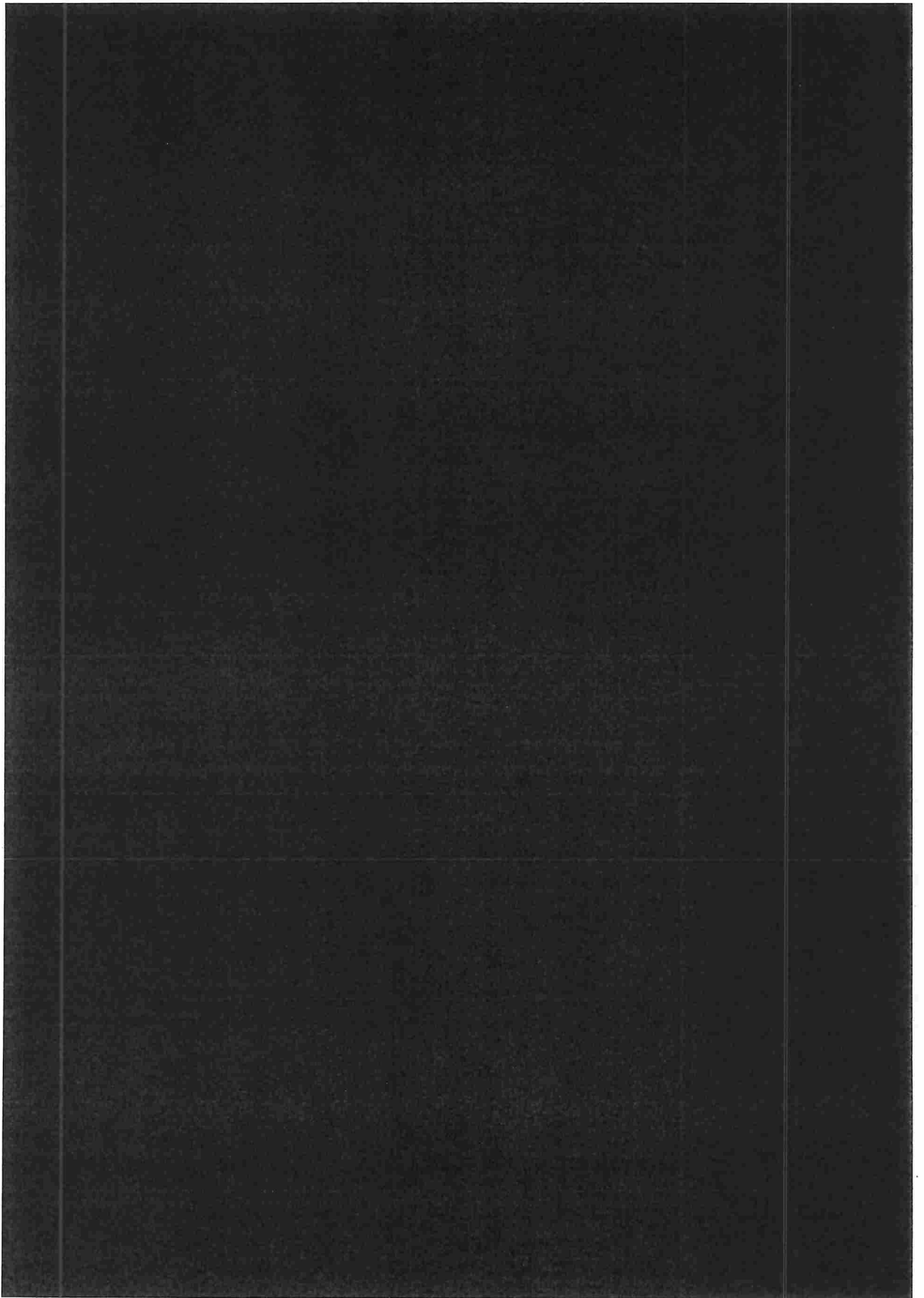


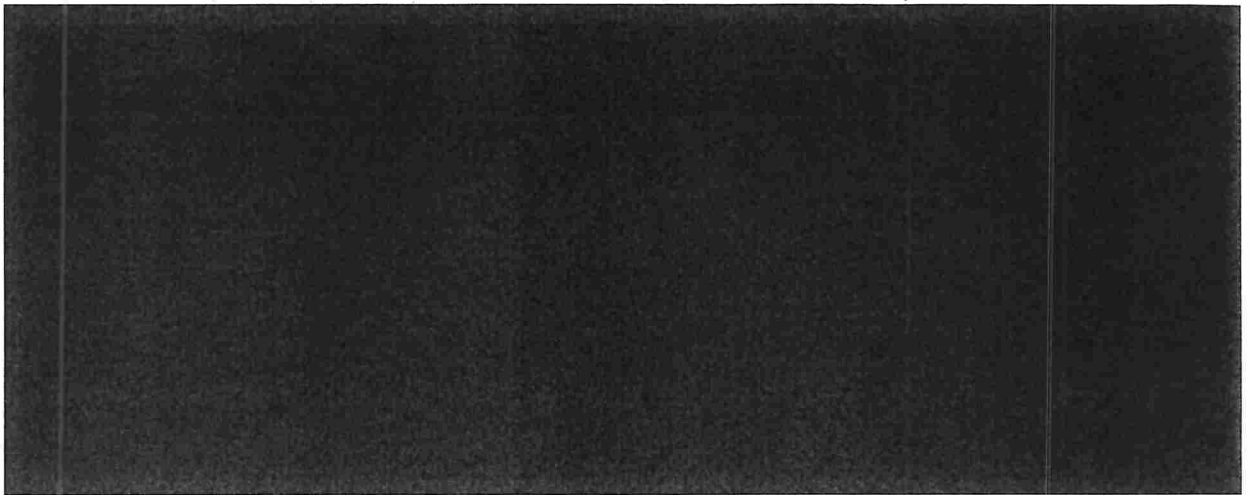


(

(







電話聴取書

日時 平成30年11月29日(木)午後4時15分

相手方 [REDACTED] [REDACTED] 記者(在籍確認済み)

([REDACTED])

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係 後藤優佳

標 題 [REDACTED]

【聴取要旨】

[REDACTED]

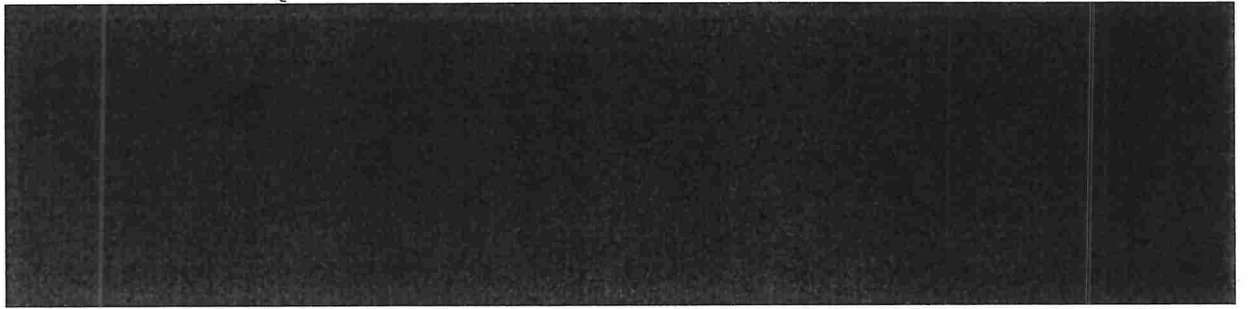
以上

【対応者】

神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

【対応案】

[REDACTED]



(

(

電話聴取書

日時 平成30年11月30日(金)午前9時37分

相手方 [REDACTED] [REDACTED] 記者(在籍確認済み)

([REDACTED])

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

標 題 [REDACTED]

【聴取要旨】

(聴取者)

[REDACTED]

以上

電話 聴取 書

日 時 平成30年¹²月³日(金) ^日午前 午後 8 時 55 分

相手方 新聞 放送 テレビ

(司法記者クラブ加盟)

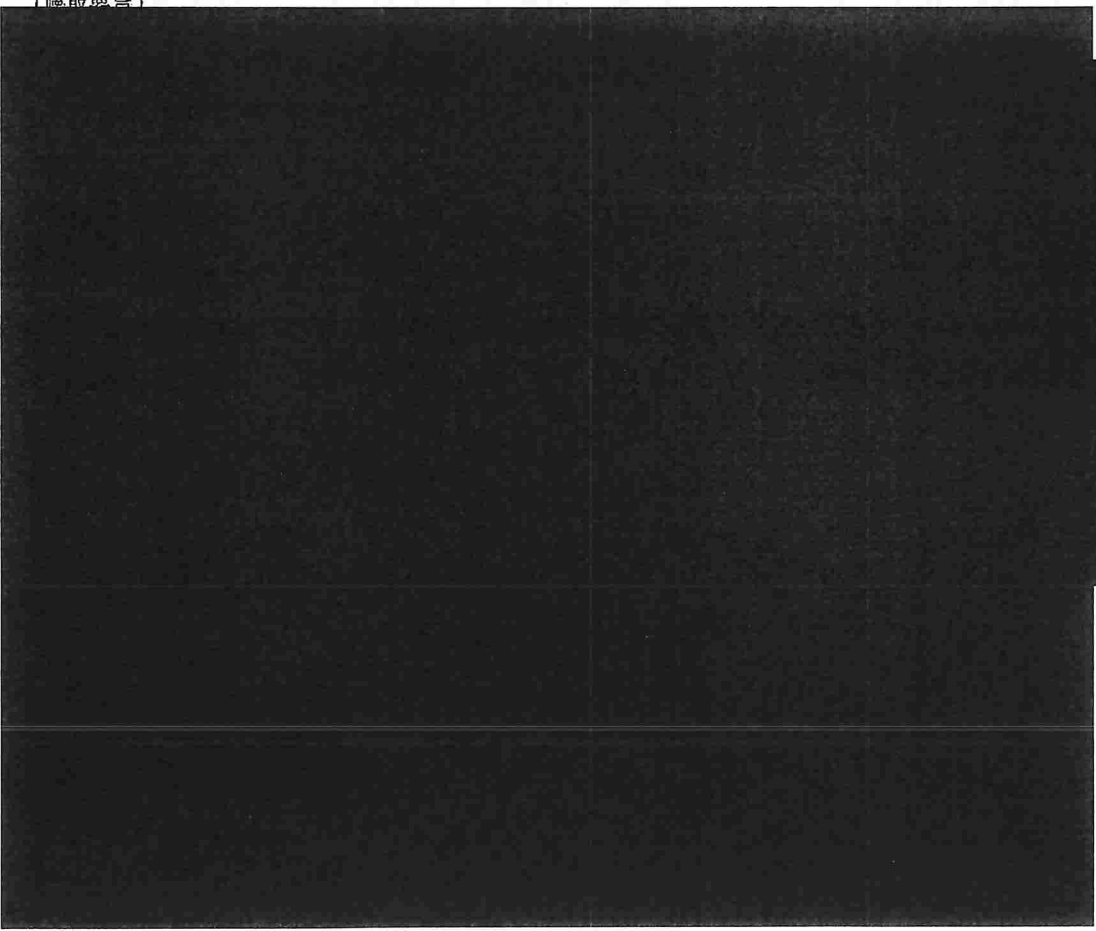
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標 題 [Redacted]



【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者 神戸地裁総務課課長補佐 (広報担当) 又は同広報係長



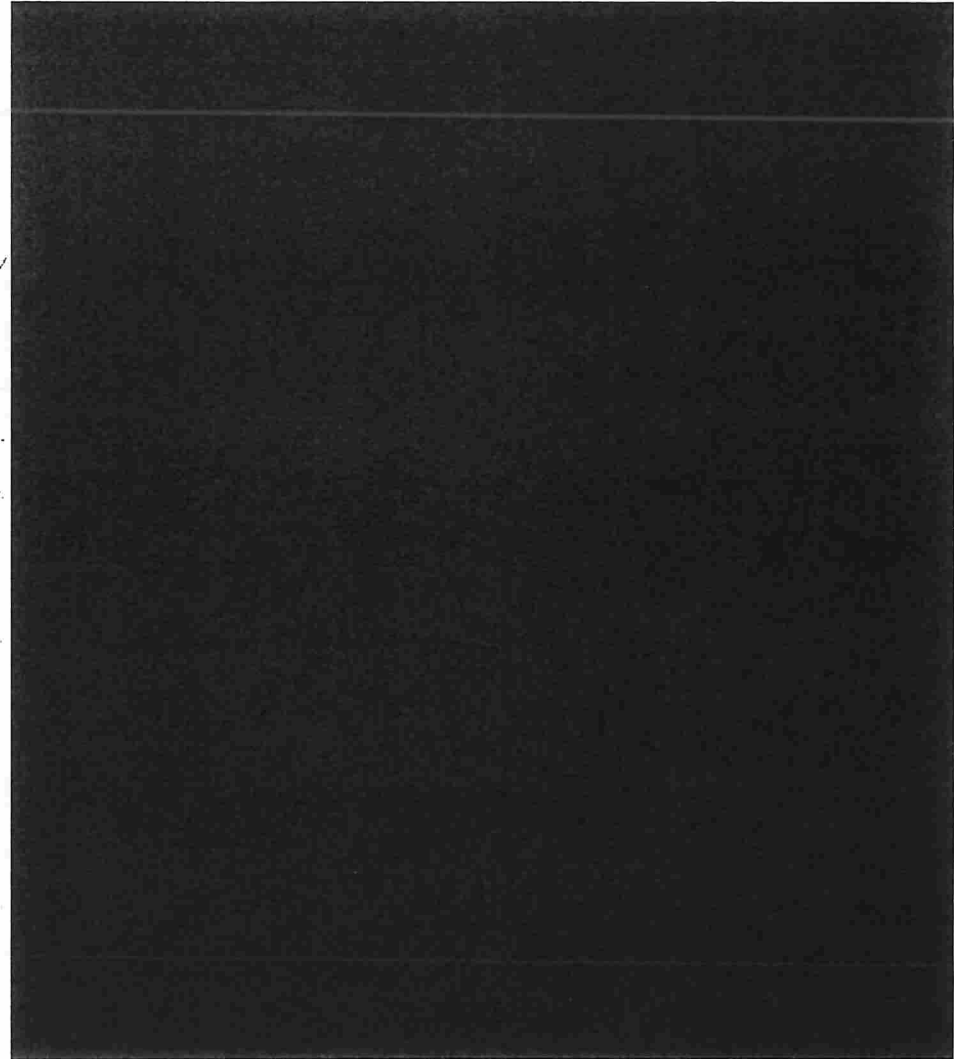
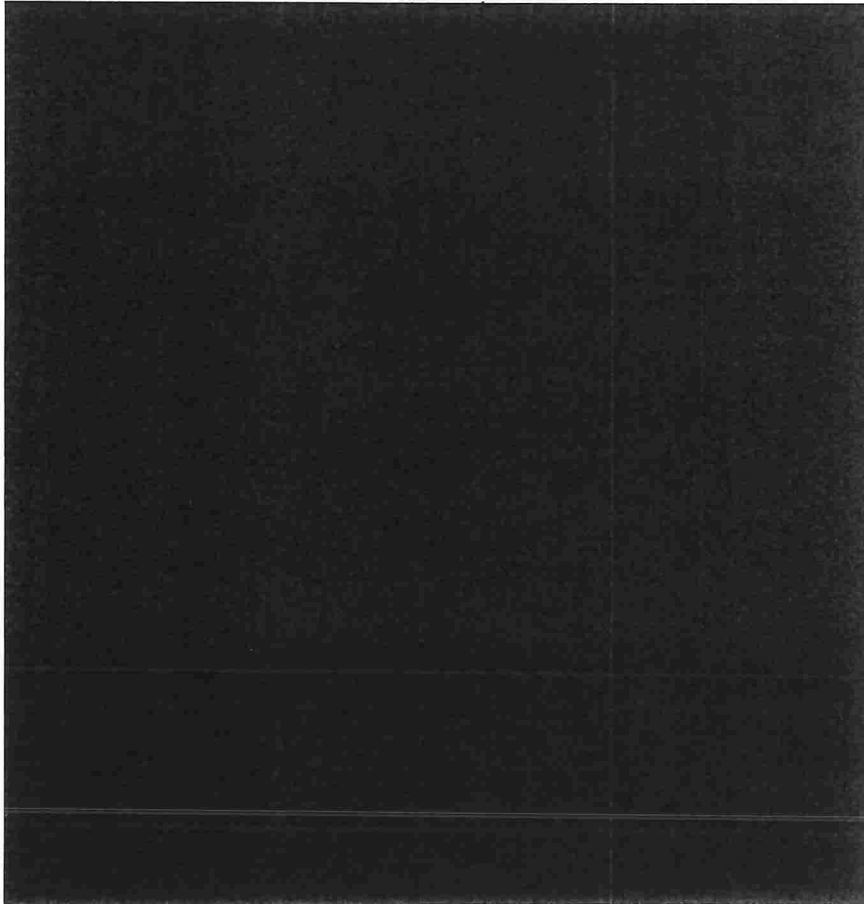
12

FAX

(平成30.12.3神戸地裁)

■取材に対する対応案

【回答案】



立回不升
対応済

電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月) 午前 午後 8 時 58分
相手方 新聞, 放送, テレビ
(司法記者クラブ加盟)
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
標 題

【聴取要旨】

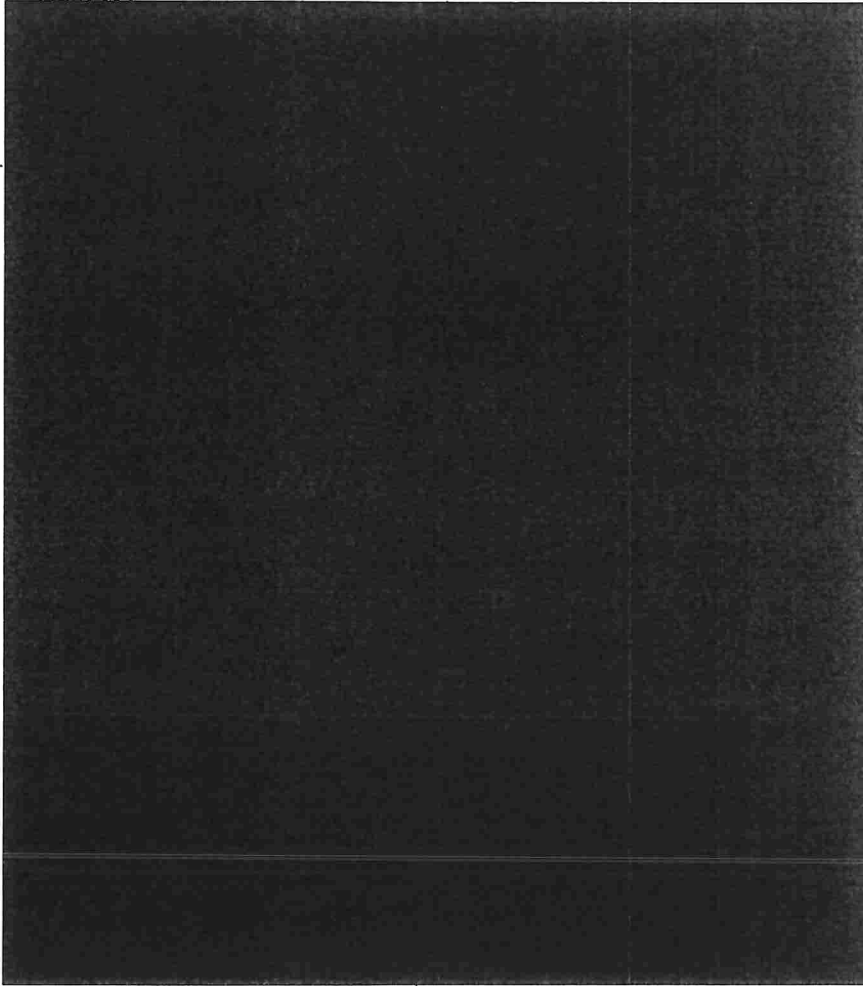
(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



済 先行

済

済

127112
15=42
対応済み

電話 聴取 審

日時 平成30年12月3日(月) 午前・午後 9 時 16分

相手方 新聞, [redacted] 放送, テレビ

(司法記者クラブ加盟) [redacted]

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標 題 [redacted]

【聴取要旨】

[redacted]

[redacted]

(対応案)

- 1 対応者 神戸地裁総務課課長補佐(広報担当) 又は同広報係長 [redacted]

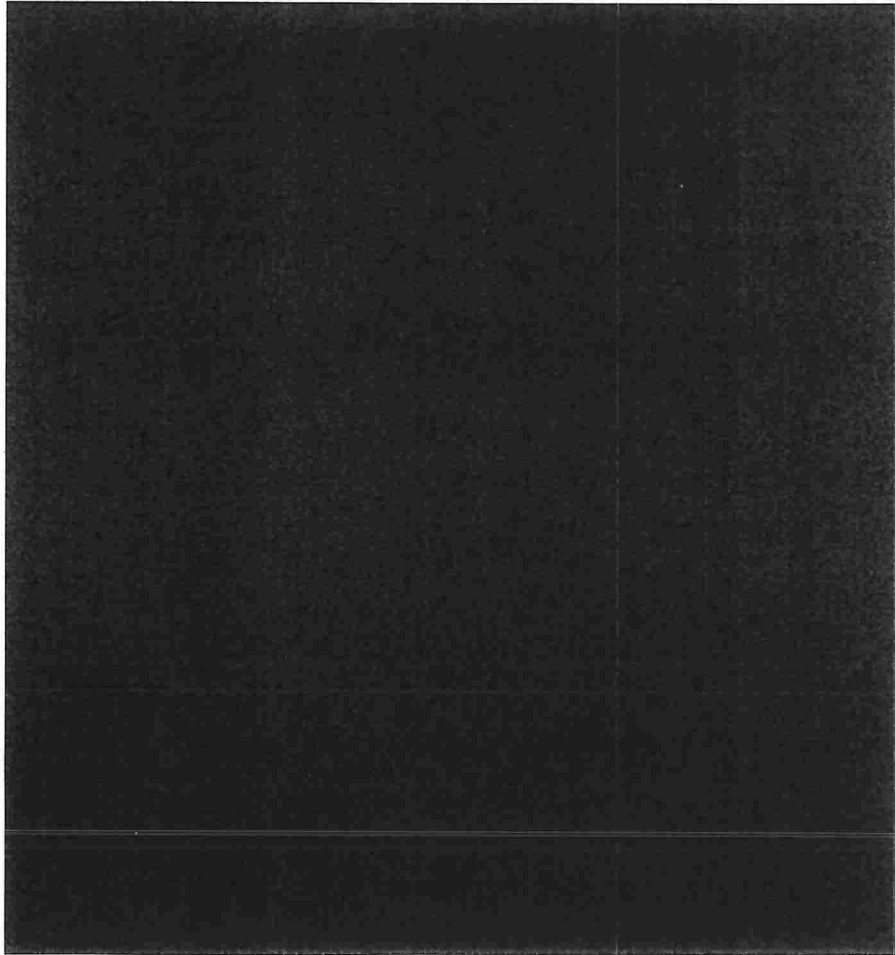
[redacted]

外-北
清

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】




電話聴取書


日時 平成30年¹²11月³0日(金)午前⁹時19分
相手方 新聞, , 放送, テレビ

(司法記者クラブ加盟)

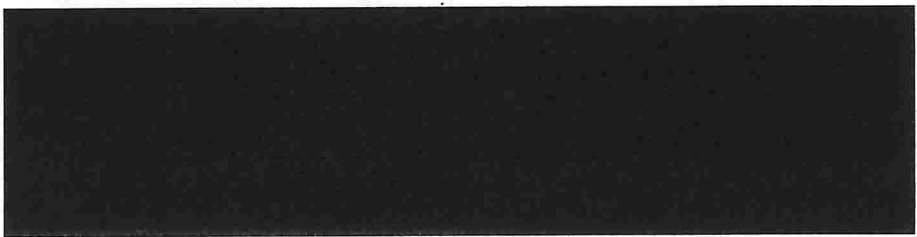
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳

標 題 

【聴取要旨】 



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長
- 

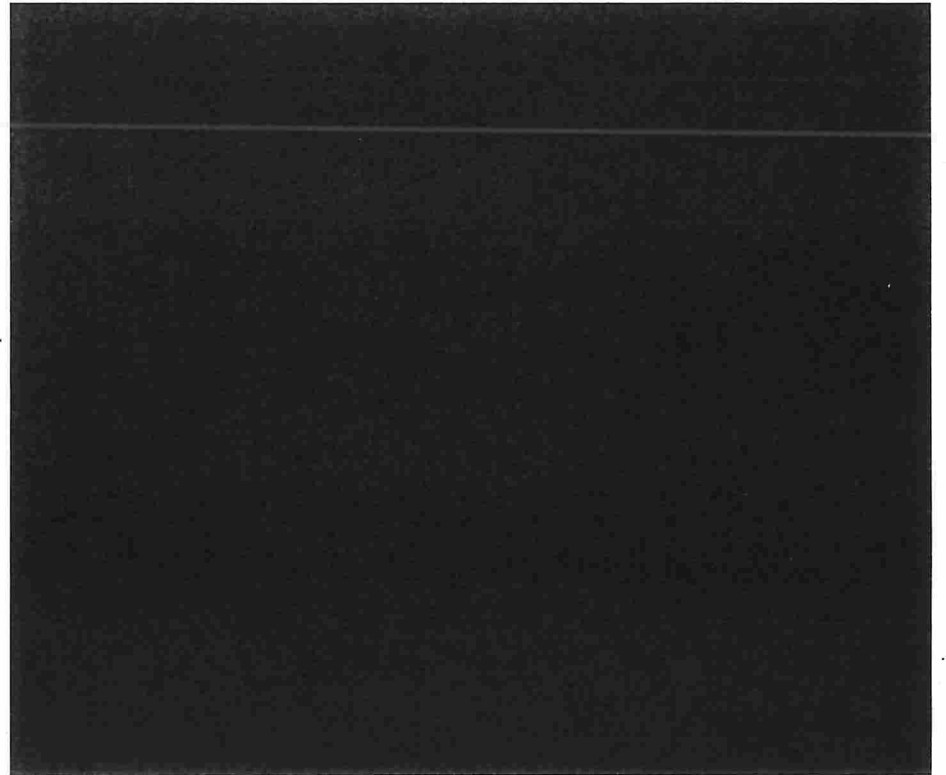
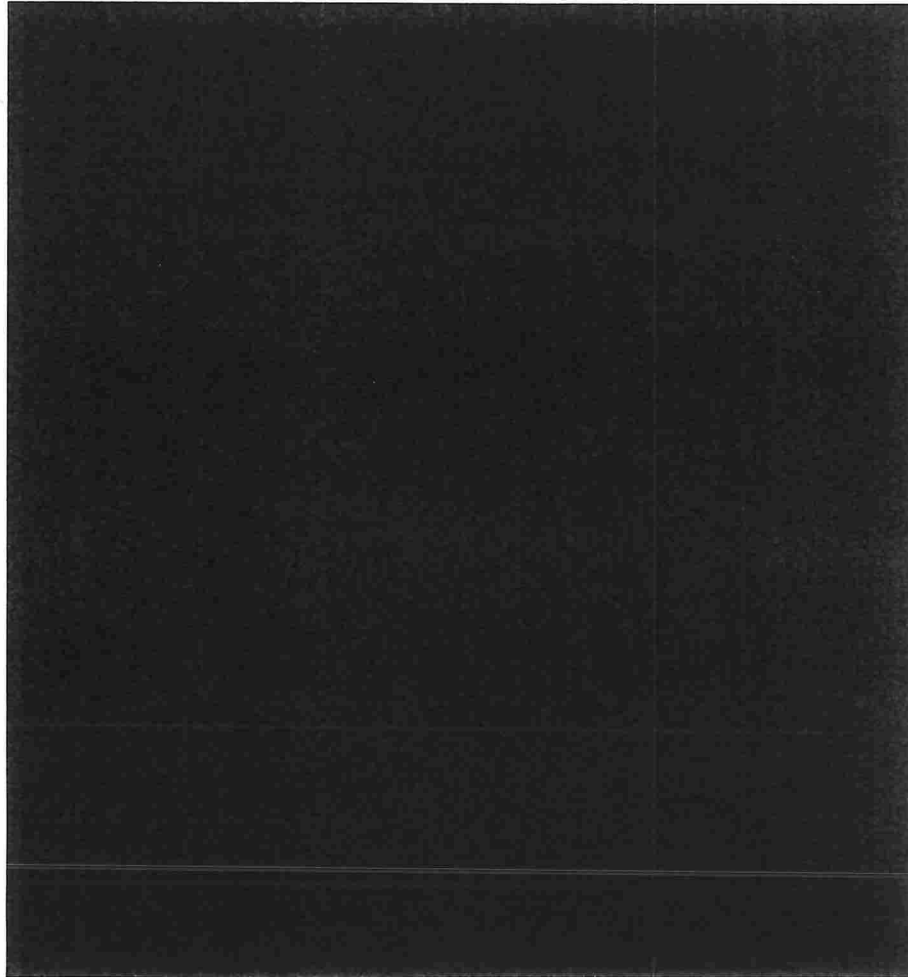
18.14
対応済

FAX

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月) 午前・午後 9 時 25 分

相手方 新聞, _____, 放送, テレビ

(司法記者クラブ加盟) _____

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標題 _____

【聴取要旨】

[Redacted content]

[Redacted content]

(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[Redacted content]

18:00

OK → 後藤

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】

[Redacted content]

[Redacted content]

[Redacted content]

電話聴取書

日時 平成30年¹²月³日(金) 午前⁹時³⁴分

相手方 新聞, _____, _____放送, テレビ

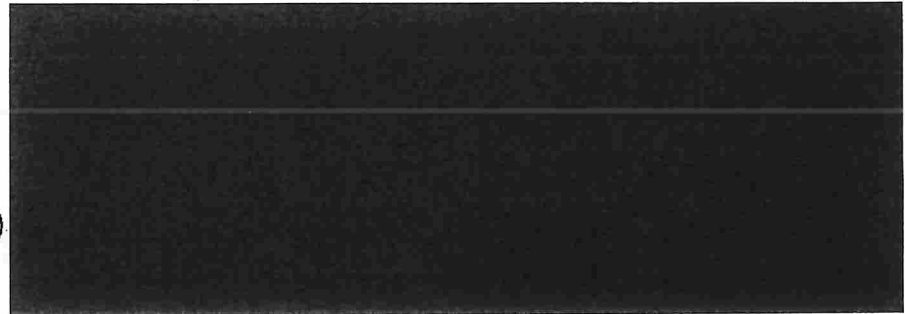
(司法記者クラブ加盟) _____

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

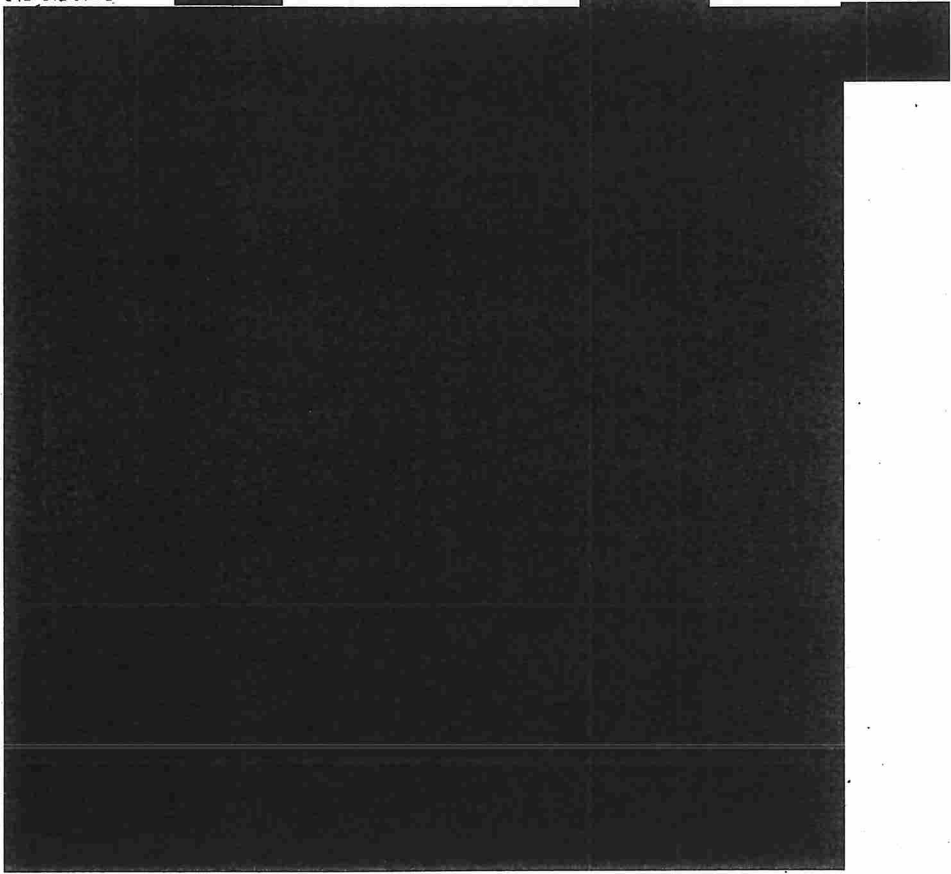
同 広報係員 後藤優佳

標 題 _____

スミ

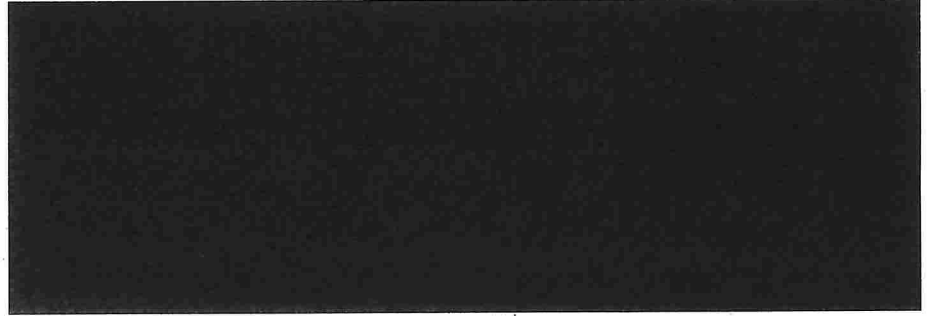


【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



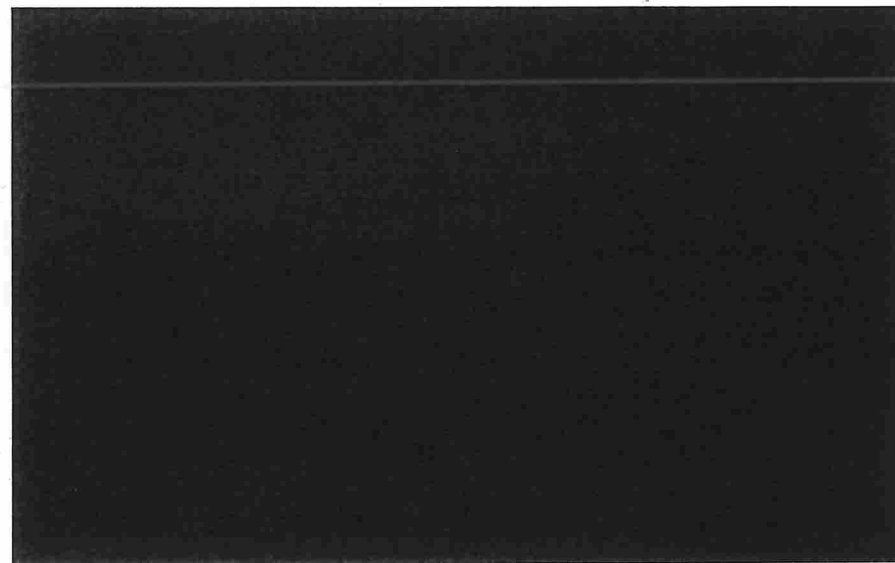
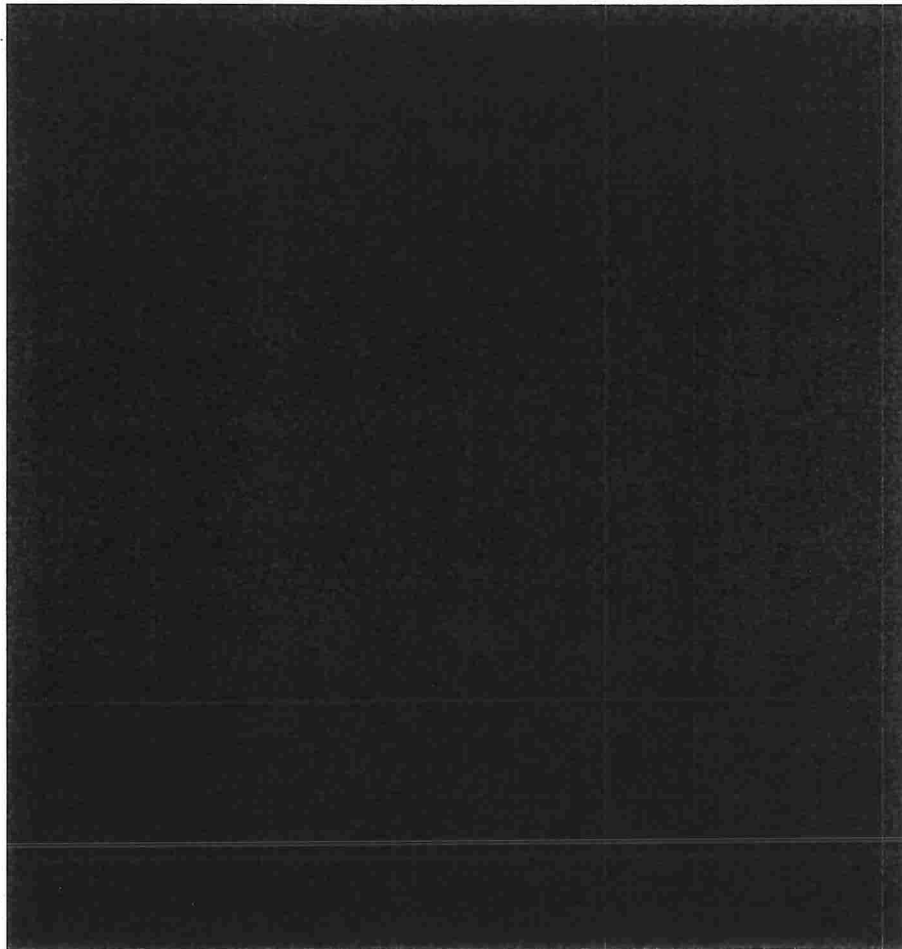
立田 了

FAX ✓

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案


【回答案】




⑦

電話聴取書


日時 平成30年¹²11³日(金) ^⑧午前9時37分

相手方 新聞, , 放送, テレビ


(司法記者クラブ加盟) 


聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也


同 広報係員 後藤優佳

標 題 

⑧

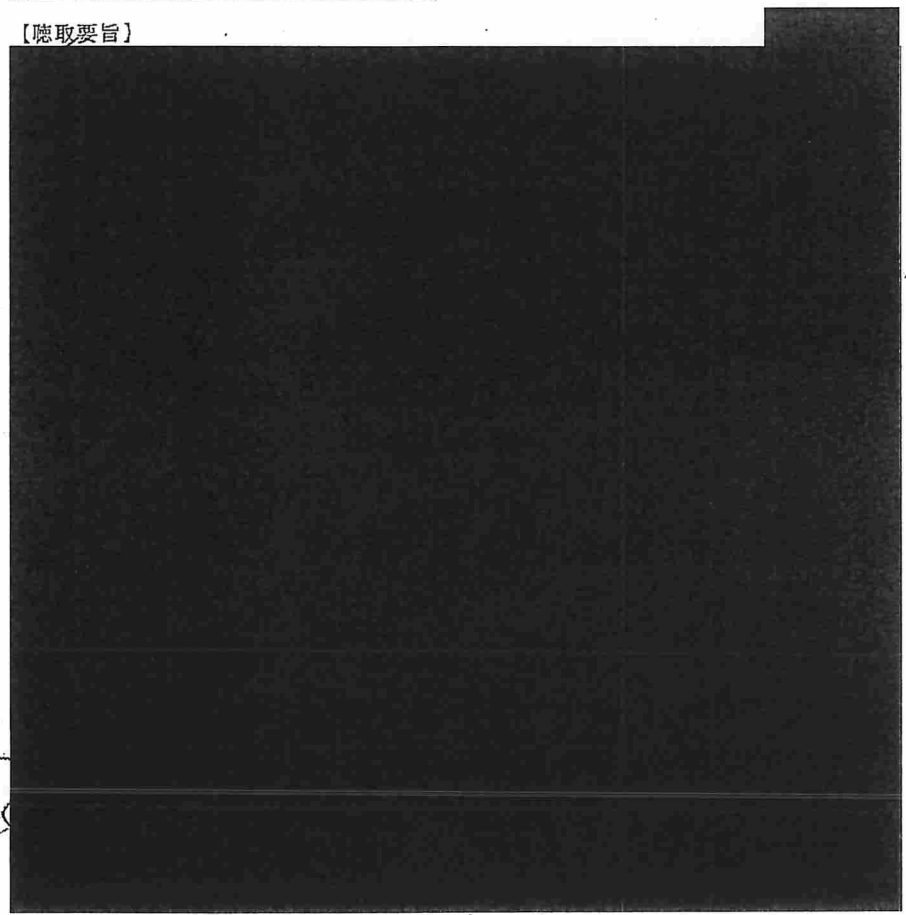






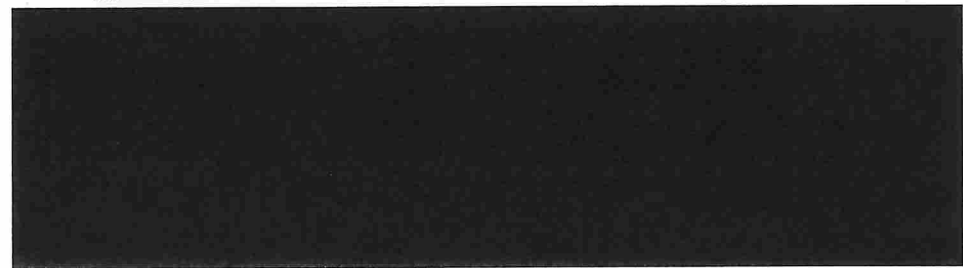
以上

【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者 神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



⑨

FAX

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】

18:15 村松 清

電話聴取書

日時 平成30年¹²月³日(金) 午前⁹時⁴⁶分

相手方 新聞, 放送, テレビ

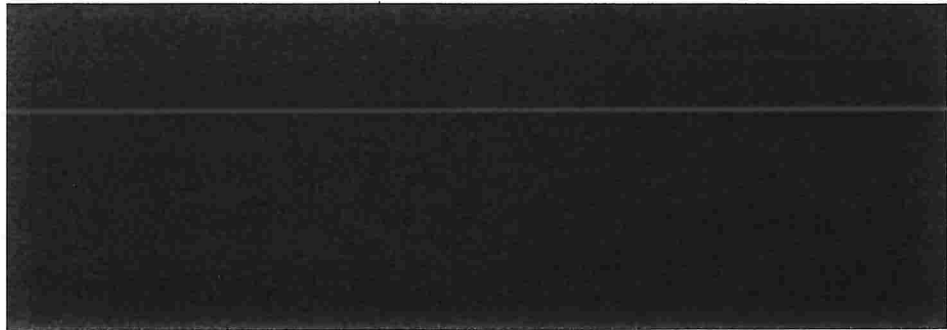
(司法記者クラブ加盟)

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標 題

⑧



【聴取要旨】



(対応案)

1 対応者

神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

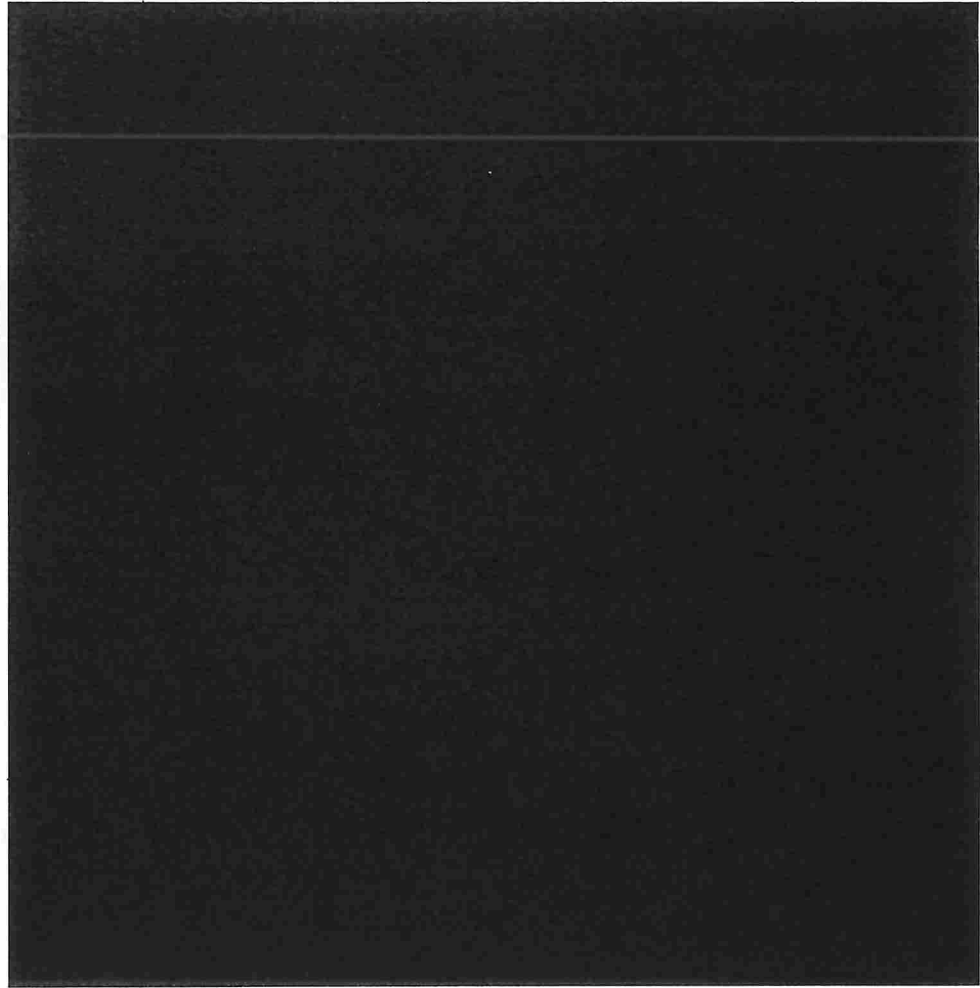
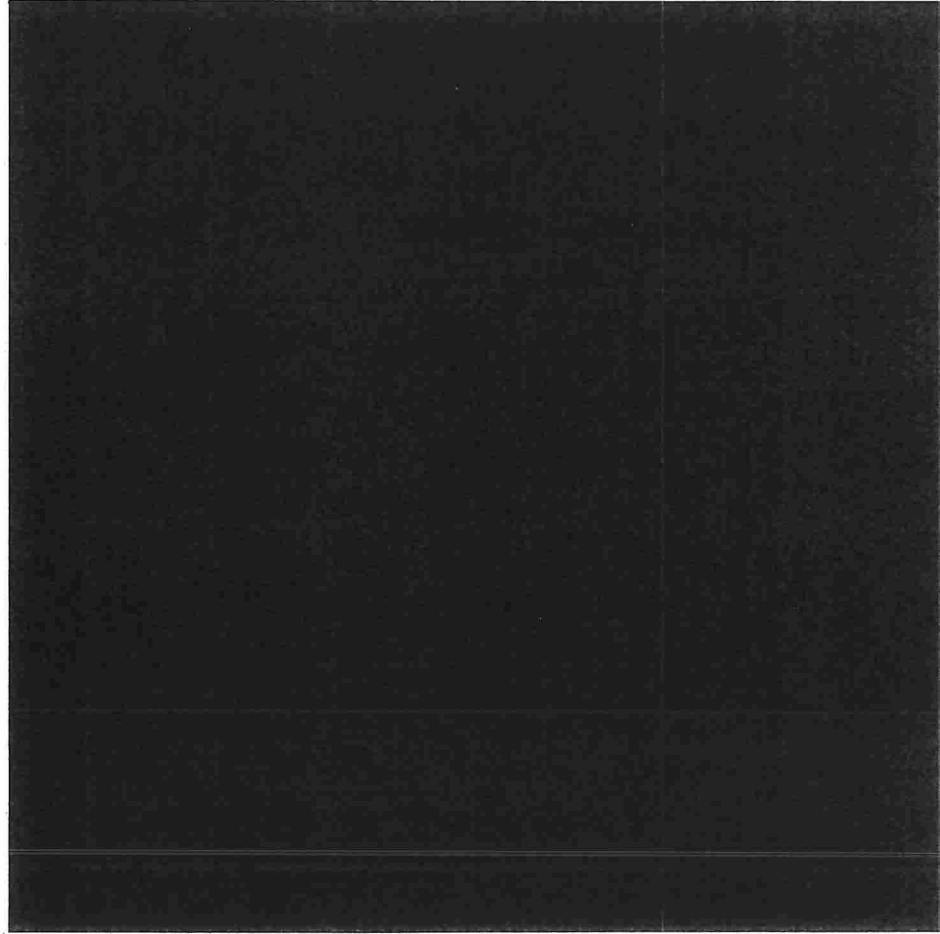


⑧

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

9

日時 平成30年12月3日(金) 午後9時53分

相手方 新聞, 放送, テレビ

(司法記者クラブ加盟)

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標題 [Redacted]

【聴取要旨】

[Redacted]

[Redacted]

(対応案)

- 1 対応者 神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[Redacted]

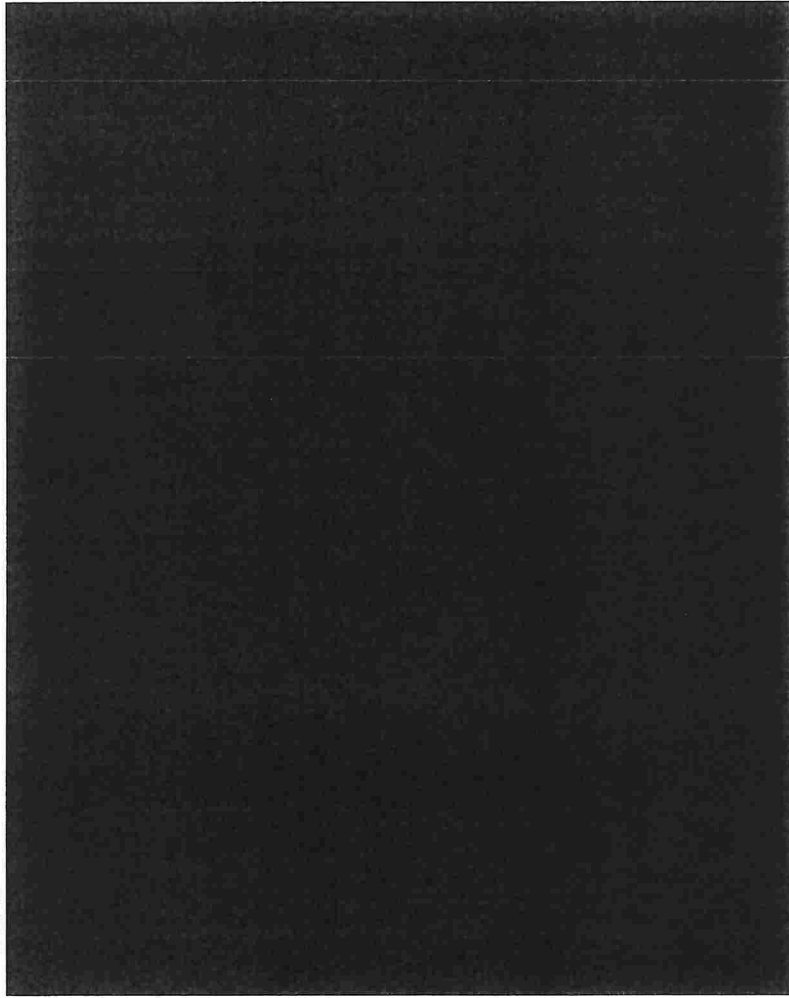
325

FAX

(平成30.12.3神戸地裁)

取付に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

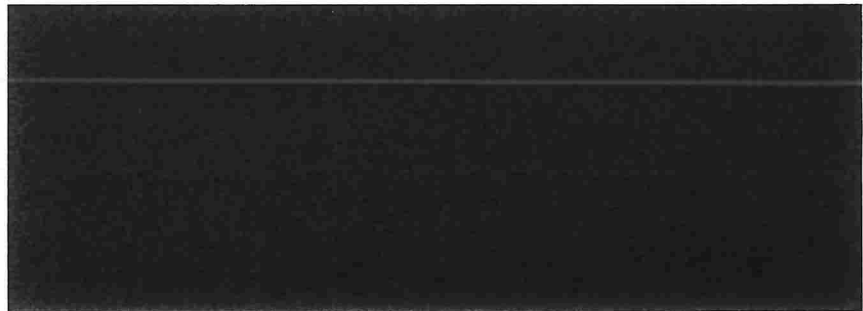
10

日時 平成30年12月3日(月) 午前・午後(0)時00分

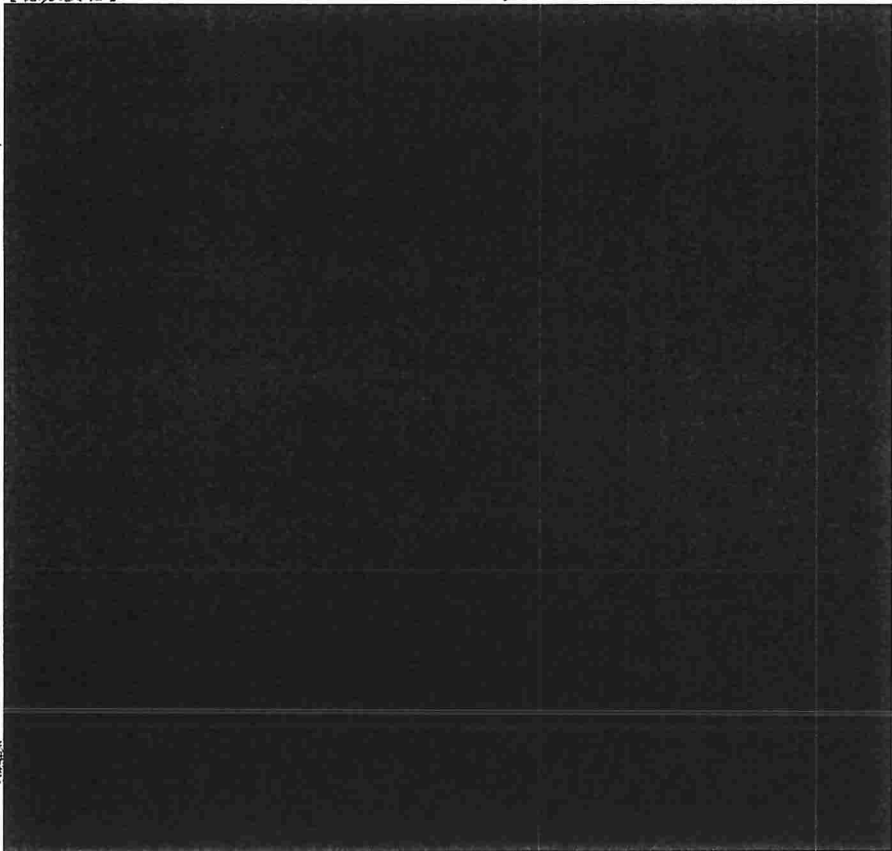
相手方 新聞, 放送, テレビ
 (司法記者クラブ加盟)

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳

標題



【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



10

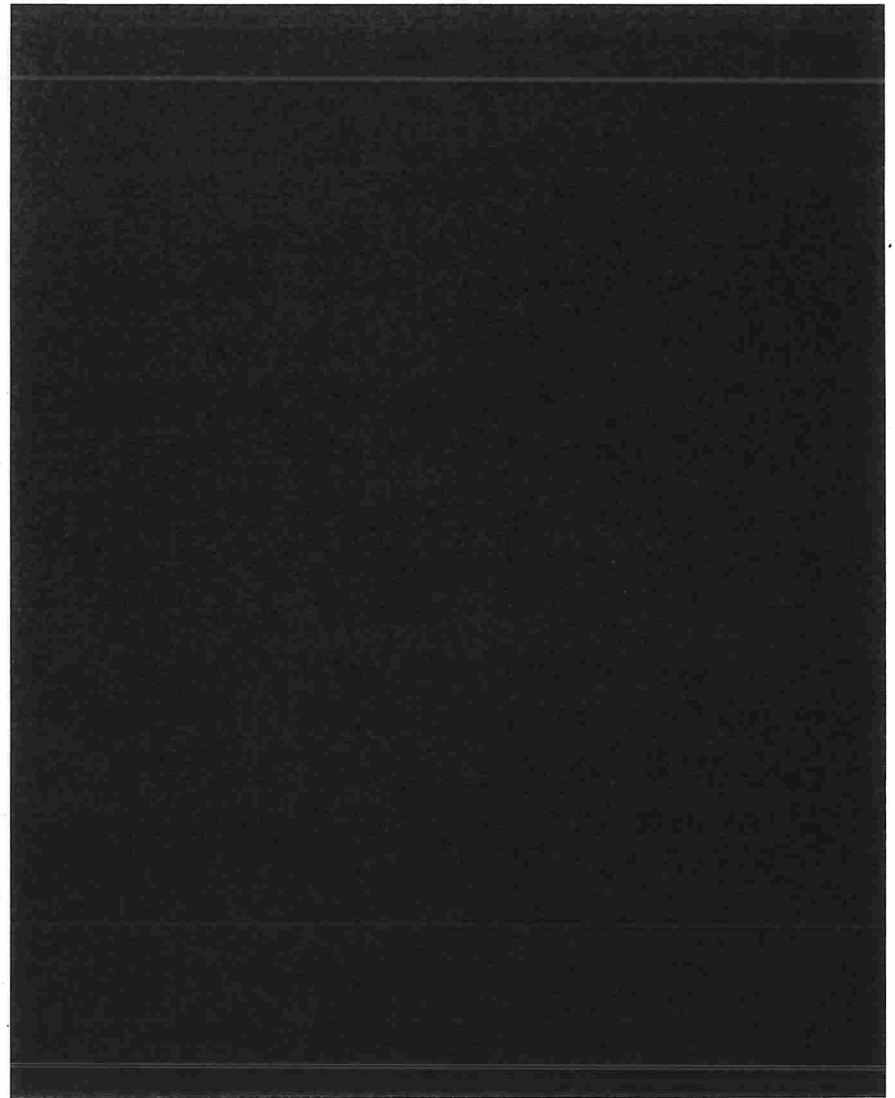
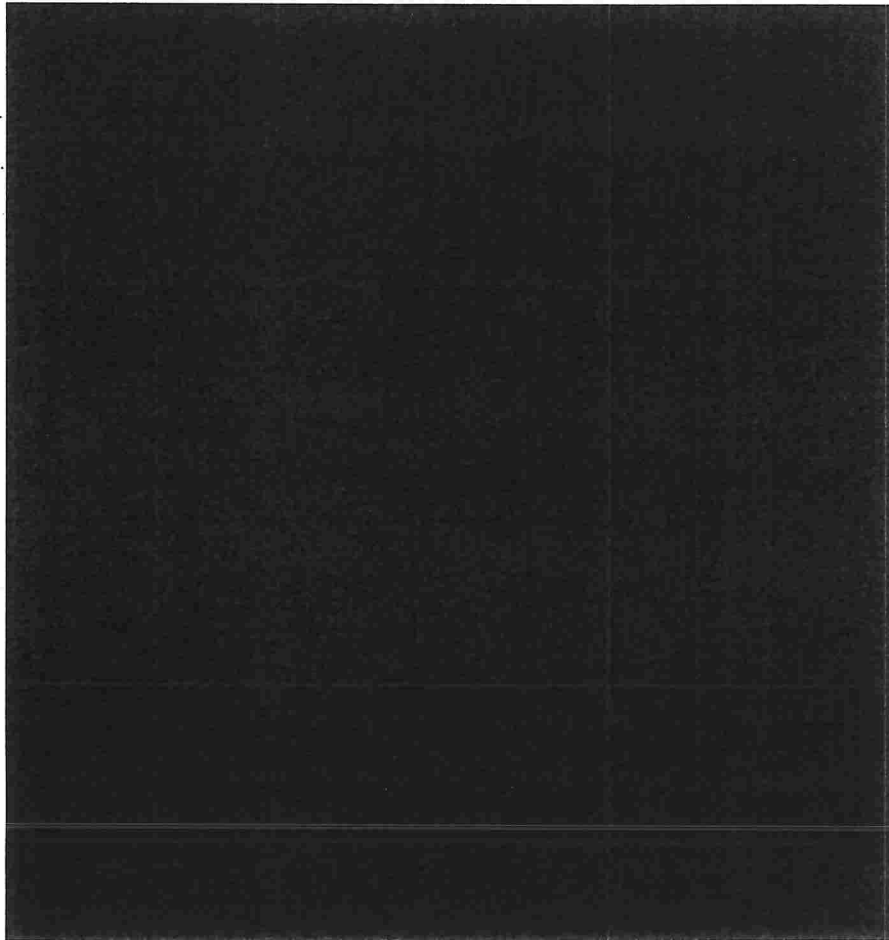
07-22

FAx

_____ (平成30. 12. 3神戸地裁)

■■■■ 取材①に対する対応案

【回答案】

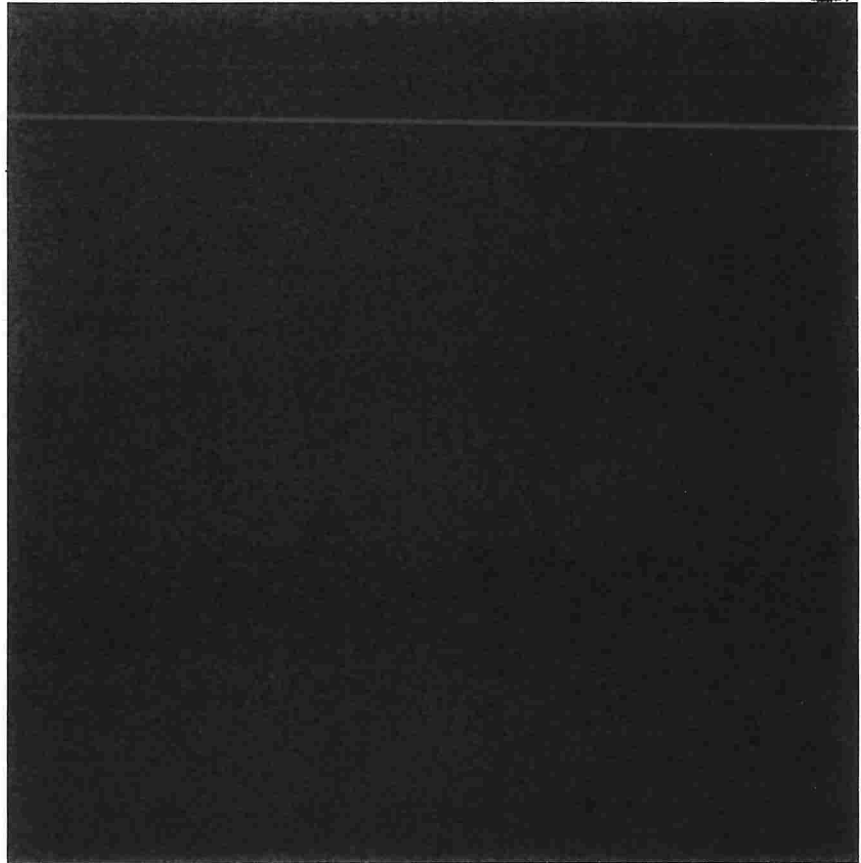
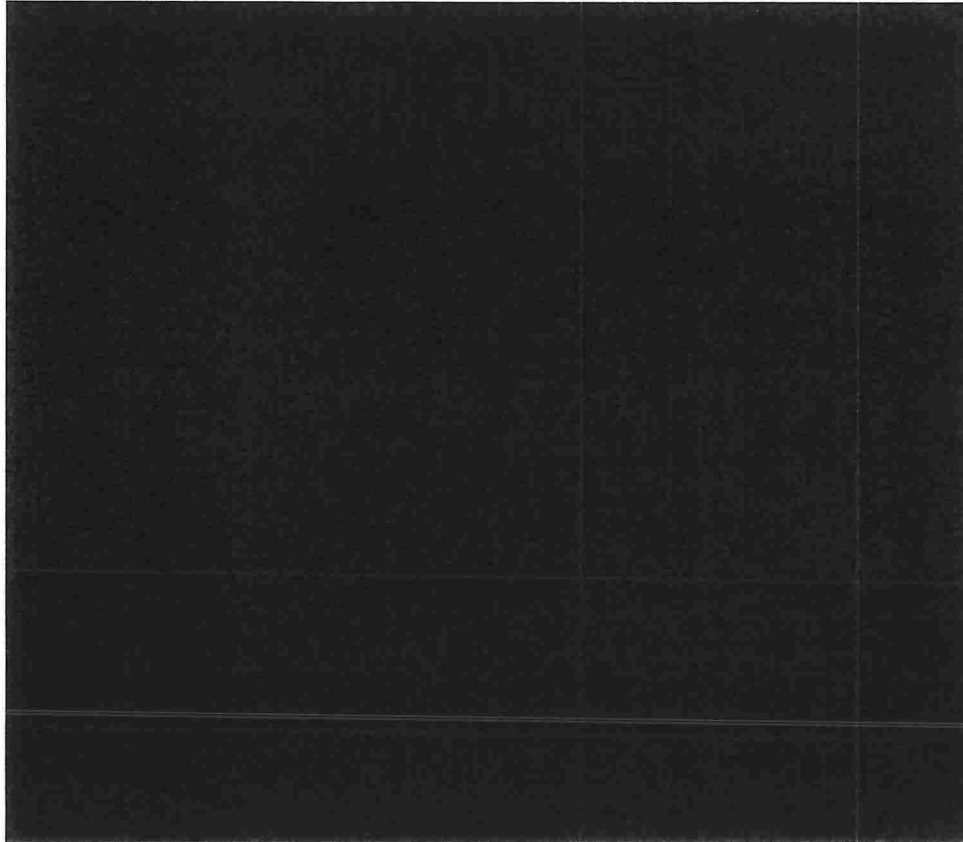


18:25 対応済

電話聴取審

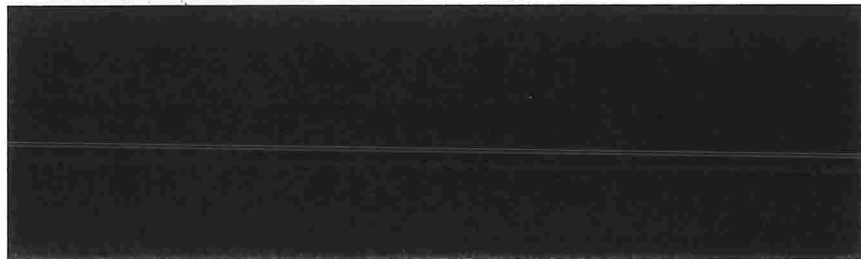
日時 平成30年12月3日(月) 午前・午後 10時00分 (2)
相手方 新聞, 放送, テレビ
(司法記者クラブ加盟)
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
標 題

【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

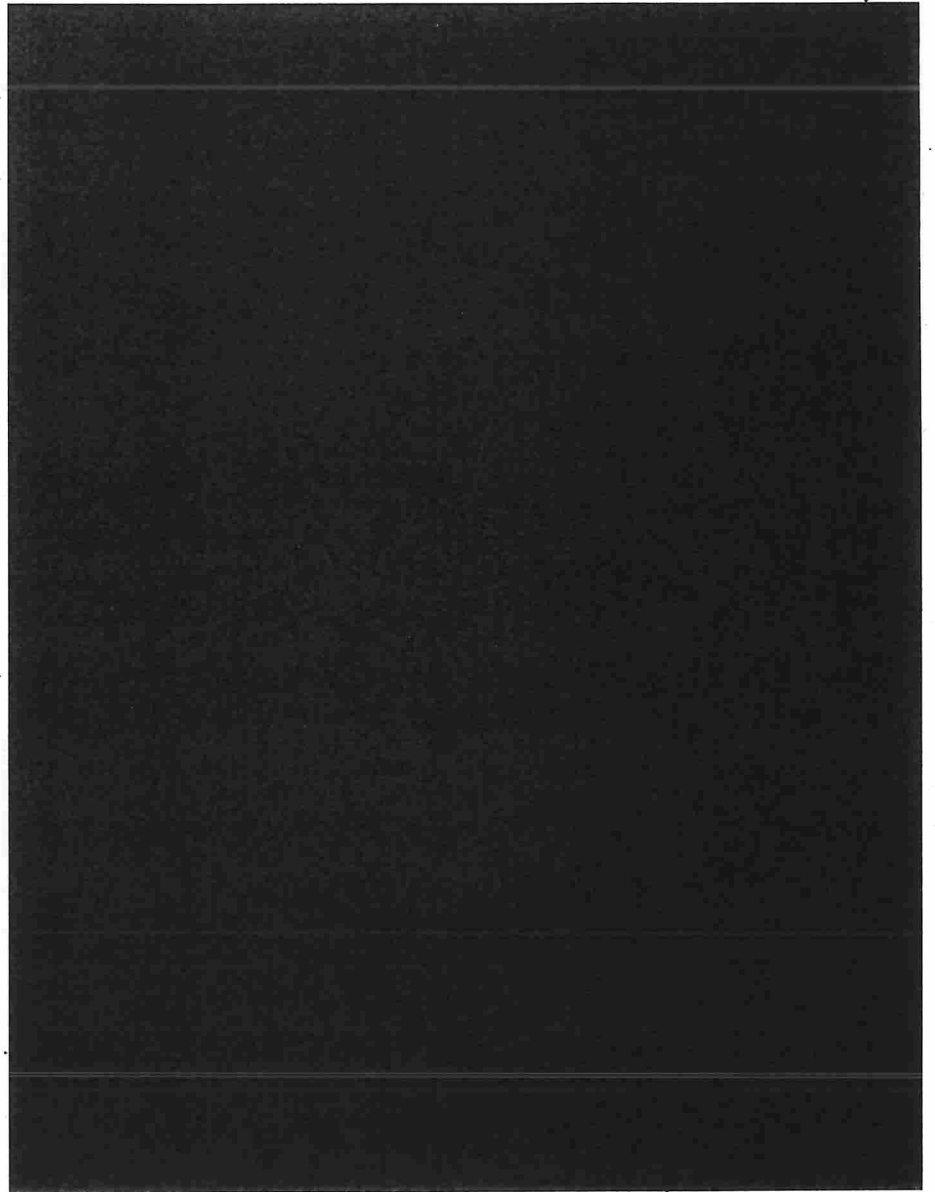
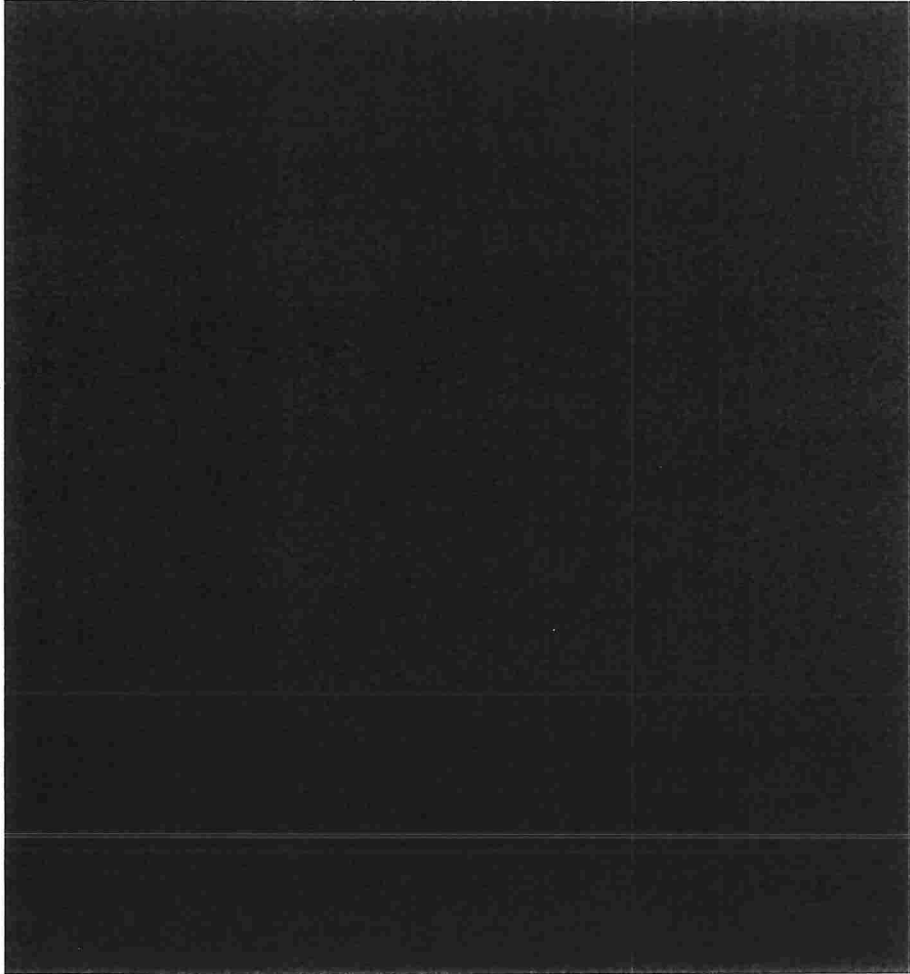


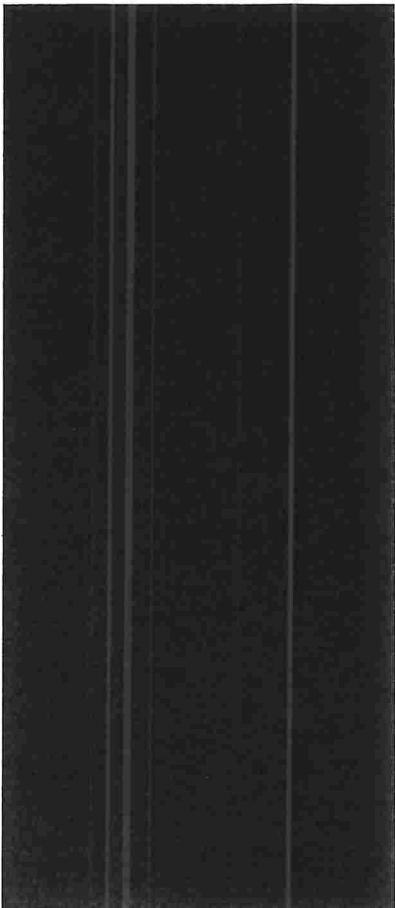
Fax ✓

(平成30.12.3神戸地裁)

■■■■取材②に対する対応案

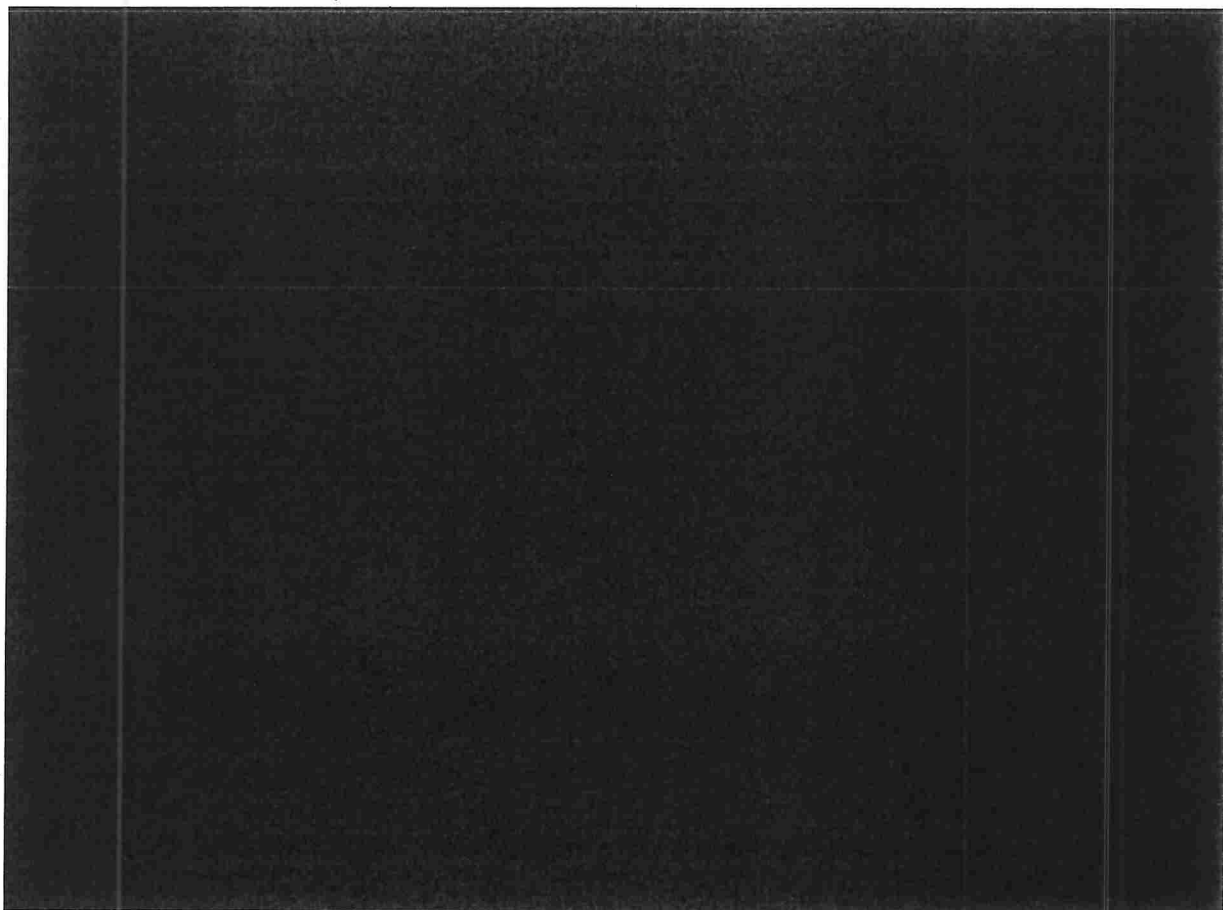
【回答案】





19:07 刘太洋了

!



電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月)午前・午後11時30分
相手方 新聞, [redacted], 放送, テレビ
(司法記者クラブ加盟) [redacted]
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
標 題 [redacted]

【聴取要旨】

[redacted]

[redacted]

(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[redacted]

以上

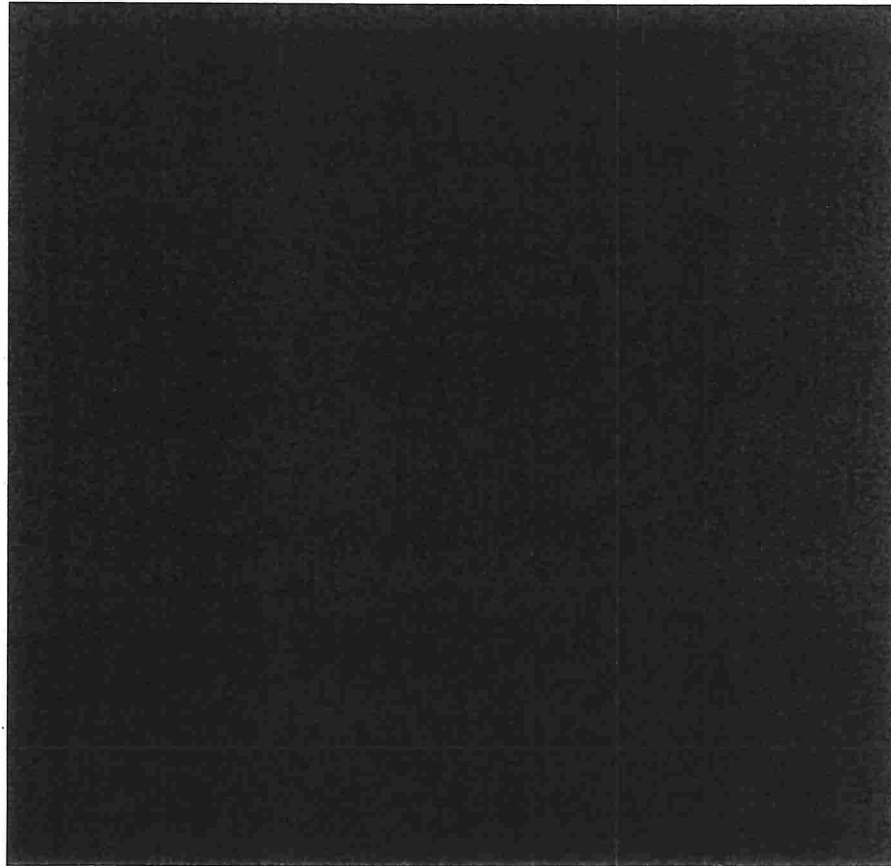
11
12

73

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



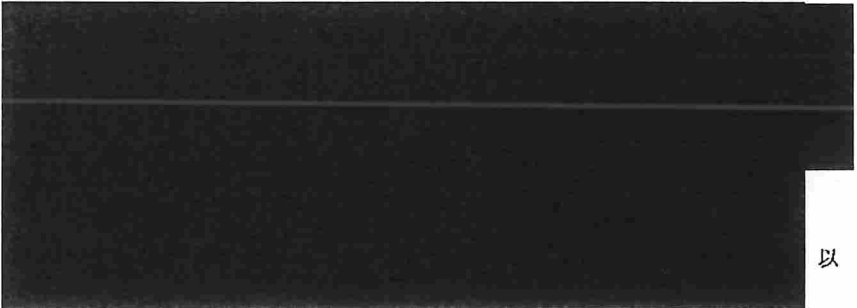
電話聴取書

日時 平成30年¹²月³日(金) 午前・^{午後} 1時41分

相手方 新聞, _____, 放送, _____ テレビ
 (司法記者クラブ加盟)

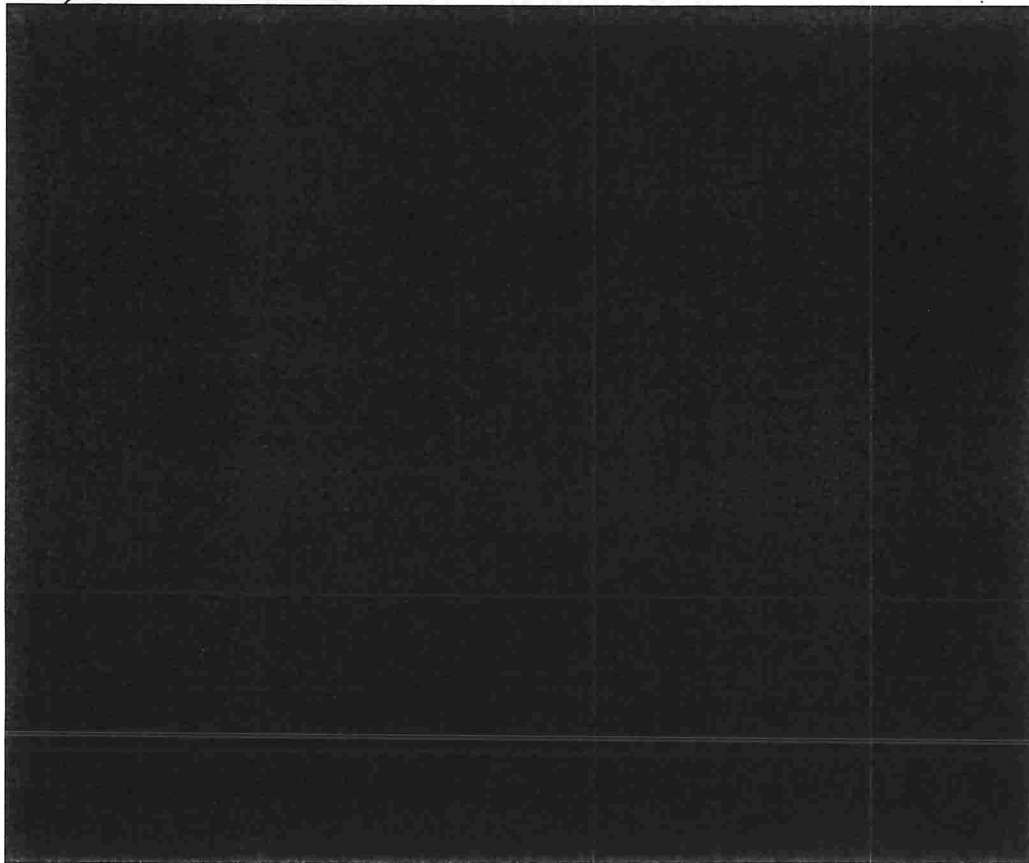
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳

標 題 _____



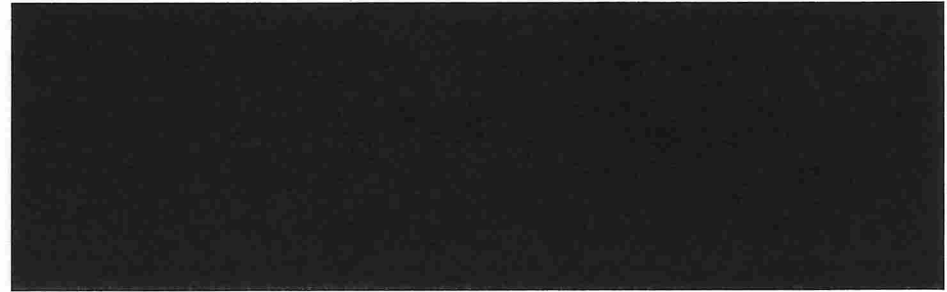
以上

【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



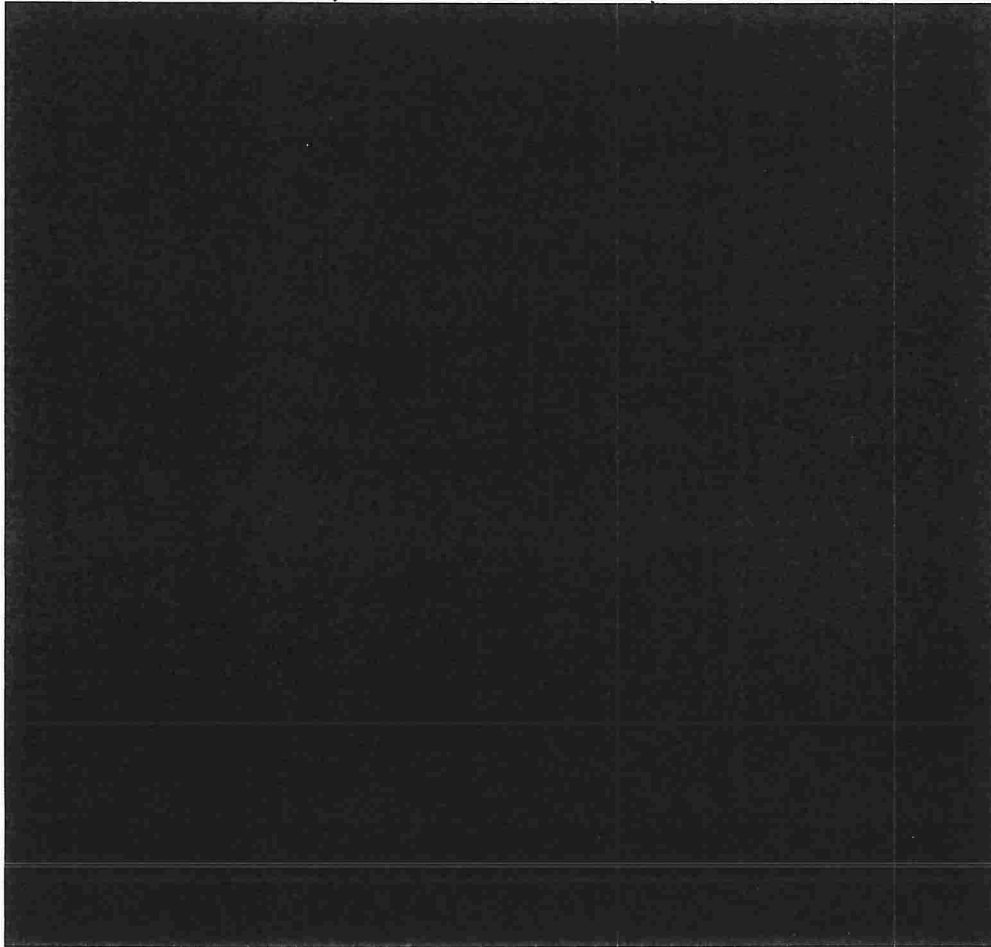
対応可。

Fax ✓

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

日時 平成30年¹²月³日(金) 午前・¹⁴午後 2時³⁵分

相手方 新聞, _____, _____放送, テレビ

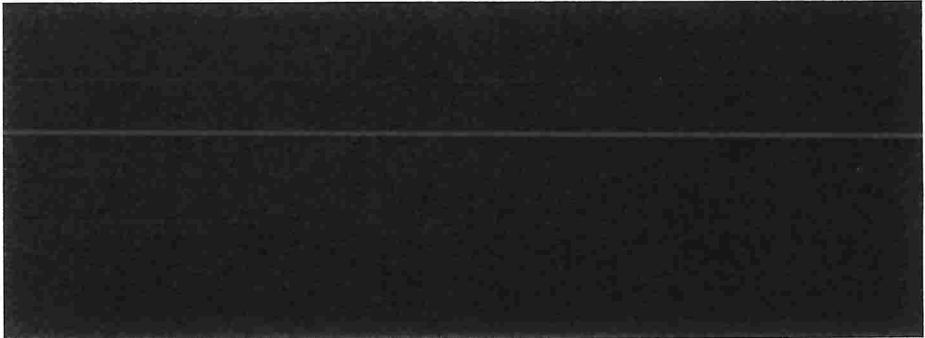
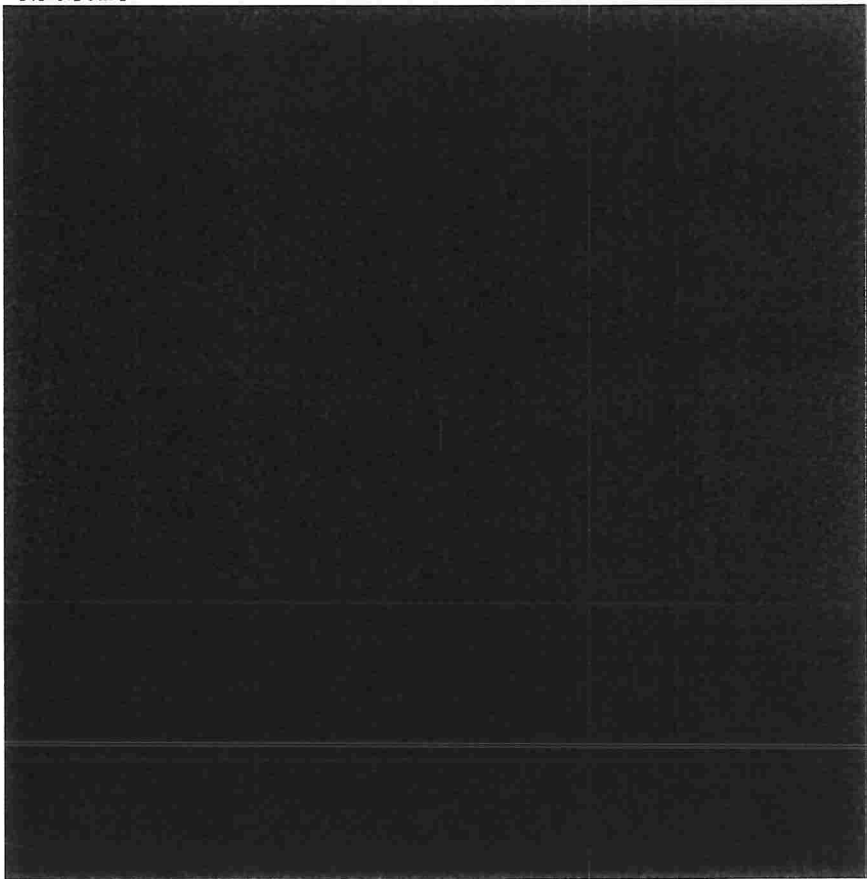
(司法記者クラブ加盟)

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

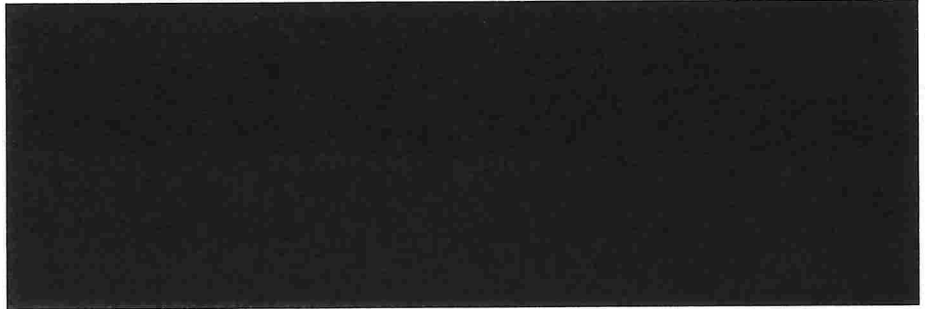
標 題 _____

【聴取要旨】



(対応案)

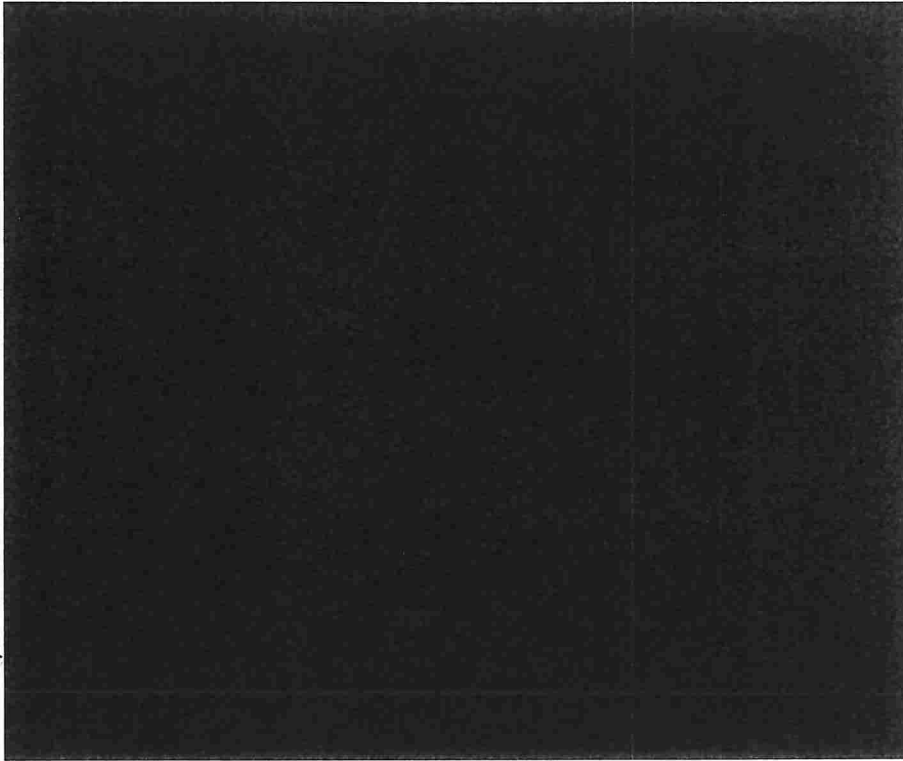
- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】

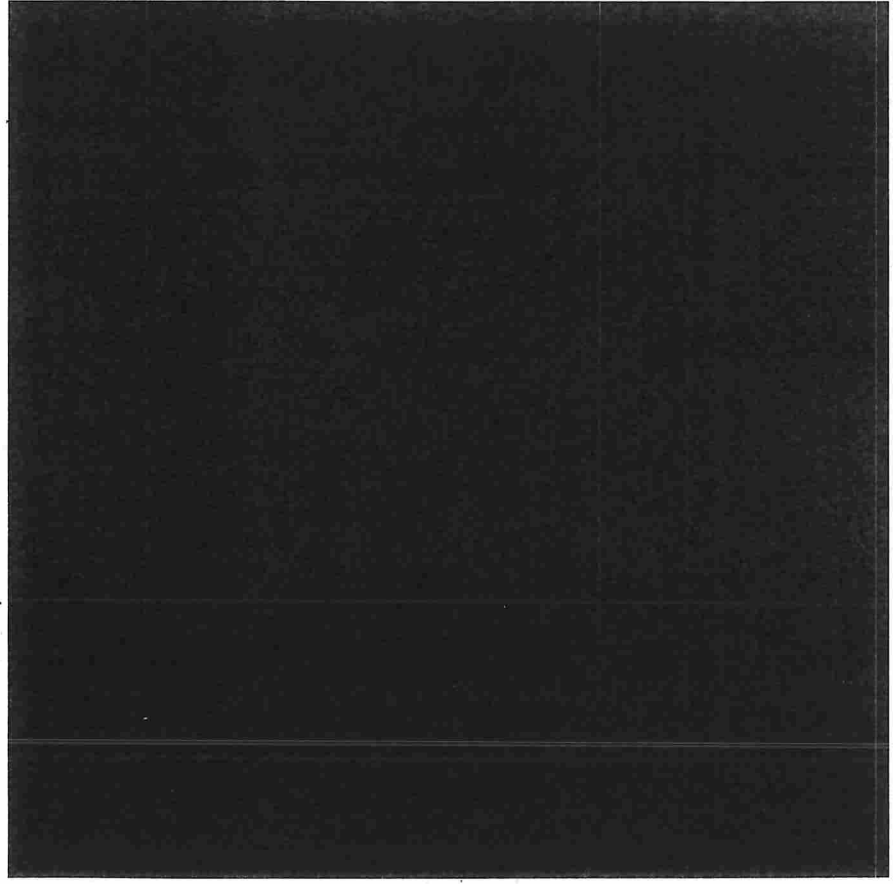


立田 不作

電話聴取書

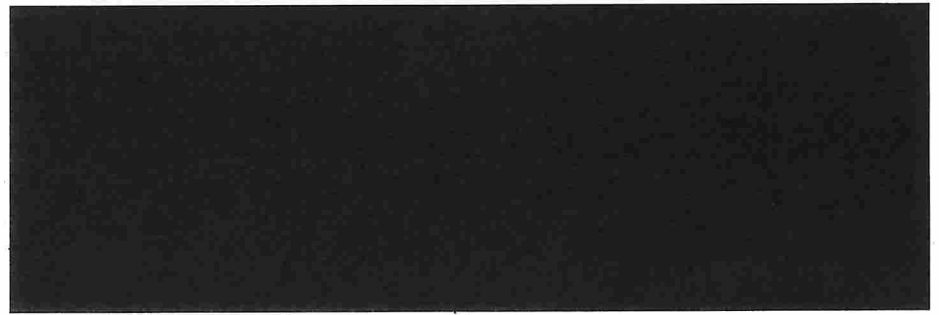
日時 平成30年¹²月³日(金) 午前・~~午後~~ 3時51分
 相手方 新聞, _____, 放送, テレビ
 (司法記者クラブ加盟) _____
 聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
 標 題 _____

【聴取要旨】



(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長



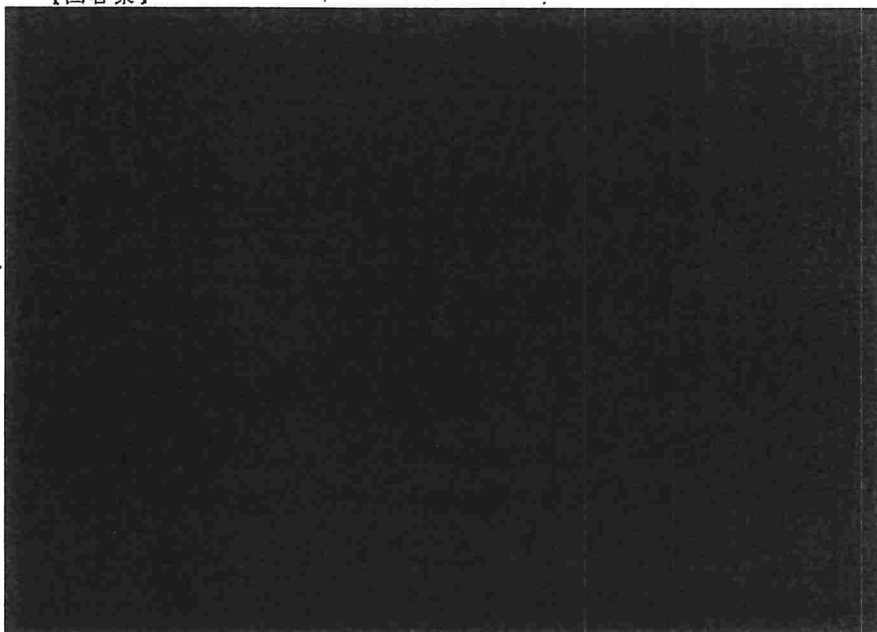
FAX ✓

※最前段修正

(平成30.12.3神戸地裁)

■■■■ (追加)取材に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月)午前・午後 4時15分
 相手方 新聞, 放送, テレビ
 (司法記者クラブ加盟)
 聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
 標題

【聴取要旨】

[Redacted content]

[Redacted content]

以上

(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

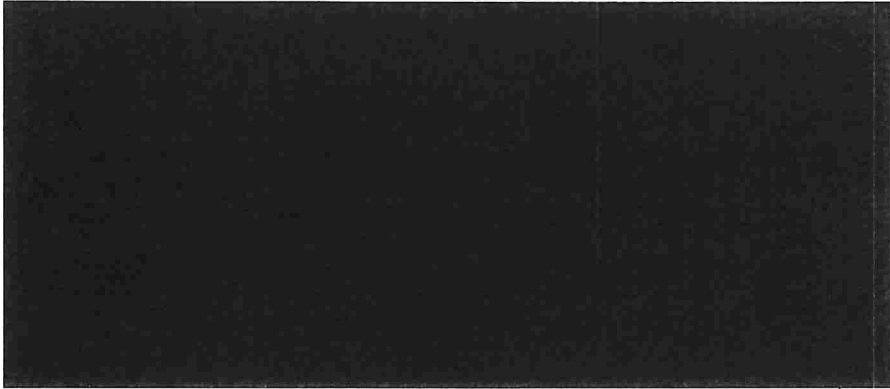
[Redacted content]

※最新裁論文

(平成30.12.3神戸地裁)

■■■■■(追加2)取材に対する対応案

【回答案】



電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月)午前・午後 4時 40分
 相手方 新聞, _____, 放送, テレビ
 (司法記者クラブ加盟) _____
 聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
 標題 _____

【聴取要旨】

[Redacted content]

[Redacted content]

以上

(対応案)

- 1 対応者
 神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[Redacted content]

※最高裁全文

(平成30.12.3神戸地裁)

取材に対する対応案

【回答案】



19:59 対応終了

電話 聴取 書

日時 平成30年12月30日(金) 午前・(後) 5時40分

相手方 新聞, 放送, テレビ

(司法記者クラブ加盟)

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

同 広報係員 後藤優佳

標 題

【聴取要旨】

[Redacted content]

[Redacted content]

以上

(対応案)

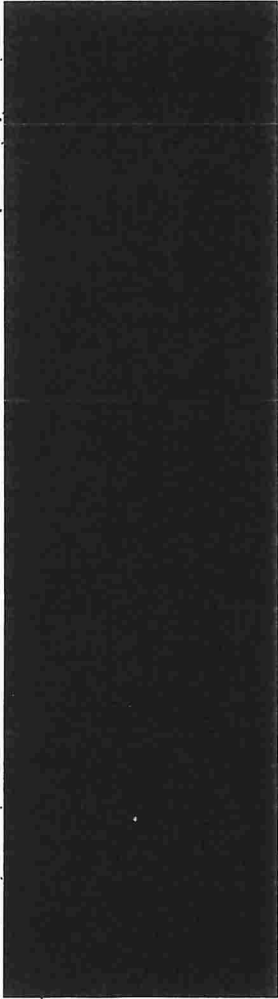
- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[Redacted content]

(平成30.1.2.3 神戸地点)

取付に対する新添添

【回答案】



電話聴取書

日時 平成30年12月3日(月) 午前・午後 6時15分
相手方 新聞, [redacted] 放送, テレビ
(司法記者クラブ加盟) [redacted]
聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也
 同 広報係員 後藤優佳
標 題 [redacted]

【聴取要旨】

[redacted]

[redacted]

以上

(対応案)

- 1 対応者
神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[redacted]

20:04 対応済
(17 [redacted] の対応案のとおり)

電話聴取書

日時 平成30年12月4日(火)午後4時40分

相手方 [REDACTED] 記者

聴取者 神戸地方裁判所事務局総務課広報係長 原田卓也

標 題 [REDACTED]

【聴取要旨】

[REDACTED]

以上

【対応者】

神戸地裁総務課課長補佐(広報担当)又は同広報係長

[REDACTED]

【対応案】

[REDACTED]

(5:50 高裁進解係長から
"意見なし")

(6:30 対応終了)